

るドミンゴ、シヨルジ常陳事件を謬り傳へたるものと断定せり。(ドミンゴは法例に反き竊に宣教師を載せ來りしとの罪を以て罰せられしものなり)前後の事情より察すれば其説當を得たるが如し。阿蘭陀船は慶長十四年と十六年とに來航したれど、その折は夫の有名なるナサウ公の親書を奉呈せしのみにて密談こそしつれ密書を呈したることなし。次に其記事に關しても怪むべき點あり、是密書を差出したる者は母呂某なりと云ふ、其身分は商館長にしても、將た亦船長にしても、日本の切支丹を代表すべき人物にあらず、斯る重大なる密書を送るべき者は日本在留の司教か若くは切支丹の首領たるべき。大名ならざるべからず、是怪むべきの第一なり。當時歐洲の國際的關係は頗る紛糾を極めたれば、何れの國も東洋に其勢力を發展するの餘力なく。西・葡の如きは其國勢衰運に傾きつゝある時なるに於てをや、たとへ餘力ありとするも、當時の軍艦兵器を以て日本の如き強國を征伐するは不可能なり、

彼我の情況を知りたる宣教師等は假りに異圖ありたるとするも、此際斯る密書を送るべき理由なし、是怪むべきの第二なり。又此頃日本には有力なる切支丹大名は一人もなく、武士並に平民の信者は數萬人ありしも彼等相互間には何等の聯絡なく、又斯る陰謀を企てたる形跡なし、迫害の起るや、彼等は皆手を束ねて慘殺を甘受し、一人の敵對行爲に出でしものなく、全然無敵拒主義を發揮せしに非ずや、是怪むべきの第三なり。密書中に佐渡の金山奉行等の姓名ありしと稱し、大久保石見守を以て切支丹謀反の主謀者の一人となし、其家の改易と切支丹の陰謀とを結び付くるものあり、彼は幕府の金山奉行として外國と信書の往復をなせしことあらんも、切支丹には關係なかりしなり。其幕府に罪を得しは金山奉行動務中の失行にあるは世既に定論あり、况哉大久保相摸守忠隣を始め當時頻々と改易されし大小名を以て切支丹の陰謀に關係あるが如く云ひなすは誣言と云ふべし、されば是密書事件を大

正文明の法律に照して審問するとせば如何なる名檢事も切支丹を謀反罪として求刑するに由なく豫審の終結を待たずして無罪放免せらるべきものなり。而して文書偽造罪及び誣告罪に問はるべきものはそれたゞ阿蘭陀人か將又背教者の徒乎切支丹の徒は斷じて罪なかりしなり。

### 第二 基督教審査使の報告

家康は切支丹の正邪利害を極めんと欲し、殊に人を西洋に派遣し、之を審査せしめ、其の報告を聞きて禁令を斷行せりと云ふ。通航一覽に左の記事あり、「時に泉州堺に西宗眞と云ふ者あり、初め九郎兵衛と稱す、茶道に達す、曾て秀吉に知られ、又家康にも知らる、慶長中家康の命を受けて西洋（阿媽港ならん）へ至り切支丹の徒となりて其法を學ぶこと三年の後、歸りて講究せし所を詳に復命したるを以て、其

教法の利害始めて明瞭となり、家康茲に禁教の意を決したり。初め宗眞の西洋に赴くや、官命を受けて教法講究の爲に渡航するものにして、事實教徒にあらずとの證據を請ひ受けたり、蓋し後の嫌疑を慮ればなり、現に其の證狀子孫に傳はりしと云ふ。」宗眞の視察に赴きし地は果して西洋諸國なりしならんか、其齋し來りし報告は歐州に於る羅馬公教會とフロラスタント教會と新舊兩教軋轢の慘狀、宗教戰爭の殘害、法皇政治の專權等當時の歐州各國の政治社會に影響を及ぼしたるあらゆる基督教の弊害を列舉したるものなりしならん、若し又歐羅巴に非ずして媽港若くは臥亞に赴きしものとすれば、彼地に於る葡萄牙人の横暴を極めて土人を壓伏しつゝありし狀景を視察し、切支丹宗と葡萄牙人とを同視したる者の眼には基督教を以て畏るべき勢力を有する宗門と誤解せしならん、何れにしても其報告の基督教に不利なりしや明なり。明治大正の現代に於てすら識者の基督教に對する觀察を誤るもの往々にし

てこれなり、況哉當時に於てをや、宗眞なるもの如何ぞ基督教の眞相を看破し得んや。

### 第三 切支丹宗徒の行爲に對する誤解

耶蘇組の支部長カルヴァルホ Carvalho が法皇へ上りし報告書中切支丹禁教の原因として擧げたる理由に、切支丹の教敵が家康に讒訴して云ふには、切支丹の徒は君主の命に叛きしものを尊崇し、又刑法の罪人を禮拜せしが故に政府の嫌疑を被りたりと。前者は有馬の信徒等が轉宗せよとの君命に従はずして殉教せしものを尊敬せしを云ひ、後者は切支丹信者にして刑法の罪人たりし者が處刑せられし時、信者等が刑場にて彼の爲に神の恩寵を祈りしことを誤傳したるものなり。家康之を聞き、斯る宗教は是れ魔法なりと云へりとぞ。有馬の信徒等が殉教者を尊敬崇拜せし

ことは前章既述の如し、彼等は信教の爲に火刑に處せられ其身を犠牲とせし志を壯なりとして之が衣服・遺體は勿論、彼等の縛り付けられたる柱までも奪掠して之を尊崇せし例證を擧て、罪人を禮拜するの適例となしぬ。主義の爲に殉難する者を尊敬するは人情の美なりと云へども、別けても切支丹宗徒は之を崇敬するの習慣あり、其極時に愚昧なる信徒が叔麥を辨ぜず誤て破廉恥罪に觸れて處刑せられし信徒を殉教者と同視し、之に尊敬を拂ひしこともありき。一六一四年（慶長十九年）の耶蘇組派の年報に左の如きものあり。

### 切支丹は罪人を禮拜すとの誤解

「先日長崎の者法禁を犯し官の極印なき銀塊を買取り、京都所司代板倉伊賀守の命により磔刑に處せられたり。然るに切支丹信者は四方より集り來りて之を崇拜し

たるに就き、御前(家康)に於て切支丹の宗義に就き御詮議あり、尙ほ又有馬殿に於て切支丹禁止の命に背きたる者共を烙刑に處せられたるに、彼の教を奉ずる者共集り來りて、焼け残りたる骨肉を熱心に切取り尊き寶として持去りたる由、上様聞召され、此の如き物を崇拜するは甚だ其意を得ずとて、切支丹の教師共を厳しく御譴責ありたり。上様は恐らく切支丹信者を罰せられざるべしと雖、上様の斯く嫌疑せらるゝ宗旨を信ずることは無益にして且つ危険なりと思はる。拙者の記述したる事は、京都より江戸へ傳へられ、江戸の商人某より上様に言上したり、上様は切支丹の教義を奇怪なるものと思召さるゝに就き、多分教師等を吟味あるべし。」

十一月十一日

附言西教史及びケレー氏の日本基督教歴史にはこれと同一の書翰を記載し長崎奉行長谷川より京都の寺院長へ贈りしものとせり。

右は家康の權臣後藤庄三郎より京都の友人へ贈りしものなりと。耶蘇組派年報には之が説明を加へて曰く、「昨年(慶長十八年或は十七年とも云ふ)長崎の一人人治郎兵衛と云ふ信者が、極印なき銀貨を仕用せしにより、賈金を融通する者なりとて京都に於て磔刑に處せられたり。同日同一の刑場に於て他に五名の罪人斬首せられたり。刑場に至る途中一般人民に觀せしめの爲め市街を引廻したるに、見物の群衆は罪人の後に隨ひ刑場に集れり。是時基督信者も刑場まで追從し、治郎兵衛を氣の毒に思ひ獄卒の槍を以て將に胸肋を突かんとするに當り、十字架の周圍に集り、彼の爲に臨終の祈禱をなし、跪きて天主を禮拜せり。然るに同場に在りし神佛信者は之を見て奇異の感をなし刑法の罪人を禮拜する者となせり」と。禁教令中「彼の伴天連の徒黨は皆政令に反忤し、神道を嫌疑し、正法を誹謗し、義を破り、善を損ひ、刑人あるを見れば、載ち欣び、載ち奔り、自拜自禮、是を以て宗之本懐と爲す、邪法

に非ずして何ぞや」とあるは斯る事實を指したるや明なり。

### 切支丹は魔法を行ふものと誤解す

又慶長十八年十一月發布されし宗教取締規則第七條に、「切支丹・悲田宗・不受不施三宗ともに一派なり、彼尊む所の本尊は午頭切支丹・丁頭佛といふ、ゆゑに丁頭大らすと名乗るなり。此佛を頼奉り鏡を見れば佛面と見え、宗旨を轉で犬と見ゆる、是邪法の鏡なり、一度是鏡を見るもの深く午頭切支丹丁頭佛を信仰し、日本を魔國と成す」云々とあり。是は當時世に行はれし傳説に基く誤解にして、其由來は切支丹來朝實記等を見れば明なり。曰く「京都の南蠻寺にては毎日人を派して、橋の下に寢臥したる乞食非人、或は山野に捨てられたる難病之者、其外在々町々にて難治病の世を渡り兼ねる貧苦の人などを尋ね出し、之に金銀衣服を給し、病人には療養を加

へければ、十中八九は本腹したり」と。こは伴天連等が慈善を施し、醫術を應用して患者を救ひしを指すことにして何等怪むべき點なきも、貧者に衣服を給し金銀を與ふる點に關して疑惑を懷きしものゝ如し。「扱又伊留滿(脩道士)は彼等に向ひ汝等は此世にて罪を作る故、未來は永却うかむせ更になし、是提宇須(神)を尊敬せざるが故なりとて、三世の鏡を取出して彼等の面を寫し見すれば、是は如何に、或は牛の顔、馬の顔、さては鳥類畜類色々の姿見ゆれば、あなあさましき來世の姿哉と、皆々悲歎したりけり。依て伊留滿は彼等に七日の勤務を命じ、期滿ちて、破天連の方丈に導かれ、再び三世の鏡に對すれば、先度の姿と替り、さも美しき紫摩黄金のはだへとなりければ、あら不思議や、有難やと、感涙を催しけり」云々とあり。伴天連等が慈善や醫療を利用して、人々を切支丹に導きしは事實ならんも、三世の鏡云々は頗る疑はし、思ふに切支丹入門者の續出するを見て、其裏面に何かの不思議あ

るならんとの推測より、斯る風説を産出し、甲より乙に傳へて遂に事實を誤傳せしめ、當局者の心を惑はし切支丹を魔法視せしにあらざるか。

### 殉教者の態度に關する疑惑

以上は誤解より出たる切支丹に對する嫌疑なるが、爰に當局者をして奇怪の感・嫌惡の念を起さしめし事實あり、宗教取締規則第一條に、一切支丹の法は死を不顧火に入るも不<sub>レ</sub>燒水に入るも不<sub>レ</sub>溺、身より血を出して、死を成すを成佛と立る故に、天下の法度嚴密なり、依<sub>レ</sub>之死を輕ふする者吟味を遂ぐ可き事」とある是なり。當時伴天連等の傳へし基督教は頗る厭世的にして、現社會と沒交渉ならしめんとの傾向あり、現世に在て苦痛を忍び、來世に於て天國へ昇るを、救の眞意義と解し、基督教の爲に殉死して、流す所の血は、天國へ入るの左券と信じたれば、迫害の起るや、殉教

を以て無上の榮譽最上の救拯となし、信徒相爭ふて死に赴かんとし、當局者を困迷せしめたりき。切支丹に取りて、殉教は生命なり、榮譽なり、世誰か殉教者の志操を尊重せざるものあらん、されど殉教を以て切支丹信徒唯一の目的となし、殊更に死せんことを望み、甚しきに至りては、殉教せんが爲に、わざと日本へ渡來せし伴天連の如き佐汰の限りと云ふべし。斯く社會に對する基督者の使命を蔑みし、天賦の生命を浪費するに至りては俗に云ふ犬死にして、自殺と何ぞ選ばん。日本の殉教者の多數は、「假令われ我<sup>わが</sup>凡ての所有を施し、又焚かるゝ爲に我身を棄るとも、若し愛なくば我に益なし」とある聖句に該當するは遺憾と云はざるを得ず、形式は殉教なるも其の精神は全然利己的にして愛神愛人愛國の念毫もなきものあり、吾人が殉教者の傳記を讀みて骨動き血湧くの感に堪へざるものあると、同時に何となく同情の念起らず、反て嫌惡の感を生ぜしむるものは、愛なき殉教者の精神なり。當局者が

切支丹の徒の妄りに生命を軽ずるを見て、人情に背く不思儀の宗教、奇怪の教法と思惟し、之を嫌惡せしも一理ありと云ふべし。

## 第五編 禁教令發布後の基督教

### 第一章 家康時代の基督教徒迫害

所司代板倉伊賀守京都在留の宣教師を追放す

切支丹奉行大久保忠隣京都に來り切支丹を處分す

禁教令の發布せらるゝや、徳川幕府は列藩に令して之が勵行を迫り、其領内に在る外國宣教師を長崎へ送り、切支丹寺院を破棄し、信徒の轉宗を強行すべきを命ず。之より先き、幕府は京都所司代板倉伊賀守勝重に命じ、近畿に在る基督信者の名簿を作らしむ、勝重固より好意を以て基督教徒を保護せし者なれば、敢て教民を箝迫するを欲せず、其名簿を作るに當りて其計算頗る寛大にして、其管内に七千有

餘の信徒ありしも、幕府への届出には一千六百人と記しありしと云ふ。(バジエール)  
既にして幕府の禁教令出るや、勝重外國宣教師に早々長崎へ引揚ぐべきを命ず。是  
時京都に在りし耶蘇組の者拾五人、司祭マツト De. Mator 形勢の容易ならざるを  
探知し、部下の宣教師をして家毎に信徒を歴訪し之を激勵して以て迫害に當るの準  
備をなさしめ。且つ三名の宣教師を潜伏せしめて以て信徒の保護に任じ、已は残る  
十一名の同僚と共に京都を引揚ぐるに決す。板倉則ち船七艘を雇して彼等を護送せ  
しむ。途中伏見・大坂の地に於て各派宣教師の同乗するもの多く、別に二艘の警護  
船を仕立、海路之を長崎へ送れり。(慶長十九年の一月にして、  
十八日の後長崎へ達せり)既にして徳川の老臣たる小  
田原の城主大久保相摸守忠隣たぢか幕令により特派切支丹奉行として京都に来る。忠隣元  
宣教師に好意を有せしのみならず、大久保石見守事件に聯關して幕府の嫌疑を蒙り  
し身なれば、今や功績を立て、忠誠を表するの意急なりし故か京都の基督教徒を迫

害すること極めて嚴酷にして、先づ勝重と謀り、一字の寺院、二箇の禮拜堂及び教  
師館を破壊し、教徒に嚴命し棄教を促して曰く、切支丹宗に執着して棄教を肯せざ  
る者は焚刑に處すべし、被刑者各々木柱を携へて出頭すべしと。教徒命を奉じ夥多  
の木柱を運送し、役所の門前に集るもの數百人、中には一貧夫の衣服を賣り、一窮  
婦の帯を賣りて木柱を購求し來りしものもありしといふ。

### 京都の切支丹迫害、ころびの由來

京都に切支丹の尼寺あり、天主に献身し獨身生活を誓約せし信女の團體にして、  
大名貴族の寡婦及び處女多く、飛彈守如安の妹、内藤ジュリヤ之が長たり。迫害の  
起るや、先づ處女等に移して安全の地に潜し、老婦人等のみ留まりて殉教を覺悟し  
其日の至るを待てり。忠隣官吏を尼寺に遣はし、彼等に棄教を命じ、之を説諭する



こと數日、其肯ぜざるを見て之を捕へ、米俵の中に入れて堅く之を縛し、京都市中を引廻し、洛外の刑場に至りて之を放棄し、群衆嘲笑の中に一日一夜寒風に曝し、之を懲戒せしも、更に其効なきを以て、一先づ之を解放し、自宅に檻して幕府の後命を待たしむ。蓋し是婦人等は由緒正しき貴族の出なれば、忠隣の獨斷處分を許さざりしなり。

京都の松原一帯の地方は切支丹信者の淵藪にして人呼で切支丹町と稱す。迫害の苛酷なるも亦此街を以て最も甚しとす。忠隣是地の男子を悉く驅逐し後ち其妻子を捕へ之を米俵の中に入れ五所結にして首ばかりを出し一見其人を認め易からしめ之を五條河原に算盤積にせしが、斯くては下層に置かれたる婦人の氣絶する恐あるを以て、再び之を駢列し、大雪寒風の中に曝露すること一晝夜、後終に棄教せざる者を殺し、松原一帯空地となるに至りぬ。尋て伏見・大坂及び堺の地に迫害を及ぼし

犯禁者六拾餘名を燒殺せしに皆欣然として刑に就けり、而して士分の者七拾壹名(京都四十七大坂二十四)は暫く之を檻禁し、後幕命により流罪を宣告し、敦賀より船にて陸奥へ送り、津輕候の下へ檻禁せり、而して津輕候は信者たりしを以て頗る之を優待せしといふ。吉利支丹物語に當時の情況を記して曰く

江戸より大久保さがみの守御奉行として、らく中、大坂、さかへ、なら、きゝつ  
け次第たわらにいれ給ふ、たわら二まいにまき、五ところゆいにして、くびばか  
りいだしければ、さながらみの蟲のごとし、先京中のもの共は、四條・五條の  
かはら河原にさんつみにして、五十石卅石つゝつみかさね、ちうち、らばのたぐひは、  
ひしとならべをかれたり、見物のものは、京中をうちふるうたりと見えたり、あ  
さよりひる時分までは口器量ちぎりやうにして、ぜんすまるくとなへて、あひあ  
ひに申やう、さてもありがたの御事や、ないくはかやうの大なんにあひ、でう

さまの御たすけにあづかり、はらいそ<sup>天国</sup>うへむまれて、らくくわつけいにほしい<sup>欲</sup>  
 ひもじなる事もなく、やうらくをさげてゐると、どみんど、おしめしごと<sup>儀</sup>にちや  
 うもんす、はやくうち御ころし候へと人ごとにつぶやきける、むまのこくも過  
 ひづじのかしらになる時分に、一人が申やうは、いざみなころぶまひか、後生は  
 みてこぬ事なればおつての事、とかくひだるうてめ<sup>眼</sup>がまひさう也、其うへ此中の  
 だんぎごとに、大なんにあふときは、百みのおんじき<sup>飲食</sup>をあたへ、てんの上へひき  
 あげ給ふよしうけ給り候へどもけふはせんべいを一まい、あめを一ぼんくるゝ物  
 なし、夕べくうたるまゝなれば、むしがこみあげ、むねがしわるといふ、又した  
 づみになりたる物の申やう、うへよりをしつけられ、もちおもりがして、いきが  
 きるゝ、ぎりもぐわい<sup>義理</sup>ふんも思はれず、いざころへといくどうおんに申ければ、  
 なぐれくちになつて、河原のうちは時のこゑをあげてわらいけり、さてさうしき

衆町々へ人をはしらかし、うけ人がたをさせ、みなをのが家々へ歸る所に、あ  
 とに五六十人のこりてひけうくとのしりければ、せうくのはぢにこそ、うそ  
 もふかるれ、これよりしてはめんくさばき、後生はねずみいたちに生るゝ共かま  
 いなしと、うちわくづれに成てかへりける、さてさうしき衆あとにのこるやつば  
 らをにくみ、たき木を四五だとりよせ見せて、夕ざりは夜どをしに、やせ、大は<sup>八潮</sup>  
 ら、いわくら、なかに、しづはら、花ぞのよりしばわり木二三百だ來べし、あ<sup>岩倉</sup>  
 すのあかつきは、山のごとくつみあげて、一どに火あぶりにしてくれんといふを  
 きつて、大けでん<sup>露</sup>をしてふるいく、さうしきのかしら、松尾・松むら・あぎ野・  
 いがらしをよびていふやう一たんのぎりにこそは今までこたへて候へ、はやくこ  
 るばせて下され候へと、いろくどきつれて申によつて、わらいくたわらよ  
 り出されけるとかや。

## 切支丹奉行大久保忠隣の流罪

斯くて近畿地方切支丹宗徒の迫害日を追ふてますます峻厳ならんとするに當り、家康突然板倉勝重をして幕命を傳へしめ、大久保忠隣を流罪に處し、其所領を沒收し、之を近江の伊井直孝に預く、爰に至りて切支丹處分も一時中止の姿となりぬ。

大久保忠隣の罪を蒙りし理由の表面にあらはれしものは、家康秀忠兩御所の御聽にも達ずして、恣に養女を山口伊豆守重信の妻となし、執事の身として憲法を犯す其罪殊に輕からずと云ふにあり、然るに其裏面には先年病没後妻子一族の處刑せられし金山奉行大久保長安の陰謀に組し、越後少將忠輝を奉じ、切支丹に通じて、不軌を謀らんとし、現に連判狀中に相模守の名あり、忠隣の改易せられしは之が爲なりと云ふ説あるも採るに足らず。前章に於て略説せしか如く、是の陰謀の張本人と

見做されし金山奉行大久保石見守一家の罰せられしは公金を私せし罪にして、謀反云々は跡方もなき取沙汰なりとは世既に定説あり、本人にして然り、況哉忠隣に於いておや。大久保家は三河以來徳川譜代の臣にして、その上忠隣は忠誠なる功臣なり、現に秀忠將軍の執事として本多佐渡守正信と肩をならべし權臣なり、如何ぞ斯る陰謀に組することならん(若し陰謀ありしとするも)況哉此が切支丹に關係あるが如く説くは甚しき誣言と云ふべし。徳川時代に於ては反逆事件あれば、必ず之を切支丹と結び付け、之が邪法たるの印象を強からしめんと試みしが如し、由井正雪の如き、大鹽平八郎の如き、謀反人は皆切支丹に關係ありとなせしは沙汰の限りと云ふべし。藩翰譜に曰く、

「ことしの冬(慶長十八年)大御所(家康)駿河より江戸へならせ玉ひ、程なく江戸をたゞせ玉ひて、相模國中原の御旅館に入らせ給ひし夜、馬場入左衛門といふ

老翁、御館へ参りて、本多佐渡守に申事あり、この馬場といふ者は、元は甲斐の武田が士年頃御勘氣を蒙て、相摸守に預られて小田原の城にあり、相摸守に我罪申披て給はれといへど、事叶ざるを大に恨みて、年月を送りしに、此春養女の事によつて、根摸守も御覺よからぬと聞て、大に悦び、急度案じ出だしけるは、本多、日比大久保と不快の沙汰あれば、此人に就き、相州が事、讒して、御咎を蒙るべしと思ひすまして、八十有餘の馬場が、いく程のよはひに如何ばかりの榮花を誇らんとてか、あらぬ事ども思ふさまに書認めて、彼旅館に参りて捧しかば、俄に此處より江戸へ引返させ給ひ、相摸守をして都にのぼり、邪法を禁ずべしと仰下され、都に上りし跡へ御使ありて郎徒等を追ひ出され、城をも毀たれ、やがて大御所江戸を御立ありて小田原へ至らせ給へば、將軍家も同じく彼城に來らせ給ひ、御對面の後、大御所は駿河へ趣かせ給ひしに、同日將軍家も江戸へ歸らせ

給ひ、將軍家奉行職に、相摸守父子と音信を通ずまじき由の起證文を奉らしめらる云々、此趣によりて此獄の事は大略知るべきものか。」

爰に云ふ馬場と云ふ老人は大久保石見事件に聯關して忠隣に御預となりし者なり、而して忠隣は石見守長安の苗字親なれば、長安の蹉跌以來大に面目を失し、疑の其身に罹らんことを恐れ馬場の請求を容れず、却て酷に之を取扱ひしより、馬場の怨を受け切支丹に關係ありなどあらぬ罪を訴へられ、平常より忠隣の權威を妬み、機を見て之を陥れんと伺ひ居たる、本多正信父子の乗ずる所となりて退けらるるに至れり。是全く本多・大久保兩家の政争に基くものにして、切支丹には毫も關係なきなり、忠隣の小田原を出立せしは慶長十九年一月五日にして、京都へ着せしは同月十八日、同月廿四日を以て流罪を宣告されしと云ふ。

## 大久保石見守反逆事件の真相

武家盛衰記に曰く上總介殿全盛の時分大久保十兵衛と云大悪無道の者諸人を苦しめ、其上諸國の大小名をも大勢邪法に引入れ頗る大事を巧みたり抑も彼長安（十兵衛）は甲州の住人にて武田信玄の扶持人、樂なり家康公の御代終には御家人とせられ渠才覚發明なる男にて追従輕薄の數を盡し頓て御所様へ出頭し御旨に叶ふ是故に段々御取立となり三萬石まで拜領す其の上從五位石見守と叙任すること宜加の者なれ（家康十兵衛を擧て鐵山の奉行とす伊豆の金山産出する所多く家康の財政始て豊なり大久保忠鄰甚だ猿樂を好む、十兵衛の榮達を喜び之に自家の苗字を分ちて大久保長安と名のよしむ）其後又國々御臺所の御藏を預る上に諸國の金山銀山等支配まで仰付られたり其の後重病を受け種々をそろしき眞似をして年來非道不義を行ひし一生の身の悪行を大勢に云ひ晝夜騒ぎ狂ひ身の悪事を語り盡し終に慶長十八年癸丑四月廿五日に死したりけり今一兩年存命せば重罪顯はれ車ざき牛ざきにも可被行かりし身が早く死にけるこそ仕合なれ御所不審に被思召し長安の惣領藤十郎が父の遺言を無視し長安の妾等に金銀を分配せざりしより妾等怒り

て是事を駿府へ嘸へ出てしなりと一石見守が常に心易く目を掛けたる女の中に諸事打任せ置きたる者あらん召よせて尋よと宣へば石州寵愛の女を連れ來りて上意の旨を申渡す時に其女申上る様何やらん私も不存候得共石見守常に秘藏せられ我々にも用心せよと仰せられ寢間の下に石の櫃を二重に致させ其中に蒔繪の箱御座候と申上る依て彼所を堀穿すの筈を取らせ御覽あるに異國へ日本の寶物を渡したる目録と且日本を攻めさせんと云密通の狀其上日本大名の内一味連判せし誓紙上總介殿を大將に引入たる次第其外謀逆を起す刻諸國へ手入の術吉利丹を弘むることども誠に身の毛餘立程の書狀數通ありけり家康公も大に驚かせ玉ひ扱々言語道斷の大悪人とあきれ玉ひ同年七月九日石見守が總領藤十郎其弟外記、權左、雲十郎を始とし其外越後播磨佐渡等に有りし子供以上七人磔罪斬罪に仰付られ其一類縁者をば御吟味の上にて或は切腹或は成敗追放又は流罪に行玉ふ誠に危き事共なり扱て謀叛の諸大名をも其事となく御糺明あり忠輝卿を始とし其の頃大勢所領召上られ流刑遠島し玉ふなり併し其の事となく外の儀にて領地召上らるれば世人は不審に思ひたりと。

徳川幕府時代史の著者池田氏は是の事件に關して左の如く云へり是事たる諸先輩一人として異議をいれた

る人なきが如しと雖も余は甚だこれを疑ふものなり何となれば寢間の床下に石の櫃二重にして黒塗の箱ありしと云は殆ど演劇的にして全然虚構ならん幕府は海外諸國と通商貿易を舉行したれば暹羅東捕塞呂宗安南スペインに至るまで年々彼我の商人往復したるを以て彼國主より幕府に書翰方物を呈する毎に幕府の老中及び長崎奉行其の他羽振能き役人へも書翰土宜を贈りしに相違なし(鑛山の事は殊に西班牙と關係あり)然るに當時海外の事情暗きより掌大の島國にても凡てこれを何々國主と本邦人は稱せしなれば長安も海外國王の書翰なりとて、これを珍蔵せしに相違なし(長安へ贈りたる書翰は此時沒收により今傳はらず)中にもスペイン及び臺灣所在の和蘭陀人等は各々其國の文字を用ひて別に漢譯の書と二通づゝ贈るの例なりしを以て此原文は當時切支丹文字と本邦人の稱せしものなれば此書を見て切支丹宗門を勤むる約束書など附會せしに相違なし然れば日本を計るの手引云も亦此原書に附會せるに相違なし假に一步を譲り手引の約束したりとするも其何國たるやは茫漠として定かならず、彌手引の約束をせしならば慶長十八九年若くは其翌年頃にても何れの國よりか日本へ兵を向けざるべからざるに其事なきのみならず今日に於て當時是等諸外國の狀勢を察するに明辨を始として萬里の波濤を總て日本へ兵を向る程の有力國は一もあらず、又

異國の唐物名物夥しく名もしれぬ物ありと云ふも是等諸外國主よりの贈品を見たる幕府小吏の評言なるべし家康の怒りて長安の死體を始め子供家來の果までも嚴科に處せしは全く勘定の引負即ち私慾露顯したるためにて其他の意味なかりしならん此後とても郡代伊奈備前守其他諸所代官の内にて引負のため切腹死罪改易などに處せられしもの數名あり天保年間に至りても金座の後藤三右衛門が引負のため死罪獄門になりしは現今の老輩が親しく見聞せる所なり、又巻物は(速判書)長安が私慾したる金銀を贈還若くは貸與したる人名帳と思はる其上上總介忠輝を初筆とあるも忠輝は主筋なるが上に長安家康の命を受けて彼家の財政を監督したる密接の關係もありしなれば左もありなん、次は必ず大久保忠隣にてありしならん、然るにこれを以て謀叛の連判帳なりと誣言せしは當時此獄に關係したる一部下僚の輩の憶測より出たるにて本多父子は眞面目に主張せしにはあざざるべし、されば斯る大獄の興りしより佐渡を始め諸國金銀山に従事したる有力の輩は多く捲副となりて或は追放關所等に處せられしより左もなきものまで難を避けて各々本國へ歸りしより鑛山事業は忽ち停止の如き有様となりて爾來遂に前日の隆盛を見るに至らず、又功名に熱心なる本多父子は大久保忠隣の權威あるを見て之を陥れんと伺ひ居たる際長安事件起りたれば機乗すべしと

まして之を彈劾し大久保の權威を折き遂に事を以て彼を退くるに至れり是全く本多大久保兩氏の政争に基くものにして切支丹には毫も關係なきを強て附會せしものゝ如し。

### 切支丹各派の行列式及び其軋轢

近畿地方を初め日本全国各地より追放せられし外國宣教師及び有力なる信徒の長崎へ集聚する者數百人、皆謹慎して以て幕府の後命を待ち、長崎奉行に會して愁訴嘆願する所ありしが、政廳の意向強固にして到底解除の見込なく、不日海外へ放逐せらるゝの議決せるを探知するや、今は到底人力の頼むべからざるを覺り、天主の祐助を得、形勢を一變せんが爲め、特別の祈禱をなし、非常の告解を行ひ、大々的行列式を執行して、以て掉尾の大運動をなしぬ。フランシスカン派の行列之が先鋒たり、ドミニカン派、アウガスチン派の行列之に次ぎ、耶蘇組の行列之が殿たり。

(各派各々日を異にして行列を行へり) 其行列式たるや、頗る悲壯的にして、殉教者の苛責を蒙る様を摸し、各種の難業、苦行を演じて、以て其の身心を懲戒練磨せり。試に其一端を示さんに、フランシスカン派の長某司祭の如きは、先づ熱烈なる説教を以て其式を開始し、尋て癩病患者十二人の足を洗ひ、且つ之に接吻し、直に法衣を脱して、麻を着、灰を蒙り、十字架を負ふて、先頭に進み、童子をして其首頭に卷付たる麻繩の兩端を持って街衢を引廻はさしめ、次に司祭等各々手に鞭を持ち、歩みながら血の出るまで其身體を亂打しつゝ練り行き、後につゞひて、數千の信徒さまざまの苛責を受ける假裝をなして進行せり。即ち白衣を纏ひ面怕を被りたる數千の婦人あり、米俵の中に其身體を緊く縛りたるものあり、其肩に大なる十字架を荷ふものあり、刺ある荆棘にて半身を包みその上に壘を載するものあり、節多き木材の間に兩脛を緊縛するものあり、就中多數の人々は重き大石を負ひ、或は手自

ら小石を以て其胸部を打ち、或は手足を縛し刑場へ引かるゝ様を摸するなど、何れも皆信教の爲には如何なる苛責残害をも甘受するの意向を示し、時々悲嘆の聲を放て天主の救助を哀願する、その愴絶悲絶の慘状見るものをして悲嘆落涙せしめたり。是の行列式祭に加はりしもの、少なきも數千人、多きは壹萬人（長崎代官村山東庵も其一人なりき）之を見物する者亦數萬人、其小行列式の如きは、四月より十月まで、日として行はれざるなく、信徒の熱狂其頂點に達し、長崎港は前古未曾有の騷擾を極めたり。

日本基督教會全體の危急存亡の秋に際し、此の如く天主の恩寵救助を仰ぎつゝある傍ら、各宗派互に軋轢の醜劇を演じて以て、其弱點を暴露せしむ遺憾なり、若し前者の行動が天主の救助を招致するものとせば、後者の所行は天主の憤怒を蒙るべきものなり、是より先き慶長十九年一月（一六一四年二月二十日）監督セルケラ卒し、

法規により耶蘇組の支部長コエルホ臨時監督代理となる、然るにフランシスカン、ドミニカンの兩派は之に服せず、彼等は馬尼利の大監督の管下に在るものなりと唱へ、新監督コエルホに對し、獨立を宣言せり、コエルホ怒りて之を懲戒處分に付すれば、彼等は之に酬ゆるに破門の嚴罰を以てし、日本人の司祭・信徒も之に加はり、爭論激甚、甲論、乙駁内部の紛擾絶ゆる時なく、各派が其勢力を統一して、政府の壓迫に當るべき危急の時に際し、分離に加ふるに分離を以てし、四分五裂の醜狀を呈して以て、其勢力を減殺せしは、基督教の爲に一大不幸なりき。

### 上使山口駿河守友直長崎に来る

其頃長崎奉長谷川左兵衛藤廣は公用を以て江戸に在りしが、留守中家臣等は基督教者の大行列式を見て一大騷亂の起らんことを恐れ、狼狽の餘り誇大の報告をなせ



しかば、家康大に怒り、直に伏見奉行山口駿河守友直に命じ、行て之を鎮撫せしめ島津氏の兵をして之を援けしむ。然るに長崎港は至て静謐にして騒亂の兆なかりしかば、奉行長谷川大に面目を失し、百方搜索の末、信徒等が信仰に反したる公方の命令を奉せざること、宣教師の追放せらるゝも枝梧して出國せしめざることの二ヶ條の誓約血判狀を發見し、基督教徒に野心あるの證となし、先の報告の偽ならざるを辨じて以て其責を免かれたりと云ふ。

### 宣教師及び高山右近等を海外へ追放す

慶長十九年八月(一六一四年九月)家康の上使長崎へ至り速に内外宣教師を追放すべきを命ず、因て之を三艘のジャンクへ分乗せしめ、一艘を比律賓へ、二艘を媽港へ送る。その媽港へ赴く船には、耶蘇組の宣教師七拾名と日本の信徒數十名とを乗

せ。比律賓へ赴く船には、各派の宣教師三拾名、俗僧二人及び日本信徒數十名を乗せたり。然も尙日本の内地に潜伏して追放を免かれし宣教師四拾貳名の多さに達せり。即ち耶蘇組の者二十七名、ドミニカン派の者七名、フランシスカン派の者七名、アウガスチン派の者壹名及び五名の俗僧なりき。

(西教史には此時追放されし者各派の宣教師五名耶蘇組の者百十七名學校生徒二名) 又同時に追放されし日本人の信者は多く貴族の男女なりき。

(二十二名日本人の宣教師七名婦人の傳道者百名其外日本の信者數十名とあり) 則ち禁教令により加州前田家より追放されし貴族信者は、元の播州明石の城主高山右近友祥南坊、(七萬石)元の丹波龜山の城主内藤飛彈守忠俊如安及び其子女、(一に志州鳥羽の城主壹萬七千貳百石とあり)前田家の家臣宇喜田久閑、(千五百石)品川右京、(千石)柴山權兵衛、(五百石)又京都より追放されし内藤ジュリヤ、其妹姪中島マグダレン、元伊賀上野の城主筒井貞次の娘マリア、故大友宗麟の女メシシア、朝鮮貴族朴某の女マリア等十四人、豊前の細川家より追放されし忠與の老

臣加賀山隼人佐及び其一族數名、總計百數十人なり。幕府の使番間宮權衛門伊治之を警護して長崎に來り、長谷川山口等と謀り、宣教師と共に之を海外へ放逐す。則ち高山・内藤等の一族及び婦人等を比律賓へ、宇喜田等を媽港へ追放せり。斯くて慶長十九年十月(一六一四年十一月八日)追放人に乗せたる三艘のジャンクは長崎港を出帆せり。其中媽港へ向ひし二艘は順風を得て日ならず夫の地へ到着せしも、其比律賓へ向ひしものは無事なるを得ざりき、先づ此船は一旦解纜して長崎港を出て海上六哩の處に至り、官吏の檢視を遁るるや何處より來りけん乍ち一艘の小舟あらはれ、數人の宣教師を載せて内地へ引返せり。耶蘇組の司祭十八名、司祭補九名、ドミニカン派の司祭七名、フランシスカン派の司祭七名、アウガスマン派の司祭一名及び司祭補五名、其中にあり、長崎の代官村山東庵の子司祭補某も亦引返して内地に潜伏したるもの一人なりき。是時外に尙二三艘の小舟來るべきの手筈なりし

が、時機を失して間にあはざりしとぞ、而して一旦媽港及び比律賓へ到達せし宣教師等も、直に變裝して商人水夫となり、再び日本へ歸還せりと云ふ。

### 高山、内藤等馬尼刺にて歓迎せらる

斯くて比律賓へ向ひし船は途中暴風に遇ひ海上に漂泊すること數十日、十一月廿八日(西曆)を以て辛ふじて馬尼刺へ達することを得しも、之が爲め司祭四名は船中に悶死せりとぞ。比律賓大守は高山等知名の士の來るを聞き、海岸に棧敷を作らしめ、大監督官吏紳士と共に高山等を歓迎し、祝砲を放ち、寺々の鐘を鳴らし、馬車にて一行を寺院へ護送して祈禱感謝をなせり。大守は高山等を遇するに王候貴人の禮を以てし、之に佳麗なる住所と、充分なる資給とを與へしが、彼等は絶対に必要なるもの、外は之を辭退したり。(ハジエーの日本宗敎史)

高山右近ジャストは先に信教の故を以て秀吉の爲に追放せられし以來、前田家に寄食すること廿七年、其間常に傳道に怠らず加・能・越三州の間に其感化を及ぼせしこと少なからず。前田家の家臣中に信者の起りしは之が爲なり。家康の禁教令出づるに及び、海外へ追放せられ、馬尼刺へ、到着の翌年（一六一五年二月三日）六拾三歳にして病死し、王侯の禮を以て耶蘇組の寺院に葬らる、日本人の葬儀に會する者三千人、其墓は内藤如安の墓と相並て今尙存すといふ。右近妻子に遺命してたとへ禁教令の解除せらるゝあるも、三年間は日本に歸ることを禁したりしが、數年の後歸國せしも、其行く處を知らず。内藤如安は最も熱心なる基督教信者にして、足利氏滅亡の後、小西行長に従ひ征韓の役に通譯となり、嘗て北京に使用して外交談判の衝に當り、又醫書を研究し、馬尼刺に至る後は、専ら祈禱と研究とを勤め、醫術を業とし、醫書を翻譯し、追放されしより十二年、一六二七年馬尼刺に死す。其子孫

日本に歸りたるも、是又其行く所を知らず。内藤ジュリヤは一六二七年同處に死し他の流罪者も多く配所に死せしが、中には窃に日本に歸りたるものもありと云ふ。

（馬尼刺日記）

### 長崎、有馬の切支丹寺を破却し信徒を處分す

外國宣教師等を海外へ追放し終るや、切支丹奉行山口駿河守は命を鍋島・寺澤・有馬・松浦・大村の五家に傳へ、長崎港内の切支丹寺を破却し、教具を燒毀し、金像を埋没し、一字の寺院、一具の祭器をも、残さず皆之を破壊し盡し、代ふるに佛教の寺院、佛像を以てしければ、鸞鳳伏し竄れて鷓鴣獨り翱翔しさしも繁榮なりし切支丹市の長崎港も、忽ち化して佛教市となり、讚美の聲は變して木魚の響となり、諸行無常の鐘聲は宛がら切支丹の没落を吊ふもの如くなりき。されど是はその外觀な

り、裏面に潜在する切支丹の勢力は、容易に撲滅する能はず、各所に潜伏する宣教師等は窃に相謀りて善後の策を講じ、ゼローム、ロドリゲ師を擧げて監督代理兼支部長となし、カルロー、スピノラ師を長崎の教會長となし、各々教務を擔任し決死以て事に當り、暗中の飛躍をさく／＼怠りなかりき。

長崎港の處分を終りし後、山口駿河守は長谷川・間宮等と共に薩摩の援兵を率ゐ、舊有馬領に至り、各手を分けて、口の津・千々岩・小濱・鳥原・有家・三會・有馬及び其附近の切支丹教徒を壓伏して轉宗を迫り、肯ぜざる者には施すに残酷なる苛責を以てし、殘害至らざるなく、終に重なる信徒數十名を誅して以て他の信徒を威嚇し、百方力を盡して切支丹の撲滅を謀りしが、偶大阪陣起るに至り、三將各々兵を率ゐて之に赴きしかば、有馬領の迫害再び中止せらる。是時薩摩兵は武器を携帯せざる士民を襲撃するは武士の恥辱なりとし、至る所殊に教徒を遁走せしめ一人をも殘害

せざりしとぞ。有馬古老物語に當時の狀景をを記して曰く

「慶長十九年には、山口駿河守殿(征伐記に但馬守)と申御上使御下り候て、長崎と當所のものども邪宗門御改易の爲に、茂木村より船に召、口津村へ御渡り被<sub>レ</sub>成候、御船者薩摩殿々大小二十艘被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之、然者口津村にて宗門改判形仕候様にと被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候へ者、諸人何も判形仕間敷と申候に付、其張本二十五人、身の筋をぬき、手の指を切落し候へども、判形不<sub>レ</sub>仕候間、不<sub>レ</sub>殘被<sub>レ</sub>誅<sub>レ</sub>戮<sub>レ</sub>之候、其後有馬へ御越候て、皆々判形仕候様にと被<sub>レ</sub>仰候へども、是も仕間敷由申に付、十八人被<sub>レ</sub>誅、其後島原へ御越候て、判形被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候處、町人にて四人判形仕まじきよし申候に付、一夜色々御僉議被<sub>レ</sub>成候へ共、三人者判形仕り、一人者堅く不<sub>レ</sub>仕候故、有馬村の多久長門殿へ御渡被<sub>レ</sub>成、籠舎仕候、然處大坂陣立のよし聞へ候間、長崎者其儘にて被<sub>レ</sub>差置、江戸へ御歸被<sub>レ</sub>成候。」

## 第二章 大阪陣と基督教

大阪附近の地は切支丹武士の遁避所たり

徳川豊臣兩家の確執より起りて、大坂冬・夏兩度の役が切支丹教徒に、如何なる影響を及ぼせしかば、興味多き問題なり、徳川家康が禁教令を發して切支丹を嚴禁せしは、慶長十八年十二月にして、大久保相模守忠隣・山口駿河守友直等を遣はして京都及び長崎の切支丹宗徒を處分せしは、翌十九年一月以降なりき。其頃豊臣家の領地には徳川氏の政令徹底せず、所謂治外法權の地にして諸國の浪士・天下のあふれもの溢者等は多く大坂の地に陰匿して以て、天下の變を待てり、浪士の重なる者を擧れば、主人長政を恨みて黒田家を立退きたる後藤又兵衛基次の如き、(彼は一旦基督教徒となりしも後信仰を失ひし者なり)其父と不和なりし細川忠興の次子長岡與五郎興秋

の如き、(元和元年六月六日戦死)南部信直の家老にして主人と不和を生じ南部家を退去せし南部左衛門の如き是なり、斯る輩は皆攝・河・泉の間に潜み居たりしがと、所謂秀頼様御藏入の地といふを以て、諸侯等も公然掛合を申込むことを憚り、如何とも爲し難かりき。斯る状況なりしを以て、家康の切支丹禁教令も徹底せず、此地方の基督教徒は比載的安穩なりき。されば他の地方に於て禁教令の爲に苦められし切支丹武士も亦多く大坂附近の地を以て遁避所となし全國各地より此處に來るもの尠なからざりき。

當時大坂と江戸との關係は日に年に緊張し來り、早晚破烈すべき勢なりしかば、大坂方は此等の浪士や切支丹武士を扶持して、有事の日に利用せんとてをさく其準備に怠りなかりき。家康が大坂の老臣片桐且元に對して、大佛鐘銘に關する難題を提出せし時「此頃秀頼公を憑み來る浪人に扶持すべしとの披露するが故に、日本

國中の溢れ者大坂・堺に充滿して、或は夜討・強盜し、或は往還の旅人を惱ます、是れ何の用ぞや」と云ひしは此等のことを指摘せしものならん、他の浪士のこととはさておき、切支丹に關係ある者に就て述べんに、爰に大坂方の最も着眼せし切支丹武士二人ありき。先の明石の城主高山右近友祥南坊と浮田秀家の老臣明石掃部介守重是なり。

### 大坂へ入城せし切支丹武士及び宣教師

高山右近南坊は戦場の駆引に於ては老功の武將なりしも、切支丹宗に熱心なりしを以て、秀吉の爲に追はれ、前田家に寄食すること二十有七年、慶長十八年の禁教令により、家康の爲め馬尼刺へ流罪せられしは前章に述べしが如し。高山の前田家を追はるゝや、豊臣秀頼右近を大坂城へ迎へ入れんとして、江州坂本まで使者を派

せしも期に及ばざりしかば、重て左の如き親書を贈りて彼を城中へ招致せんと試みぬ。其親書の大意は、「彼家康は故大閔生前の盟約に背き、政權を返還せざるのみならず、暴惡にも、我家に弓を挽かんとする狀顯然たれば、不日に征討の軍を發し、彼の罪を問はんとす、御身は軍事に老練の事故、偏に此軍の總指揮に當らんことを頼む、勝利の曉には日本全國の天主教徒に隨意に信仰を差免す可ければ、早々其地を脱出して入城せられたし」云々。然るに右近等の馬尼刺へ向て長崎を出帆せしは、西曆の十一月七日（日本曆の十月上旬）にして、片桐の大坂退城、（十月一日）家康・秀忠進發の前後なりしが、惜哉是書は出帆の間に會はず、程經て後馬尼刺へ傳達し來りたれば友祥は之を披見して感慨無量なりしと云ふ。

明石掃部介守重は豊臣家五大老の一人浮田秀家の女婿にして、其家老たり、三萬石を領す、關ヶ原の役、主君秀家に従ひ三千人に將として力戰奮闘して負傷し、西

軍大敗の後東軍の將黒田長政の軍に投ず、長政之を憫み乗馬を給して己が陣營へ來らしめ、尋て家康に救解して之が赦免を蒙り、守重を引取り、客分として厚く之を遇す、既にして長政轉宗するに及び、守重黒田家を退去し、近畿地方に流浪するこゝと數年、大坂陣起るに及び、秀頼彼を招致し授くるに兵二千を以てし城南の部將とす。其外有名なる切支丹武士にして入城せし者は、元奥州葛西の領主木村伊勢守秀俊の一子同昔彌一右衛門秀望・細川忠興の第二子長岡與五郎興秋・内藤如安の子某・高山右近の長子及びその郎等・大友宗麟の子某等を始として、其地の武士三千人あり、中にも切支丹武士のみより成れる一隊ありて、十字架・基督の像・聖雅各の像を畫きたる旗六旒を押立て、奮闘最も務めたりき。又外國宣教師の入城せしもの五名ありベルナンド、聖、ジョセフ Bernard de Saint Joseph. (アウガス) ベドロバプチヌ & Pedro Baptista. アポリナリオ Apollinaris Franco. (フランシス) ガルタザ

ル、ド、トゥナー Balthar de Torres. 及びポロー Porro. (耶蘇) 是なり。又日本人の宣教師二人あり、其一人は長崎の代官村山東庵の子フランシスコにして彼は一旦馬尼刺へ流配せられしも、途中より引廻して大坂へ入城せしが、不幸にして籠城中戦死せりと云ふ。彼等は城中に在りて信徒の告解を聞き、又其士氣を鼓舞し、且負傷者の看護・慰籍に任じ切支丹武士を奨励することを務めたりき、而して是等外國宣教師は落城の際不思議にも皆生命を全ふして退城するを得たり。

### 片桐東市正且元の進退に關する批評

大坂陣に關し宣教師等の傳へし記述は日本從來の歴史に傳はりし事實と相違の點少なからず、就中秀頼の傳片桐東市正且元の進退に關して其最も甚しきを見る、宣教師等は片桐を以て家康に買收せられて進退を誤りし不忠の臣として痛く之を擯拆

せり、是固より大坂城中に喧傳されし傳説を記述したるものにして、誤謬なしと云ふべからざるも、歴史にあらはれたる片桐大坂退城後の舉動に徴すれば、強ち誣妄の説にもあらざるが如し。台徳院殿(秀忠)御實記に曰く「世に傳ふる所によれば御所様牧野・稻富兩人をめして備前島片桐が陣所は城に近く其上片桐城内の案内なれば秀頼母堂の居間のあたりへ大筒を打入しむべしと仰付らる、兩人銃手の妙を得たるもの數十人を選び、大筒三百挺・國崩(大)五つを放たしめしに、稻富が放ちし大筒あやまたず淀殿の居間の櫓を打崩したり、其響百千の雷の落つるが如く、劔に侍りし女房七八人忽に打殺され、女童の啼叫ぶ事おびたし、日頃はたけかゝりし淀殿大に恐れよはりて、是より和議を専ら秀頼にすゝめらる云々」と。是の和議は大坂安危のかゝる所にして、若し是和議行はれざりしならば、秀頼の勝利となりしやも知るべからず、然るに暴惡にも片桐自ら案内して淀君の居所を砲撃し和議を促さしめ

しは不埒千萬と云ふべし、春秋の筆法により片桐大坂を滅せりと云ふも辯解の辭なかるべし。片桐等と共に賤ヶ嶽の七本鎗として英名を歌はれし、平野遠江守長恭と脇坂中務少輔安治は大坂の役、家康の催促に應せずして、我々は御存知の如き大閤御取立の者なれば、秀頼様と死を共にすべき筈なれば、願くは大坂に参り度存ずれ共、彼方より招きもなきに推して上るも如何なり、さりとて御供にありて現に大坂へ向て弓ひく事は何共迷惑千萬なれば、御留守に罷在り度と請ふて、江戸に留まりしと云ふ殊勝の舉動に比すれば、霄壤の差ありと云ふべし、且元たるもの何の面目ありて地下に見えんとする乎。

城へ大筒を打込みし稻富とは關ヶ原役の頃大坂細川邸の留守居役にして細川夫人玉子殉難の時同僚小笠原河喜田二氏の割腹をよそに見て裏門より遁れ出でたる稻富伊賀の事ならん忠興凱施の後怒て之を殺さんとせしに徳川薩摩守忠吉鐵砲の妙手たるを以て細川家に所望し入道させて一夢と號し尾州に居りしと云ふ。



## 明石掃部等切支丹武士の奮闘

さて大坂夏陣の時明石掃部・長岡興秋等の切支丹武士は多く天王寺・岡山の間に備へ、東軍の將水野勝成・本多忠政・松平忠明等と戦ひ、東軍を追立つること三回殊死奮闘して敵膽を寒からしめき。元和元年夏五月七日大坂最後の戦闘に關して宣教師の記する所によれば、是日城中の諸士は皆殊死して戦ひ、大野治長は明石等の諸將を率ゐ七隊長と偕に將軍の麾下を犯して之を敗る、東軍將に壞崩せんとす、治長秀頼の出陣を促さんとて速水守久と共に旗を施して城に入る、諸軍望見城中に變ありとなして大に相驚き擾る、此の機に乗じて東軍均しく進み、城兵大敗諸將戦死し、明石等その行く所不明なりしと云ふ。

## 大坂城中に在りし宣教師の運命

城中にありし宣教師の一人トゥレーは落城の當日明石掃部の屋敷内にありしが、兵火に焼き立てられ辛ふじて明石の老母を避難せしめしが、彼は東兵の爲に衣服を奪はれて裸體とされ、僅に歳老ひたる外國人といふを以て死を免かるゝを得、それより戰場を遁れ出で夜間戦死者の死屍縦横鮮血淋漓たる間を歩みて岸和田に達し漸く休息するを得たりと。又同じく城中を脱出せしポローは大城落城の慘狀と其冒險的遁走とを記述して後世に傳へたり。ポローは二人の切支丹信者に援けられて城を出で、家康の臣下の屋敷内へ携へ行かれしが、是時大坂城には炎々として火の手擧り見る間に火勢猛烈となりて市中の商家に延焼しやがて彼れの匿れ居りし屋敷にも火移りしかば此處をも遁れ出で繁茂したる竹林の間に避難して休息せしに、彼よりも

一步先に此處に避難し居りし數名の信徒あり、ポローは此等信徒の告解を聞き、且つ一人の異教徒に洗禮を授けぬ、斯くて翌朝に至り一隊の兵士來りてポローを威嚇し、其衣服を掠奪し、僅に襯衣のみを残して、そのまゝ追放せり、それよりポローは破壊したる家屋や累々たる死屍の充塞したる間を辿りて歩みつゝありしに、彼を宣教師の一人と認めしものか、突然後より彼を呼留むるものあり、ポローに向ひ最と丁寧に進進の危険なるを切言して之を止め、自ら案内して其住家へ携れゆき吳たればその夜は其處にてあかしぬ、明れば五月八日件の武士は京都へ赴きしかば、ポローは彼に別れ再び危険を犯して前進し、漸くにして伊達政宗の陣營に達し、政宗に向ひ窮狀を訴へ保護を請ふて曰く、余は外國人にして長崎より來りし者なるが、今回の戦亂に逢着して見らるゝ如き窮狀に陥り進退これ極まりぬ、願くは公の保護を得て室津に至り、彼處より船にて長崎へ歸還するを得ば幸なりと、折から政宗は

京都へ赴かんとて乗馬を引かせつゝありしが、小姓を以て答へて曰く足下が普通の外國人なれば喜て應諾すべきなれど、宣教師なるが故に保護を與へ難しと、すげなく其請願を拒絶したりと云ふ。政宗の是態度は最も注目すべき價值あり、當時政宗の歐洲へ派遣したる使節支倉六右衛門の一行は、西班牙を去て羅馬へ至る途中に在り、歐洲にては伊達政宗を以て日本に於る切支丹唯一の保護者として賞揚しつゝありし時なりき。アウガスチン派の師父ベルナンドジョセフは東西の軍將に起らんとする風説を聞きベドロ、バプチスタと共に漁船に乗り四百哩を航して大坂へ入城し秀頼の軍に投ぜり。フランシスカン派のアボルリナリオも其行動を偕にせり。大坂城攻撃の際ジョセフはフランコと共に小岳に登り市中の兵火に罹り居を瞰視し、急遽岳を降り煙焔天に張り劍戟地に関く間をくゞりて辛ふじて遁れ出てたりとはジョセフ自らの記する所なり。平戸の英國商館長リチャルド、コックスの日記の一節に

曰く一六一五年六月七日午飯の後、バドレアポロナリオ Appolonario (アボルリオオの誤か) と呼ぶフランシスカンの僧侶來れり。曾て平戸にて二三回見たことのある人なり、彼は大坂落城の時城中にありしが幸運にも無事に脱出するを得たり、其談話によれば大坂落城のあまり突然にして何物をも持ち出す違なく衣服を背負たるのみにて脱出せり。城中拾貳萬有餘の軍勢が斯くもろく覆滅せんとは思ひまうけざりしとて痛く驚き怪み居れり、彼は脱出以來十五日間食ふや食はずにて痛く疲れたり。とて食物を手に乞へり。因て食物の外に板金にて九ペンスを與へたれば、食事終て後出て行けり云々。

### 宣教師の大坂へ加擔せし理由

是役に於て東軍の中にも多くの切支丹武士ありしが、と彼等は各々所屬の大名の旗

下にありて戰場に臨み切支丹門徒として表面にあらはれざりしが、大坂城中の切支丹は其旗指物によりて公然名乗を擧げたれば、殊に家康の注目する處となりしが、如しウイルリアム・マダムスの云ふ所によれば、家康は耶蘇組の徒や宣教師等が大坂城中に在りて敵對せしを聞き羅馬教會人の速に退國すべきを嚴命し、其教會を破却し之を燒棄したりと、されど其實家康の切支丹を窘迫せしは大坂の役に關係なく、別に原因ありしは前章に述べたるが如し。然ば宣教師等は何故大坂方に加擔せしか、彼等は淀君の熱心なる佛教信者にして切支丹を忌むこと甚しく、嘗て家康に切支丹禁止を請求せしことあり、秀頼も亦從來切支丹宗に冷淡なりしを熟知し居れば、此際秀頼が切支丹宗門自由たるべしとの條件を以て切支丹武士を招致せしとはいへ、戰勝の曉に至り果して其約束を履行するや否やは疑問とせし所なるも、既に禁教令を布きて切支丹を壓伏しつゝありし徳川氏の政策に比すれば、幾分の望なきに非ず、彼宣教師等が秀頼

に加擔し其戰勝を祈り切支丹の前途を開拓せんと試みしは勢已を得ざりしなり。

### 宣教師假裝して兵士となり凱旋軍中に紛れ 込み江戸に入る

デエゴ、ド、エス、フランシスコ Diego de S. Francisco と稱する宣教師あり、假裝して兵士となり、徳川秀忠の凱旋軍中に紛れ込み、東海道を経て首尾能く江戸に達し、匿れ居る信徒を訪問して之を激勵し、頻りに奔走して布教に勤めしか、間もなく發覺して捕へられ獄舎に投ぜられたり。斯くて獄中に居ること一年有餘、其間盛に囚徒に傳道して七十有餘人を教化して之に洗禮を授けたり。彼の筆に成りし牢獄生活の記事は、江戸牢獄の狀況を知るに便なる有益の財料なりと云ふ。(ムルトツク氏の日本歴史六〇四ページを見よ) 元和二年(一六一六年)西班牙皇帝ピリッポ第

三世の派遣したる使節の幕府の拒絶する所となり空しく歸航せんとするに當り、幕府の海軍奉行向井將監密に畫策することあり、幕府に嘆願してデエゴ、フランシスコを特赦せしめ、彼を伴ふて西班牙船に割乗せり、向井將監が伊達政宗の遣歐使派遣當時より、頻りに海外渡航を企てし、其目的は日本近海にありと傳ふる金銀島探檢にありしと云ふ。斯くて此船は一六一六年(元和二年)の九月三十日日本を出帆して墨西哥に向ひしが、途中不幸にして乗込日本人中死する者多く、二百人の中無事に新西班牙に到達せし者僅に五拾人なりき。船中にベドロ、バプチスタと云ふ宣教師あり、頻りに日本人間に布教したりければ、死せし日本人も生存せし者も殆ど皆彼より洗禮を受けたり。斯くて同船は五ヶ月の難航海を終て、一六一七年(元和三年)の二月アカブルコに着し、尋で墨西哥市に入り、此處にて伊達政宗の使節の人ルイ、ソテロに會し、又墨西哥總督グアダラクサラー候ドン、デエゴ、フェルナ

ンデ、ド、コルドヴァ Don Diego Fernandez de Cordova, Marquis of Guadalaxara に謁見し、左の二事を嘆願して特許を得たり。則ち今回日本より墨西哥へ直行したる西班牙人の罪を赦されんことと、日本政府の派遣したる向井將監の商事を迅速に處理せられたしとの二事なりき。蓋し西班牙當時の航海條例には比律賓群島を除く外他の植民地は、外國と直接の航海をなすを禁じたるが故なり。其後デエゴ、フランシスコは一六一八年(元和四年)の六月十二日、六人の宣教師を伴ふて長崎に密航し來り、師父ガルヴェスを仙臺へ遣はしてルイ、ソテロの音信を傳へしかば、政宗大に喜び、仙臺市に於る布教の特許を與へたり。蓋し政宗の徳川氏の政令を奉じ切支丹禁令を布告せしは、是より二年の後なりき。其後フランシスコに就て聞く所なし、思ふに彼も亦何地にてか殉教者の列に加はりしならん。

### 大坂に籠城せし宣教師の行衛

ベルナルド、ド、セント、ヨセフは元和四年六月大村領の無人島にて斬首せらる。  
 ヘドロ、マフチスタの行衛は暫く不明なりしが元和二年日本を出帆して墨西哥へ赴きし西班牙船の中にヘドロバプチスタと云ふ師父あり思ふに同人ならん。  
 アポリナリオ、フランコは元和三年七月大村領に於て捕はれ同年九月十二日大村に於て焚殺せらる。  
 バルタザル、ド、トーレーは寛永二年長崎にありしが有馬領内へ旅行中長崎奉行所捕吏の追捕する所となり大村の獄に繋かれ寛永三年(一六二六年六月二十二日)長崎に於て焚殺せらる。  
 ボローは久しく踪跡を暗まし居りしが寛永十七年領國令發布後發見せられて殺さる。

### 第三章 徳川秀忠の切支丹窘迫 (其一)

#### 徳川秀忠の退嬰政策

徳川二代將軍秀忠の將軍宣下は慶長十年なりしも、其親政は元和二年四月十七日(一六一六年六月二日)前將軍家康の薨去以後より生まれり。秀忠は外恭謙溫和にして内隱險峻酷の質を具へ、乃父家康の大統を承て繼體守文の任に當り、家康の遺業を固ふするを以て畢生の政策となせり。蓋し家康晩年の政策は専ら自家擁護にてありき。彼が關ヶ原戰勝以來巧に諸大名を操縦して己に屈服せしめ、切支丹を禁制して伴天連を追ひ、豊臣秀頼を討滅して主權の競争者を倒し、且つは朝廷に對し奉りても、將又神佛諸宗門に對しても、檢束制肘の法を設けたる等、苟も其基礎を危く

せんとする諸勢力を抑ふるを務めたるは、是皆徳川家の根底を固ふし子孫長久の計を爲さんがための自家擁護より割出したる政策なりき。されば足利氏の末葉以來日本國內に磅礴凜冽たりし進取の氣象は漸く衰亡して退嬰保守の精神となり、上朝廷を始め奉り、下庶民に至るまで自家擁護を以て唯一の信條となすに至りぬ。豊臣家恩顧の大名が秀頼を見棄てて顧みず、切支丹大名が其所信を放擲して恥じざるは、一に本領安堵の爲なりき。庶民の地頭と泣兒に勝てぬと云ひ、長き物には捲かれ自と唱へ、卑屈の地位に甘ずるに至りしも、一に自家安全の爲なりき。安全第一、よ家擁護、是當時の精神界を荒廢せし病魔にして、之が爲め何物をも犠牲にするを惜まざりき。斯る時勢に際し苟も其主義主張を貫徹せんとするものの勢衝突を免かれざるは火を賭るよりも明なり。

## 秀忠の無道不敬の暴舉

自家擁護の政策を繼承して倍々基礎を安定ならしめんとせし秀忠の政策は、時に極めて不敬僭上の暴舉となり、又頗る残忍酷烈の慘行となりぬ。其惡逆無道なる暴行の一例は彼が朝廷に對し奉るの態度なりき、細川家記忠興譜の中寛永十六年十二月に其子忠利に與へたる書に、(前略)京にて禁中向の儀承り候、主上の御事は申すに及ばず、公家衆も事の外、物のされた(貧窮を云ふ)體を申し、主上御不足(御憤懣なり)の一は公衆中官位御まゝに成らず、又は御料所加増にて進ぜられ、金銀もをり／＼進ぜられ候へども、毛頭御まゝに成らず候、右の分に候へば、何を以て公家へ感不感(賞罰)立てられべき様も之れ無く候、其上米・金・銀・御遣ひなきにより、溜り申し候を、利分を付け奉行共より人々に借し付け申候、此の如くの故、人

の口にて候へば、王の米何程かり候、金銀いか程と口ずさみ申候、神代より禁中にこれ無き例に候を、今主上の御代に當り、斯様の事出来、御存知なき事ゆゑ、後代のそしり、御請け成され候こと、何より口惜しう思召し候由、又は大徳寺、妙心寺の長老成、不届と武家(徳川氏)より仰せられ式衣をはがれ、又御流し成され候へば口宣(勅語)一度に、七八十枚も破れ申候、主上この上の御恨辱、これあるべしやとの儀、又かくし題(秘密の事)には、御局衆の腹に、宮様達いか程も出来申し候を、押殺し、又は流し申候事、殊の外むごく御無念に思し召され候、いくたり出来申候とも、武家の御孫(秀忠の孫即ち秀忠の女和子の御所生)より外は御位には付け申され間敷に餘りあらはなき儀と深く思し召さるゝ由に候、此の外未だ數々御入候へども忘れ申候、此の前いつの時分やらん「思ふことなきだに易くそむく世に、あはれ捨ててもをしからぬ身をと遊ばされ候由に候」とあり。書中一度に口宣七八十枚

も破れ申候とあるは後水尾天皇の勅許し給ひし僧侶七十餘人の出世給旨を取り上げ、勅許の紫衣を褫ぎ去れるを云ふなり、「そのみならず、天皇を要制しまつりて、孝謙天皇以來皇女の賤祚は絶えてなかりしを、外戚の威を恣まゝにせんか爲に興子内親王（御母は秀忠の女東福院和子也）に御位を譲らしめたる如きこともあり、又後水尾院御讓位の後までも、幕府に對し、御憤りの竝ならぬといふを洩れ聞きて、秀忠大に不快に思ひ、舊例の如く、隱岐國に遷し參らせんかと云へるを家光堅く諫めて止めたりとも云ふ」（徳川大平志）言語道斷の沙汰と云ふべし。一天萬乗の君と崇め奉る主上に對してさへ斯る暴舉を敢てせし秀忠が己の意に合はざる切支丹に對して殘忍酷烈なる迫害を加へしは異とするに足らず。

秀忠の切支丹禁制の布達、日英の關係

秀忠乃父家康の志を繼ぎて切支丹禁制に力を竭し、元和二年八月八日諸大名へ左の旨嚴達せり曰く、

急度申入候仍伴天連門徒之儀、堅御停止之旨、先年相國様被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候上は、彌被<sub>レ</sub>其意、下下百姓以下至迄、彼宗門無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>御念<sub>レ</sub>候。將又黒船イギリス船の義、右の宗體に候間、御領分著岸候共、長崎平戸へ被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之、御領内にて商賣不<sub>レ</sub>仕候様に尤候。此旨依<sub>レ</sub>上意<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此候恐々。

元和二年八月八日

安	對	馬
土	大	炊
酒	備	後
本	上	野



## 酒 雅 樂

右之布達文中にイギリス船の義云々の文字あり、因て先づ日本に於る英國通商の由來を略記しその爰に及べる理由を述べざるべからず。

そも、英國船の我國へ來航せしは慶長十八年にして葡西兩國の通商に後るゝこと數十年、阿蘭陀の通商に後るゝこと五年なりき。一六一二年（慶長十七年）四月英國東印度商會はキャプテン、ジモン、サリス Captain John Salis をして國書を携帶せしめ、クローズ、トーマス、ヘクトルの三艦を率ゐ日本に向はしめたりしが、途中瓜哇ジャバのバンタン、及び香料群島を経て、漸く一六一三年六月十一日（慶長十八年四月二十四日）平戸港へ到着せり。是より先き、日本在留の英人ウイリアム、アダムスは書を以て日本を英人に紹介し、其貿易の利益あるを説き、且つ阿蘭陀人の居留地たる平戸は僻遠の地にして不便なれば、英船は宜しく江戸灣へ來るべきを述

べしに、惜哉此書翰はサリスの出帆と行違になり、爲に英船は其忠言を利用するを得ず、阿蘭陀人の跡を追ふて平戸灣に投錨せりと云ふ。斯くて平戸に滞留しアダムスの來港を待つこと月餘にして、八月七日平戸を發し、九月上旬驛府に入り、家康に謁して通商の許可を得たり。是時日英の間に締結されたる通商條約の外蕃通書に載せたるもの左の如し。

一、日本へ今度初而渡海仕候、萬商買方之儀、御しゆんろに被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候事。

一、兩御所様之御用之御物之儀者、御目錄を以被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

一、於<sub>二</sub>日本<sub>一</sub>いぎりすふねの荷物、おしがい、らうせき不<sub>レ</sub>致候様に被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候事。

一、いぎりすふね大風にあひ、日本の内何れのみなとへ着由候共無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>様に被<sub>レ</sub>

仰付<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、何方にても望のみなとに家を建て賣買可仕候間御屋敷可被下候事。

一、日本にてかひ申候荷物御坐候はゞ、其商人相對次第かひ取候様に被<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候事。

一、日本人といざりすの者けんくわ仕候はゞ、理非を御せんさく被<sub>レ</sub>成、理非次第有體に被<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候事。

一、いざりすへ歸國仕候はゞ何時にても歸國仕候様に被<sub>レ</sub>成可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、爲<sub>レ</sub>仰歸國仕候時者立申候家をたまはり候て歸申候様に被<sub>レ</sub>成可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候事。

か び た ん  
シ ユ ヲ ヲ  
し や か ん  
サイリス の な す  
さ の

シ ユ ヲ ヲ  
せ に ら る

是に於て家康左の如き特權を明記してサリスに與へたり。

一、いざりすより日本へ今度初而渡海之船萬商買方之儀、無<sub>二</sub>相違<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>仕候、渡海は付而者、諸役可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>免許<sub>二</sub>事。

一、船中之荷物之儀者、用次第に目錄に而可<sub>二</sub>召寄<sub>二</sub>事。

一、日本之内、何之湊へ成共着岸不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>二</sub>、若難風に逢帆楫を絶、何之浦へ寄候とも、異儀有<sub>レ</sub>之間敷事。

一、江戸に於て、望之所に屋敷可<sub>レ</sub>遣之間、家を立致<sub>二</sub>居住<sub>二</sub>、商買可<sub>レ</sub>仕、候歸國之儀は何時にても、いざりす人可<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>心中<sub>二</sub>附立置候家者、いざりす人可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>儘事。

一、日本之内にていざりす人病死など仕候者其者之荷物無<sub>二</sub>相違<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>遣事。

一、荷物をしがひ狼籍仕間敷事。

一、いざりす人之内、從者(犯罪者乎)於有之者、依罪輕重いざりす人の大將次第可申付事。

右如件

慶長十八年八月二十八日

朱印

いんぎらていら

此外内地自由旅行の特権もありしと云ふ。家康は英人に内地貿易の自由、江戸の住居、治外法權、自由旅行等種々の特権を附與して之を優待せしに、秀忠は上文布達の表に現はれし如く是等の特権を剝奪し其貿易を平戸の一港に制限したり。是英皇ゼームスが天主教信者たるを傳聞し、切支丹宗の禁制と共に英船の自由着岸を嚴禁したりしなり。其頃日本にありし英國商館長リチャルド、コックスが東印度商會に送りし報告書並に其日誌に當時の事情を詳記しあれば、左に之を略記すべし。

### 秀忠英商の特権を奪ふ

前將軍家康薨去の報に接するや、英國商館長リチャルド、コックスは新將軍に敬意を表し、且つ新將軍より英商既得の特権に關する容認を得んが爲に、平戸を出發して江戸に赴きぬ。是一六一六年の七月頃(元和二年六月)にして、コックスは是旅行に往復滞在日數を合算して四ヶ月と五日を費したりと云ふ。斯くてコックスは江戸へ到着後五日を経て、秀忠に謁見し、献上物をさげ、種々の恩言を辱ふせしが、願意は容易に抄らず、一ヶ月餘を経るも何の音沙汰もなく、却てしばし英國人は切支丹宗ならずやとの尋問を受たれば、一時は之が爲め商業上の特権をも取上げらるゝならんかとして痛心せりとぞ。コックスが東印度商會へ送りし書翰に記して曰く「閤老は役人を遣はして吾人英國人は切支丹宗なるや否やを尋問すること前後

二十回に及べり。是時予は答へて然り、吾人は基督教なりと云へり、蓋し先に我君主より家康へ上りし書に「信仰の擁護者」と云ふ稱號を用ひたれば、彼等は吾人の基督教者たるを知ればなり。爰に於て閣老は更に尋問して曰く、然ば夫の耶蘇組の徒及びフラテ（フランシスカン派）も亦基督教ならずやと、予は之に答へ、然り彼等も亦基督教者なり、されど吾人の基督教は彼徒のそれと異なり、彼徒等は予の生れざりし以前疾に英本國より放逐せられたれば、今や英國民は法皇及び其教義に關係なく、此等の伴天連共こそ其歸依者なりと云ひさぬ」云々斯くて交渉數回コックスが英國人の天主教徒にあらざることを證明したる後、漸くにして秀忠の朱印狀を受くるを得、既得の特權に異變なきものと思へり。然るに彼が歸路浦賀近在のアダムスの家に滞留中、九月三十日の夕方京都より飛却到着し英商ウィクハムの書翰を齎し來りしが、其報告によれば京都にては所司代板倉殿より、外國商人は商品を携

帶して早々平戸へ退去すべし、都に滞在して賣買するを許さずとの嚴命に接し、凡ての貿易中止せりとありければ、コックス訝しきことに思ひ、試に先に賜はりし秀忠の朱印狀の内容を調査せしに、豈計哉、是は英國人の貿易を平戸に制限したるものにて、家康時代に得たる特權狀とは雲泥の差あらんとは、爰に於てコックスは直に江戸に赴き、執權土井、本多に就き狀を具して平戸貿易の不便を訴へ、百方嘆願して既得の特權を回復せんとせしも聞かれざりき。執權等は云へり、一旦公方より發せられたる命令を改むれば、朝令幕改の誹を免かれず、明年は復如何ともすべけれど、今年は斷じて變更する能はずと、因て餘儀なく幕命に屈從せざるを得ざるに至りぬ、コックス秀忠を評し曰く今代は先代に比して何事も悪しくなりつゝあり、彼は（秀忠）執政を更迭し、大名を改易し、又は其領地を轉換するの外、何等の事をなさず、其性質頗る專横、短氣なれば、其憤怒に觸れて改易賜死の災を蒙らんこと

を危惧し、敢て諫言を上るものなしと。

### 秀忠西班牙の使節を拒絶す

是より先き數月前、西班牙の大船二艘、墨西哥のアカプルコを出帆し馬尼刺へ赴く途中、逆風に遭ひ鹿兒島灣へ漂泊しければ、船長使者を派して將軍に敬意を表し謁見を乞へり、然るに秀忠何故か西使を見るを好まず、其頃江戸に在し英蘭兩國商人の代表者コックス等を引見せしにかゝはず、西班牙の使者を疎外し之が進物を却げ其謁見を許さざりしかば、西使大に之を含み幕臣に語りて曰く平戸に在る英蘭兩國民は頻りに戦艦を派して日本近海の支那船を掠奪せり、是支那船の日本へ來航するもの少なき所以なりと、閣老之をコックスに質す、コックス其然らざるを辨じ、且つ思へらく英商特權の縮少されしは西班牙人の讒言に基因するならんと、依

て西人を閣老に讒して曰く西班牙船の鹿兒島へ來りしものは兵士を満載し多額の金貨を積み居ると云ふにあらずや、彼等は馬尼刺へ航海の途中難風に逢ひて漂泊すると云ふも、其實然らざるものゝ如し、思ふに西人は家康薨去の報に接し、是機に乗じて切支丹大名の反逆起らんことを預期し、之が應援に來りしものならん、彼等は機會を見て日本内地に足溜を得、尋て本國より援兵の來るを待ち、大に爲すあるの計略ならんも知れざれば、かまへて御由斷あるべからずと、幕府之を聞き大に西船を警戒せり、コックス復幕府の海軍奉行向井將監が日本近海に在りと傳ふる金銀島探險の意あるを見て之に告て曰く斯る架空の探險をなさんよりも寧ろ遠征軍を馬尼刺へ送り、西班牙の東洋唯一の根據地を掠奪し禍根を絶つに如かずと。如此外人互に陥擠するの結果、幕府は外人を危険視して、之が取締を嚴重になし、終に葡西の商人を長崎に英蘭の商人を平戸へ閉込め、大に其貿易を制限せり。

西教史には一六一六年(元和二年)九月葡船耶蘇組の者二人他派の者二人合せて四名を乗せ日本海岸に漂泊すとあり。又西班牙の船二艘フランスカン派の者二十四名他派の者二人を載せて薩摩に到ると。又ムルドックの歴史に一六一五年(元和元年)四月下旬西班牙の使節フライ、ダイゴ、ド、サン、カタリナ、アカブルコを發し八月中旬浦賀に達し一六一六年(元和二年)九月末出帆すとありされば英人コックスの江戸に在りし時西使カタリナも同時に江戸に在りき此の使節は先に家康が宣教師ムノズを使節として西班牙へ遣はせしが之に對する答禮使にして彼が西班牙本國を出帆せしは一六一三年(慶長十九年)六月二十日なりしと云ふ。

### 宣教師潜伏の状況

先に慶長十九年八月宣教師追放の時通れて各所に潜伏せし各派の司祭四拾貳名、補祭五名ありしが、其後緋装して窺に渡來せし者尠なからず、耶蘇組の宣教師のみにも三拾有餘名ありて盛に暗中活躍を試み、秀忠大統を繼ぎし年則ち元和二年中

に洗禮を施せしこと、小兒以外二千九百人の多數に達せり。然れども彼等は固より日蔭者なり、其の容貌言語は日本人のそれと識別なし易くして發覺の惧あれば、白晝は各所に潜伏して難を避け、日没より出で、各所を奔走し、宗務を執行し來りしが、此年の末に至り秀忠再び嚴命を下し、日本人にして外國宣教師を其家に潜伏せしむることを禁じ、之に違ふ者は當に本犯者家族一同死刑を受るのみならず、隣保十數戸も亦連坐せらるゝに至り、宣教師の潜伏さすゝ困難となりしが、然も尙死を決して之を庇保するもの尠なからざりき。西教史に豊後候夫人の書を掲げて庇保者の決心を示せり。曰く或人京都より我夫君に書を贈て云ふ夫の地にては教會支部長も捕縛せられしを以て人皆此地に居る師父を長崎へ送遣すべしと然るに良人伊豫守は縦令政府が壓制暴厲を極むるも一人の教師たりとも彼の地に退かしめば平生の志に背くと答へたり、或は我れの讎敵たる者此事を許かんとて努力する所あらば、

我も亦注意して深く之を隠蔽すべし、萬一發露するに至れば我は全く素願を果すを得て、信教の爲に生命を委ね善良なる教師と共に死するのみ。我れは教師等と共に其身を犠牲にするは畢竟天主の厚恩に報ずるなり、足下若し教師を召んとせば我れ亦之に抵抗すべし、何となれば若し京都に危難あれば長崎も亦危険なしとせず、因て我領分内に非るよりは之を保護するを得ざればなり」と爰に云ふ豊後候夫人とは何人なるや明ならず、或は迦羅奢の娘にして豊後臼杵の城主稻葉一通の夫人ならん唯其良人伊豫守とあるが疑問なり何となれば其先祖良通は伊豫守と稱せしも一通は民部少輔と稱したればなり。

當時宣教師潜伏の困難痛苦の状態は載せて其報告書に在り爰に其の二三を列舉せん、曰く予のかくれ家は入口の戸と窓とより僅に日光を見得る一の小室にして、此中に閉居すること六拾有餘日、暑氣耐へ難く因て此處を出で、處々に潜伏するこ

と六日、他に安全なるかくれ家なきを以て不日舊居に返るべし云々。

又他の報告に曰く予は今年三たび小倉に至り屢々生命を失はんとするの危難に罹れり、夜は出て信者の告解を聴き、晝は日光を見ざる茅舎の中に棲み、暑寒飢渴生來未だ曾て經ざるの苦に耐へ、加ふるに疾病に罹ること數回、且夜中の他行は時々嶮山を跋踏してしばしば蹉跌し足を破り顔を傷け流血淋漓たるに至る云々。

又他の宣教師の報告に曰く、予は暗黒なる處に閉居するが故に、聖書を讀まんと欲せば、戸の隙間より洩るゝ微光に近づかざるべからず、且其小舎は茅屋にして濕氣甚しく、爲に激症の肋骨病に罹り、起立坐臥の自由を得る能はざるに至る、又予の寓居の主人は予を安居せしめんが爲め、佛徒たる其家の奴僕と、噪暴なる其子息とには、予等を潜伏せしめ居ることを秘したれば、彼等は予等の此處に居るを知らざりき。因て主人は密に予等を食堂へ遣るが故に、甚しく時刻を過ぎて

食することあり、其常食は鹽水を以て調理したる積肉少許にして、時に些少の鹽魚を添へることあり、又告解を聽く爲め他處に往かんと欲すれば、夜中衆人の睡るに及びて家を出て、或は日出に至るまで奔走することあり、此の際暴害を蒙る時は、常に我が側に在す所の天主我が心魂を快活ならしめ、元氣充實、先に受けし身體の痛所、及び其他の諸病も皆日ならずして全癒するに至れり云々。

切支丹禁制宣教師追放令の下をくゞりて日本内地に潜伏せし各派宣教師の意見二途に分れて一致せず互に相反目せり、耶蘇組の司祭等は時宜に従ふを可なりとし、晝は成るべく潜伏して他出せず、夜半人定て後出て宗務を行へり、然るにフランシスカン・ドミニカン・アウガスタン派の宣教師等は時勢に辟易して陰匿するは、怯懦なり、不義なり、宜しく公然教務を行ふべしと唱へ、白晝出て横行し宗務を公行して憚らざりしかば、そのこと何時しか江戸に聞え將軍の憤怒を招くに至りぬ。

### 大村純頼將軍の命を奉じて宣教師を殺す

元和三年正月元旦、諸侯參賀して秀忠に謁す、秀忠大村純頼を見て之を詰責して曰く、聞く長崎地方には今以て外國宣教師の徘徊するものありと、卿宜しく速に之を海外へ驅逐し怠慢の罪を購ふべしと。蓋し純頼は先に幕命を奉じて宣教師追放の事に參加せしか、幼より基督教を奉ぜし身なれば宣教師を虐待するを好まず、彼等の領内に潜伏するものあるも、之を看過して知らざるもの、如く装ひしが、今や將軍の詰責を蒙りて其素志に反し、宣教師を迫害せざるべからざるに至りぬ、或は云ふ、是時純頼は秀忠より宣教師を殺戮すべしとの秘密の命令を受領せりと、(バゼー)爰に於て純頼宣教師に諭し若干名を媽港に去らしめ、其餘を隣邑に散在せしめ、長崎地方に一人の宣教師もあらざるの證となし、且つ二人の宣教師を捕へて之



を獄に投ず、是れ一は幕府に對し、縱令一人にても宣教師を許さ出して嫌疑を避け、且其責を塞がためなり、又一は斯の如くして以て、今尙潜伏し居る他の宣教師を恐怖せしめて、領内より遁走せしめんが爲なりき。是時捕はれし宣教師は、耶蘇組のペール、デョアン、バプチスト、マシャード John-Baptist Machad とフランススキャン派のフレール、ビール、アスサンブション De l'Assumption なり。純賴之を殺すに忍びず、幕府に上申して之が裁決を仰ぎしに、事預期に反し、直に死刑に處すべしとの命令を受しかば、純賴今は如何とも爲す能はず、涙を吞て死刑を宣告するに至りぬ。三一日曜後の月曜日、即ち一六一七年（元和三年）四月廿二日は處刑の當日なり、其日の暮るゝに及で、純賴家臣友永四郎兵衛をして、兩師に食を賜ひければ、兩師謝して曰く、予等復食養を要せず今將に大饗に飽かんとす、因て相共に告解を行ひ、聖歌を唱し、引かれ刑場に至り、群衆に向て説教訓誨し、教徒等

嗟歎號哭の中に斬首せらる、純賴兩師に敬意を表し、殊に家臣を撰で之を斬らしめしと云ふ。觀者感奮突進して其遺骸を奪はんとし、辛ふじて之せ制止し得たり。

### 宣教師マシャード及びアスサンブションの略歴

ペール、デョアン、バプチスト、マシャードは葡萄牙の士族にして十二歳の時、日本廿六聖徒殉教談を聞き大に感ずる處あり、日本に渡航して傳教せんと思ひ立ち、十六歳にして耶蘇組に入門し、大學卒業の後印度臥亞に渡り、慶長十六年日本に來り、京都伏見の間に布教し、後長崎へ轉せしが、家康の禁教令出で宣教師の追放せられし時、支部長の許可を得て内地に潜伏し、或は信者の家に匿れ、若くは山中の洞穴に隠れ、夜中出てて布教せしが、其熱心と高德に感じ洗禮を受る者多く、一村擧て信者となりし所もありしと云ふ、大村純頼幕命を奉し、宣教師を搜索せし時、彼は大村平戸の各地を巡回し五島に至り、鹿の子村にて教務を熱行中捕縛せられたりと云ふ。

フレール、ビール、アスサンブシオン、則ち御上夫のヒールは、西班牙國トレツ府に産れ、慶長十三年日本に來り、家康の禁教令により宣教師追放せられし時、長崎に留り各地を巡回して信者を慰め居りしが、長江の背教者たる奉行某が、偽て悔改の色を表し告解を請ふとて、師を欺き不意に之を捕へんとせしかば、師は之を悟り長崎を去り本津村へ至りし時、捕吏の追跡する所となりて捕はれ、大村の獄に投ぜられぬ。彼が獄中より支部長へ贈りし書に曰く、耶蘇、馬利亞の名によりて謹て貴下の安全を祈り奉り候、我は誠に喜ばしきことに遭遇せしを以て之を貴下に報告するの榮有す、そは別儀に非ず、會て福音を傳へ人々を眞の道に指導せし罪として、大村領主の手に捕縛せられ、獄舎に投せられて、我等の爲に生命を捨てたまひし救主に、我生命を捧げ奉らんと欲し、只管其日の來るを待てり、願くば貴下この事を他の教職及び信徒一同へ傳達し、此際互に嫉妬競争の心を捨て協同心力して天主の爲に盡し、基督の教を奉ずる者は、兄弟の如く互に相親愛し、各派の教師も協力して教會を保護する様諭告したまはんことを、此我一生の願なり、我は數多の兵卒に護衛せられ居て、人に面會する能はず、書翰の往復も亦自由ならず、食物も罪人に與ふる監獄にて給する物の外食する事なし、斯の如く嚴重なる監獄の中にあるも、天主我を捨て玉

はの證據には、此程食物を運ぶ女が自ら信者なることを我に告げ、食物を入れる、椀の中に手紙を入れ置きなば、窃に名宛の所へ贈らんと云出でしかば、これ幸と直ちに書翰を認め、かたの如くして漸く貴下に贈ることを得たるなり、貴下は此女の手より我に返詞を贈り給へ、且つ此女の手を経て祭禮の衣服、窃に贈り給はんことを希ふ云々、斯くて師長は返詞を認め、祭服を贈り、之を慰籍したりと云ふ。

### 宣教師大村純頼に書を贈て其悔悟を促す

マシャード等の斬首は、他の宣教師等を恐怖せしむるならんとの預期は、全然失敗し、却て藪蛇の困難に陥りぬ、其の頃長崎附近に潜伏せしドミニカン派の司教アロンゾ、ナヴァレット Alonzo Navarette、アウガستن派の司教聖ジョセフ Saint Joseph. の二人は、マシャード等の殉教を聞き、今は潜伏すべき時機に非ず、宜しく出て大村に至り、教徒の信仰を堅め、背教者に改悔を勧め、基督の榮えを揚げざ

る可らずと思惟し、各々書を裁して同僚諸師に告別し、斷然死を決して其寓居を出でたり。是一六一七年（元和三年）の五月廿五日にして、マシヤード等殉教數週間の後なりき。家主始め日本人の追従する者六人、其の夜は長崎附近の茅屋に止宿し、説教を試みしに、教徒傳へ聞き集る者約三千人、兩師の周圍を取巻き、異口同音に經文を唱へ、聖歌を歌ふ、其の聲天地を崩さんばかりなり、二師は彼等の告解を聞き、又は洗禮を施し、或は復歸者を受くる等、通夜教務に勵精して曉天に達し、翌日井喜里村に至り、進て長柄村に移りし時は、従ひ來る教徒の數ますます増加し、前後十餘町の間は人もてうづもり立錐の地だになかりき。爰に於て兩師は路傍に壇を築きて彌撒祭を行ひ、交る／＼説教して以て信者の奮發を促しければ、聽者感嘆措かず兩師の足下に伏して其祝福を求め、教徒の熱狂其極に達し、人々皆争ふて殉教を願ふに至りぬ。兩師即ち書を大村純頼に贈り、其の罪を責め之が悔改を促して

曰く、

聖アウガスチン派の司教セント、ヨセフ、聖ドミニカン派の司教、アロンゾ、ナ  
ツアレント謹で書を大村領主に呈す、我等は今回閣下が二人の師父を死刑に處せ  
られし事を聞き、驚愕悲嘆に堪へず、斯の如き所業は外教人に於ても尙且大なる  
罪なり、况哉洗禮を受し閣下に於てをや、是實に永遠不易の苦難を受くべき大罪  
なり、因て我等深く之を悲み、閣下を始め、大村附近の人々に、改悟の念を起さ  
しめんと欲し、敢て禁令を犯して閣下の領地へ侵入せり、閣下若し悔改の念を起  
さずして、却て之を憤るが如きことあらば、是則ち大罪に重ぬるに大罪を以てす  
るものにて、閣下は必ず地獄に墮落し、永遠の苦痛を受くべきものなり。閣下乞  
ふ深く思慮する所あれ。

純頼之を見て大に怒り、直に捕吏を遣はして之を縛せしむ、捕吏の中教徒多く師

父を見て、恐懼逡巡して敢て進み得ざりしが、師父等の殉教の決心固きを見て、捕吏の頭人某進み出で跪きて敬禮して曰く、我等の是處に來りしは誠に罪ふかき業なれど、主命黙し難く止を得ず尊體を犯し奉らんとす、乞ふ其罪を許し給へと、云ふ尾につきて、數多の捕吏も亦異口同音に許し給へくと云ひながら、師父兩人に繩を掛け、舟もて大村へ引致し、監獄に投じぬ、純頼直に死刑に處せんとす、老臣某諫て曰く刑は死を恐るゝものゝ爲に用ゆるものにして、彼等の如く死を甘ずる者に之を用ゆるも害ありて益なし、若かず彼等を助命して遠く之を追放せんにはと、純頼曰く卿の説一理なきに非ず、されど生あるもの誰か死を恐れざらん、今若し彼等を死刑に行はば、再び布教に努力する者なきに至らん、試に之を死刑に處し、他日また彼等の如き者あらはるゝ時は、卿の意見に従ふべしとて、やがて死刑を宣告したりしが、公然の處刑は群衆を惑亂するの惧あるを以て、窃に之を高島と云へる無人島

へ送りて斬首し、先に處刑せしマシャード等の屍と共に、棺に納めて水中に沈めたり。是信徒等の殉教者の遺體を崇敬するの念を妨げんが爲なりき。然るに長崎附近の信徒は、頻りに殉教者の遺體を搜索せしが、數月の後、一個の棺の浮び出るを認め、喜て之を長崎へ持來りて、厚く之を葬り、後其遺骨の一部を媽港及び馬尼刺へ送り、神聖なる遺物として尊崇せしと云ふ。

### 殉教者の感化偉大なり

殉教者の一舉一動は教徒に至大の感化を與へて之を激勵し、先に迫害の苛責を恐れて轉宗を誓ひし者も再び悔改して基督教に復歸し長崎附近に隱匿せし數千の信徒白晝相會して公然禮拜を執行して憚らず苛責は勿論死刑をも尙且つ辭せざるの態度を示せしかば奉行所の官吏も教民の熱狂に畏縮して袖手傍觀し敢て手を下さざりし

が江戸よりの催促に應じ己むなく僅に宣教師を隠匿せし家主組合等十七八人を捕へ窃に之を殺戮して其責を塞ぎぬ、又大村に於ても宣教師の殉教以來轉宗者の復歸するもの尠なからず、新に洗禮を受くる者も亦加はりぬ就中先にマシャトド等處刑の際檢視役として臨場せし大村家の老臣友永四郎兵衛は宣教師殉教の熱誠に感激して基督教に歸依し自ら進て人々に布教し且轉宗者を勸諭して之を復歸せしめ宣教師も亦其間に潜入し盛に活躍して信徒を激勵せしかば其の勢熾烈にして殆ど當るべからざるものあり、大村純頼佛僧等の言を容れて其家臣友永を斬り又宣教師二人を捕へて以て僅に其威嚴を維持せりと云ふ其時捕へられし宣教師はフ派のペールアポロナリオとド派のペールトマス Padre Appolonio Padre Thomas (聖職のトマスと云ふ)にして前者は一旦大坂に籠城し落城後長崎地方に匿れて布教せしが爰に於て獄屋に投ぜられたり、(一六一七年元和三年七月七日)

### 各地の迫害、貴族信者の殉教

是より先き長崎奉行の更迭あり、先の奉行長谷川左兵衛藤廣の朝同姓権六來りて長崎を治む、其部下の代官に末次平藏なる者あり、先に一旦基督教徒となりしが、禁教令發布後乍ち棄教して背教者となり、あまつさへ先の代官にして同じく棄教者たりし、村山東庵を讒訴して、其職を奪ひし白者なりしが、新任奉行権六の意に反し、好て基督教徒を討ぎ、數十の目明、探偵を放て、宣教師の隠家を襲ひ、或は教徒の居宅を脅かして已まず、爰に於て内外宣教師の捕縛せらるゝ者頻々、家主・組合員の慘殺、若くは投獄せられしもの夥しく、長崎・大村・平戸の監獄は是等の囚人を以て充滿するに至れり、其他京都・奥州・中國・九州の各地に於て、迫害慘殺せられし教徒、擧て數ふべからず。其間有名なる信者の殺害せられし者は細川忠興の老臣

加賀山隼人・福島正則の老臣佃又右衛門、其他二三の切支丹武士なりき。

加賀山隼人は疾くより基督教を奉ぜし熱心家なり、曾て細川家の奉行として江戸城造築の工事を監督し、しばし秀忠に會見するの便宜を有せしが、其折秀忠に向ひ、基督教の信仰は世のあらゆる物よりも、彼に取りて貴重なるものなりと公言して、將軍を驚かしぬ、其妻アガタ、其女婿小笠原彌三郎、其妹ルシア、及び其妹婿市之正等、皆熱心なる信者なり。家康の禁教令出るに及び、忠興隼人に迫りて轉宗を諭せしも應ぜず。忠興之を害するに忍びず、之を禁錮して改悛を促し、百力手段を盡して棄教せしめんとせしも、肯せざりしを以て、終に死を賜ふ、享年五拾四歳（元和五年）一説には慶長十九年高山等と同時に海外へ放逐せられりともあるも、實は是時斬首せられしなり。又佃又右衛門は元と蒲生氏郷の家臣なりしが、故ありて福島正則に仕へ、其家臣たり、武勇を以てあらはる、正則深く之を愛し、幕府の禁

教令出でしも之が信仰を問はざりき、大阪落城の砌城中より遁れ出でし宣教師ポロ<sup>ロ</sup>を保護し、之を其の家敷内に隠匿せしめたりと云ふ。既にして福島正則流罪となり、淺野長見封を廣島に受くるに至り、屢々説諭する所ありしも、斷乎として其所信を曲げざりしを以て、竟に死刑に處せられしと云ふ。

## 第四章 徳川秀忠の切支丹窘迫 (其二)

## 基督教徒迫害の状況

元和三年の末より元和八年の大迫害に至るまで、外國宣教師の捕縛せられし者カ  
ルロー、スピノラ Carlo Spinola を始め拾數人の多きに達せしも、殺戮せられし宣  
教師は、京都に於るフ派の老宣教師セント、マーテ Sainth-Marthe のみにして、  
他は皆大村の獄中につなされ苦き杯を飲みつゝありき。其間日本人の各地に於て苛  
責慘殺されし者數百人、或は斬罪・烙刑・磔刑に處せられ、或は火責・水責・笞打・石  
抱・釣責の拷問にかゝり、或は手指を截られ、足腿を斷たれ、或は赤色の十字形を  
彫刻せられし等、悲惨之談、一々枚擧に堪へざるを以て之を略し、其の間に起りし  
大迫害大事件に聯關する事蹟を略叙し酷烈なりし、迫害の状況を伺ふの便に供せ

ん。

## ドミンゴ、ジオルジ事件

元和三年に有名なるドミンゴ、ジオルジ事件あり、其由來左の如し、長崎拾芥集  
に曰く元和年中(長崎史に元和三年とあり)阿蘭陀船日本へ渡海の節、堺の常珍と云ふもの呂宗に  
至り日本に歸帆の時、沖中にて阿蘭陀人之を見付け、此船呂宗より出て日本へ赴く  
を不審に思ひ、はせつけ常珍が船に乗り移り、船中を見れば伴天連三人あり、此故  
にいよく船中を改めければ、南蠻よりの書翰數通あり、之に依て阿蘭陀人共常珍  
が船を平戸まで挽き來り、此處に伴天連乘り來るの由、松浦壹岐守に訴ふ、早速詮  
議に及ぶといへども、常珍並に伴天連の者共、種々陳謝す、此故に長崎奉行長谷川  
權六に告ぐ、權六時を移さず平戸に來り、糺明輕からずと雖も猶以て陳謝す、時に

森助左衛門といふ者あり、元來南蠻の種子にて日本に生れたり、能く南蠻人共持渡りし數通の書翰を逐一譯するに、南蠻のものどもより日本に隠れ、居る耶蘇宗門の者どもへ送る所の書翰に紛れなし、其の文に曰く、日本大半耶蘇に歸するものあらば告知らせよとのこと分明なるに(長崎史)常珍並に三人の件天連は火あぶりに、其外水手乗組の者共残らず長崎において死罪に行はれけり、阿蘭陀人は日本忠節のものなりと此の時云ひあへり。常珍(又常陳といふ)は元と泉州堺に住し、慶長十八年の禁令後、長崎に移りたる葡萄牙人ドミンゴ、ジオルジ Domingo George の事にして、日本人を娶り常陳と稱せり。又其船に乗組居りし伴天連は、耶蘇組派のカルロ一、スピノラ Carlo Spinola 及びアンブロシオ、フェルナンデ Ambrosio Fernandezなりしといふ。常陳以下の處刑されしは事實なるも、其他の事は大に疑ひなきあたはず、先の駐日公使サー、オルネスト、サトゥウを始め歐州人は是事件を以て阿蘭陀

人の惡戯となし、南蠻の書翰といふは阿蘭陀人が偽造して常陳の船中に入れたるものなりといひ、リース博士は馬尼利に流配され居る日本人が伊達政宗の遣歐使の歐州に於て欺待されつゝあるにかゝはず、日本内地に於る切支丹迫害の日に熾烈を極むるに憤慨し、斯る不穩の書翰を送りて日本に潜伏し居る宣教師を激勵せしなりといふ。是皆推察に過ぎず。吾人は別の理由によりて此事件は全く虚構の事實なるを斷言して憚らざるものなり、何となれば常陳及びスピノラ等は皆葡萄牙に關係あるものなれば、若し常陳が航海を業とするものならば、其航路は馬利尼・日本間にあらずして、媽港・日本間ならざるべからず、葡萄牙人たる常陳が耶蘇組の宣教師を乗せて、馬尼刺より日本へ航海すとはあり得べからざる事なり、況哉船中に在りしと云ふ伴天連スピノテは、慶長七年以來日本に在りて海外へ赴きしことなく、慶長十九年の追放にも洩れて、内地に潜伏し、長崎地方の教會長に選ばれ、暗中飛



躍を試みつゝありしに於てをや、されば常陳事件それ自身は架空の捏造説なるか、或は後に起りし平山事件を誤り傳へたるものなるべし。西教史其他の歴史には一言常陳の航海事件に及ぶものなく、其船中に乗組居りしと傳へられしカルロー、スピノラ、アムプロシオ、フェルナンデは長崎市中に潜伏せし耶蘇組派の宣教師にして、常陳は其家主なりしと云ふ。

スピノラは歐州三十年戦争の初期に於て阿蘭陀に於る西班牙軍總司令官アムプロシオ、スピノラ Ambrosio Spinola の親戚にして獨逸皇帝ルドノフ二世の寵臣タサロロ Tassarolo 伯の子なり、一五六四年伊太利亞のゼノアに生れ、一五八四年其の叔父カルジナルスピノラの司教たりし、ネーブルの所轄ノールに於て耶蘇派に入り、慶長七年（一六〇二年）日本に渡航し、初め有馬のアリエ（有家）に於て布教し、其後七年間京都に在て傳教し、旁らアカデミーを建て高尚なる學藝を日本に傳

ふる事に従事し、慶長十七年長崎へ還り、慶長十九年の追放を遁れて長崎附近に匿れ、耶蘇組派の長崎教會長となり、同僚を指揮して暗中飛躍を試みつゝありしが、元和三年十月徳川秀忠新律を設け、自今教師を止宿せしむる者、教の爲に集會する者、四年以前既に取潰されし御堂、および墓へ、參詣する者、信者の印を帶び、聖像を飾るものは、悉く嚴刑に處すべしと布告したれば、宣教師等は禍の家主に及ばんことを恐れ、窃に遁れて山林に入り、洞穴に匿るゝ者多し、スピノラも亦去て山林に赴かんとせしに、家主ジョルジの留むる所となり、依然元の隱家に居りしに、十二月十三日捕吏侵入し來りて、彼を同宿のフェルナンデ及び家主ジョルジと共に捕縛せり。斯くてスピノラは大村の獄に投ぜられ、常陳は元和五年（一六一九年）十一月廿八日）他の家主等四名と共に火刑に處せられたり。

## 京都に於る大迫害

元和五年將軍秀忠上洛の際、京都に於て稍大規模の迫害ありき。京都所司代板倉伊賀守勝重は頗る治術に長じたる政治家にして、其管下の民を視ること子の如く、裁決公平にして、一片の私なく、訴訟して敗訴せしものも、自ら其非を悔みて所司代を怨むるものなく、民皆悦服す、隨て彼の基督教徒に對する態度も、亦頗る寛大にして、宣教師の隱家を許さず、教徒を捕縛するを好まず、苟も公然基督教を標榜して横行せざる以上、之を看過して敢て干渉せざりき、されば切支丹の徒皆彼を徳とし、宣教師も亦口を極めて之を賞讃しぬ。然るに爰にセント、マーテ、ジョン Saintu Marthe John と云ふ派の老宣教師あり、京都附近に潜伏して窃に布教しつゝありしが、捕吏の追跡する所となり、牢獄に繋がる、こと三年、勝重之を赦免し墨西

哥へ追放せんとす、マーテ聞かず、日本内地に在留することを許さるれば兎も角も、左なくば敢て解放せらるゝを欲せずと主張し、頑として動かざりしかば、勝重已を得ず之を誅戮せざるべからざるに至りぬ。是元和四年六月頃のことなりしが、翌元和五年に至り江戸より特種の命令あり、殊に將軍秀忠上洛の期近づきければ、平常より板倉所司代の切支丹宗徒に對する處置の寛大なるを憤慨しつゝありし反切支丹の徒の此機に乗じ大に爲すあらんずる情況あらはれしかば、勝重已を得ず、知名の基督教徒を捕縛し始めしが、第一回の捕縛三拾餘名、尋て六拾三名の多數に達し、京都の獄舎充滿し立錐の餘地なきに至りしも、尙漸々増加するの傾向あらはれしかば、勝重大に之を憂へ、殊更に街頭に掲示して切支丹を家に隠す者は嚴刑に處すべしと布告し、信者を洛外の地へ遁走せしめぬ。既にして秀忠上洛し京都に留まること三ヶ月、歸路伏見に至り、多數の切支丹宗徒の牢獄に在るを聞きて大に怒

り、男女老若を論ぜず、悉く之を焼殺すべきを命ず。板倉勝重は無辜の良民たる切支丹宗徒を殺害するを好まず、寧ろ之を助命せんとて苦心しつゝありし折柄、臺倉に接し遺憾に堪へざりしも、主命黙し難く、火刑を宣告せしが、せめては教徒を慰籍し其苦痛を減せんとして、殊更に美麗なる十字架を造り、燃料を山の如く積みて一時に之を焼殺し、成るべく苦痛の時間を短ふせんと試みぬ。

### 切支丹の徒五拾三名焚殺せらる

元和五年陽曆十月七日は處刑の當日なり、此の日早朝囚徒を獄舎より引出し、之を九輛の車に分乗せしめ、前車には老人と壯者とを載せ、後車には少年を載せ、中央に婦人を載せて幼児を其懷に抱かしむ、之を觀んとて群聚する者堵の如し、一刑吏前進し、一町毎に叫て曰く、此者共は切支丹宗なるにより、將軍の命令により火

刑に處せらるゝ者なり。信者車中より之に應じて曰く、然り、眞なり、吾等は耶蘇基督の爲に死するものなり、基督萬歳と。觀者袖を濕ほさざるはなし、既にして刑場に達し、山の如く積重ねたる薪木の中に直立する十字架に、男子は男子と、女子は女子と、二人づゝ背合して縛せらる、囚徒六拾三名の中、半死せしもの若干名、是時處刑せられしもの五拾三名、京都の人十四名、豊後の人五名、北國の人一名、山城の人六名、中國の人二名、大和の人二名、尾張の人八名、河内の人二名、丹波の人五名、近江の人四名、安藝の人二名、生國知れざる者一名、可憐の少女あり、頑是なき幼児あり、男子は年齢を以て其順序を定む、ジョアキム、ガブリエルは年長を以て第一柱に繋がれ、人の妻となりて子ある者は中央に在り、レーヌは二歳にして其母マトレエヌに抱かれ、ベノワーは二歳にして其祖母マルトの手に在り、リウスは三歳にして其祖母メレーに抱かれ、マルドは八歳の警女にして、其姉リウー

スと共に繋がる、京都人の中にて尤も著名なるを橋本太兵衛と稱す、智・勇兼備の武士なり、又尤も哀れなるは其妻子なり、其の妻をテクルと云ふ懐妊して臨月に近し、其長子をミツチエルと云ふ、板倉勝重名家の後を絶つを惜み、強て之を脱走せしめぬ、其餘の子女五名、十二歳を頭として三歳の幼児に至るまで、一家悉く焼殺せらる、橋本夫人テクルは此日盛装して刑場に臨み、三歳の末子を抱きて靜に十字架に繋かれ、他の子女四人は左右の柱に縛せられたれば、夫人は左顧右眄して之を慰めいたはるさま哀れにも亦いぢらしく、觀者皆涕泣敢て仰ぎ見るものなし、既にして夕陽西に傾き、日將に暮れんとする頃、一聲の合圖に應じて、山なす燃料に點火すれば、乍ち炎焰天に漲り、黒烟地を覆ひ、そのすざましさいはん方なし、觀者涕泣し刑卒號叫し囚徒稱名す既にして火焰漸く盛なる頃、突然悲鳴を擧て母を呼ぶ者あり、少女の聲とおぼしく、乍ち叫て曰く母様／＼最う眼が見えませぬ、母

様は何處にいますぞと、其母とおぼしき者苦しき息の下より、之を慰めて曰く、カタリナよ悲む勿れ、苦しからうが辛抱せよ、やがて樂しき天國に至るべし、氣をたしかにして、耶蘇様、馬利亞様を念ずべしと。是ぞ橋本夫人と其少女なりしと知られたり、かくて暫時の間、囚徒の姿は黒烟に覆はれ、其稱名呻吟する聲は、小兒の悲鳴と合し、四面の動搖と相混じて、騒然たるそが中に、幼児を懷ゆる婦人の其子女の頭を慰撫しつゝ之を抱着する姿、朦朧と烟の中に隱顯出沒するさま、哀れと云ふも愚かなり、既にして「黒烟散じ、火光分明なるに及び、殉教者は苦痛の色なく皆天を望みつゝ、宛も天使の賞典を捧げて、來臨するを見るが如き態を顯せり」と云ふ(西教史)

## 幕府の法網を潜りて密航し來る宣教師あり

當時幕府の取締頗る嚴重にして、内地に潜伏する宣教師は、残らず之を逮捕し盡さんとし、新に海外より來る者あれば、上陸を許さずして直に之を監禁し、宣教師の渡來を禁じ、犯者本人は勿論、船主・水手及び同船者をも、嚴罰に處し、且つ官吏を派して、入津の船舶を嚴密に検査し、宣教師の渡來を防止せりと雖も、尙法網を潜りて侵入し來る者尠ならず。元和六年中日本へ密航し來りし宣教師、耶蘇組派のみでも尙六名の多きを算し、以て逮捕、病没より生ぜし缺員を補充し得たりしが、殉教者の感化、暗中の飛躍、其効を奏し、迫害の熾烈なるに拘はらず、能く三千人を教化し得たりと云ふ。

## ズニガ平山事件

渡航の禁を侵して密航し來りし宣教師の中、不幸にして中途發見せられし者少な

からず、其著名なるはズニガ、平山事件是なり。是より先き、英吉利斯・阿蘭陀兩國民は、東洋に於て互に争闘し來りしが、一六一九年(元和五年)新に和睦成り、相共に防禦艦隊なるものを組織し、日本近海に於て、西班牙・葡萄牙の商船捕獲に従事せしが、元和六年七月七日(一六二〇年八月五日)阿蘭陀軍艦某號は、英吉利斯軍艦エリザベス號が、臺灣沖にて拿捕せし日本船を引きて、平戸へ入港せり、船内に假裝せる二名の宣教師あり、船長はジョアチム、デヤス平山といふ、切支丹信者なり、長崎奉行長谷川權六、英蘭人の告訴を受理し、平戸に於て之を糺彈す。宣教師の一人をペトロズニガ Peter Zuniga と云ふ、墨西哥第六の總督ヴィラマンリカ候 Marquis of Villanarica. の子にして、アウガستن派の司祭たり、久しく呂宗に在り、元和三年一たび商人に扮して日本に來りしが、長崎奉行長谷川權六の知る所となりしも、權六其素生の賤しからざるを知り、竊に忠告して退去せしめたり

き。然るに日本人の信者中ズニガの徳を慕ふ者多く、書を呂宗の司教に贈りて、ズニガ師の再遣を懇請し、若しズニガ師を遣し玉はゞ、當方よりは其代として、先年殉教せしセント、ヨセフの遺骨を送るべしと申送り、別にズニカ師に對しては頻りに再來を勧め、若し師にして渡航し來らば、密に上陸し得らるゝ便宜を具ふるのみならず、目明の探偵し得ざる隠家を整ふべければ、是非渡來ありたしと懇願せしかば、さなきだに日本信者のことを夢寢にも忘るゝこと能はざりしズニガは之を見て大に心を動かし、司教の免許を得て、再び日本に渡航することに決しぬ。斯くて一六二〇年（元和六年）六月五日ドミニカン派の司祭ルイ、フロレス Louis Flores、を伴ひ、日本人ジョアチム平山の舟に乗り、航海に登りしに、途中難風に逢ひて一旦媽港へ流されしが、再び日本へ向て航海の途中、臺灣沖にて捕獲せられしなり。ズニガは罪の平山等に及ばんことを恐れ、西班牙の商人デョアン、ゴンザレスなり

と主張して、司祭たるを秘し、長谷川權六も亦彼の僧侶たるを知れども、尙其一命を救はんと欲し、知らざるまねして判決を遅延し、原告たる英蘭人が船中にて押収したる二通の證據書類、則ち一はズニガを日本アウガスタン派の司教に任ずる公文書他は在呂宗ドミニカン派の司教より司祭フロレスを日本へ派遣すとの證明狀とを提出して、二人の僧侶たるの證據とせしも、之を採用せざりしを以て、人皆疑惑を懷き、奉行權六自身も切支丹門徒にあらずやと言合へりとは、英人コックス等の記録せし所なり。蓋し原告たる英・蘭人は、被告の僧侶たるを證明し得ずば、妄りに日本船を拿捕したる罪に坐せらるゝの恐ありしなり。思ふに英・蘭同盟艦隊は日本近海に於て、専ら西・葡の商船捕獲に従事すと云も、其實支那船・日本船にかゝはらず、高價の貨物を登載する船舶と觀れば、用捨なく之を掠奪し、海賊に類する所業を恣にせしかば、斯る機會に觸れて其罪惡の露見せんことを、痛く危惧せしものゝ如し、されば彼等は被

告をして白状せしめんとし、奉行より被告を預り居るを幸ひ、密に之を苛責して、其實を吐かしめんとせしも、黙して語らざりき。斯くて此歳十二月、權六江戸より還り來りて、再び審問を平戸に開廷してズニガ等を糺問し、參考人として大村の獄舎に繋がれ居る、切支丹三派の司祭各一人づゝ、即ちカロール、スビノラ、フランシスコ、モラレズ、ペトロ、ダウイラーの三名を召換し、被告の司祭たるや否やを判別せしむ。有名なる背教司祭荒木トマスも亦召換せらる、彼の牢獄にありしは幕府の目明として在獄宣教師等の舉動を探偵せんが爲なりしか、果又何事か官憲の嫌疑を蒙りし故かは、不明なり。荒木の法廷に出づるや、佛式によりて宣誓し、且つ證言して曰く、自分は被告に就て直接知る所なきも、大村獄中に在る同囚の宣教師中、被告の僧侶たるを主張せるを聞けりと。然るにスビノラ等は之を否認し、曾て被告の一人が商人の服装を着けて、長崎にありしことを見受しことあるも、他の被告は全く未知の人なり

と。代官某（背教者末次平藏ならん）問ふて曰く、司祭又は僧侶にして其身分を否定するも可なりやと、スビノラ答て曰く、君は基督者と司祭との區別を知らざるものなり、前者は常に基督者たることを公言せざるべからざるも、何人も司祭たるを自認すべき責任なしと。英人傍より口を狭み羅馬公教會の司祭等は、英國に於てもしばしば身分を否定して處刑を免かれんとせりと、スビノラ曰くそは讒誣なり、自分は曾て英國に捕はれし時、公然耶蘇組の司祭たるを自認して憚らざりしのみならず、同僚中之が爲め生命を失ひし者あるも、皆祭司たるを自白せりと、斯くて此日の審問終りしが、スビノラは被告に對する證據の有力なるを觀て、私にズニガに會し之に自白をすゝむ、ズニガ固より死を懼るゝ者に非ざるも、累を船長平山等に及ぼさんことを哀み、之が爲め、心ならずも身分を偽り來りしが、今は是非なしと諦め、翌日奉行長谷川の前に於て公然司祭たるを自白し、フロレスも亦數月の後自白

せりと云ふ、爰に於て權六狀を具して江戸へ上申せしに、當時長崎在留の西班牙人にして、ズニガを監獄より奪取せんと企圖せしものなり、又ズニガが西班牙皇帝の庶子にして、日本征服の先驅として、派遣せられたる者なりとの蘭人等の風説を聞き、秀忠大に怒り、且つ恐れ、ズニガ・フロレス・平山の三人を火刑に、船手其他の者を獄門に處せしめたり。是實に一六二二年(元和八年)八月十九日なりき。而して船體は英吉利斯・阿蘭陀の捕獲者に下附し、貨物は沒收したり。

### ズニガ等の脱獄

フランシスカン派のアンナリシャル師は、密に兩個の司祭を監獄より脱出せしめんと欲し、さまざまに心をくだき、一旦は首尾よく盗み出せしかど、番卒に追駈られ其功を奏せざりしかば、深く遺憾に思ひ、こたびは長崎の信者彌吉と云ふ水夫をかたらひ、又阿蘭陀人なる看守に金を與へて之を誘ひ、ズニガの脱出

に便宜を與へしめたり、却詭獄卒等は深く司祭等を輕侮、毎日監獄の汚物を捨さる爲め、彼等を海邊に遣はせしが、其處は、高き堤にして近傍には一隻の舟もなく、容易に逃走する能はざる場所なれば看守も嚴しからざりしを幸ひ、彌吉は一艘の小舟を堤の下に漕寄せ、司祭の出るを待てり。獄卒等は固より斯る企のありとは、夢にも知らずして由斷し居りしに、獨り夫の阿蘭陀人のみ、彌吉の來るを知りて、竊に之をズニカ等に通ぜしが、司祭等は固より逃走するの精神ならねども、此世の名残に一度彌吉等と面會し、暇をも告げ、後の事をも托し置かんと、嚙て堤の上に至り、汚物を捨る姿して堤の下を眺れば、彌吉は忽ち鍵繩を堤の上に投掛けつ、疾く是を傳ひ降り給へ、申上べき事さまざまあれど、浪の音に隔てられ、思ふに任せず、疾く降り給へくと頻に勧めしかば、ズニカ等は是非なく繩を傳ひ彌吉の舟に飛乗りしが、此時フロレスは誤て海中に陥り、一町あまり流され、既に溺死せんとせしが、辛ふじて漸く舟に泳ぎ着くを得たり。折柄獄卒共大勢罵り叫て追駈來り、堤の上に立ながらあれよくと聞く中、彌吉は一生懸命に舟を漕出し、疾く帆を揚んと氣をあせり、頻に繩を引しかば、忽ち繩は半途よりぶつりと切れて帆は落ちたり。是は生僧と舌打し遙に後を顧みれば、大勢の獄卒ともばばや舟に乗りて此方へ向ひ追來る勢



ひ宛ら疾風の如く、如何にあせるも遭れ得べき道なし、是は残念と思ふきつな一塵の風颯と吹き、波を起し、獄卒共の舟を堤の下へ押戻せしこそ不思儀なれ、彌吉は之に力を得て、勇氣以前に十倍し、暫時に舟を陸地へ漕寄、司祭等を山の奥に隠したれど、再び發覺して捕へられ、沖の島と稱する無人島へ送られ、厳しく監禁せられたり云々。(鮮血遺書一七一ページ以下)

## ズニガ平山等處刑の状況

奉行權六は翌十九日の朝に至り囚人を悉く呼出し、宣告して曰く、今度將軍の命により聖ロミニカン門派の司祭ルイフロレス、聖アウガスチン門派の司祭ベトロ、ズニガ、及び日本船長平山の三名は火刑に處し船手助右衛門・宗右衛門・三吉・彌助・政吉・茂兵衛・乘客六右衛門・山田・松尾・竹内・小柳・三川の十二名は獄門に處し、彌吉・作藏・九郎兵衛・辰藏・眞吉の五名は尙ほ取調の筋あるを以て再び獄に繋ぐべしと、末だ言葉の終らざるに、獄卒共ばらばらと走り來て彌吉等五名を迫立かへり、他の囚徒を刑場へ連行かんとす、斯くて司祭等は、獄卒に迫立られ、刑場へ赴かんと役所の門を出てしに、蟻の如く集り來る数千の奉教人が、宣教師の姿を見るや、直に聖歌を唱へ、其聲天地に響き恰も萬雷の一時に頭上へ落ち來るが如く、細

き聲の後に残りて、遠く響き音楽を奏するが如く聞えしは是れ小兒の天主を讚美せる聲なり、流石の宣教師も餘の事に驚き、彼方此方と同顧しながら歩を移せしに、後より従ひ來る三人の西班牙人あり、誰やらんと能く見れば商人の姿なれど是は全く聖ロミニカン門派の宣教師コラド・バアゲス・カステンの三人に紛れなし、物言はんとすれど忍ぶ身なれば、思ふに任せず、目と目と知らず暇乞、此世の離別と、双方より幾度も相見合せ、涙を吞みつゝ刑場へ辿り着きぬ。刑場は後に山を負ひ前に海を掲げる最と廣き原野にして、立山と稱する地なるが、中央に三本の柱を植て、周圍に薪を山と積重ねたり、刑吏の竊に語るを聞けば薪を築る時に際し、薪を商ふ者が聖人を焼殺す爲ならば賣らじと固く辭する者多く、中には薪を隠す者などもありて甚だ困り、遠方より運び來りて漸く間にあはせたりとぞ、又首を斬る役は舊例により近傍に住む穢多と稱する者に命じたれど、何れも病氣と稱して之を辭し、一人も承諾する者なかりしかば、是も遠方より雇ひ來りしとぞ(鮮血遺書)

彌吉以下五名の者は、其後何人の倚頼によりてズニガ師等を脱獄せしめんとせしかに就て審問を受け、拷問にかゝりしも遂に白狀せざりしを以て、同年十二月二日其妻子と僧に斬首せられたり。

## 元和八年の大迫害大村の監獄に繋がる、宣教師

ズニガ等焼殺の後、三週間にして(九月十日)大虐殺あり、元和三年以來大村・長崎の牢獄に繋がりありし、外國宣教師スピノラ師を始め、日本人の司祭及び傳道者、並に宣教師を隠匿したる家主及び其妻子等を、一時に處刑せしむ、世之を大殉教と云ふ。是時切支丹信者の斬首せられし者、三十人、焚殺されし者二十五人、其中九人はヤ・フ・ド三派の外國司祭なりき。蓋し大村の獄舎に繋がり居りし外國宣教師は拾三名なりしも、其中ヤ派のフェルナンデ・フ派のジョアンは牢死し、アポリナリオ・トマスの二人は別に處刑されたりといふ。そもく大村の監獄は表口三犬奥行二犬、の建物にして、中間竹を以て隔となし、一室一人僅に膝を容るゝに足るの餘地あるのみ、外圍は繞らずに二重の土塀を以てし、其中間に荆棘を植ゑ、番卒

四方を繞圍して、警戒頗る嚴なりき。宣教師等は斯る獄舎の中に在て、艱難辛苦を嘗むること四ヶ年、夏はさながら焼くが如き炎熱に苦しみ冬は僅に一枚の單衣を纏ふて寒風に暴され、凍傷に腦み、殊に困苦せしは牢内に滿たる紛々たる臭氣なりき。スピノラ師の如き、四ヶ年以上も獄舎に在て、衣服を更ふることなく、所謂さのみさのまゝにて、常にもろくの虫に螫噛せらる、其不潔困難推して知るべし。彼等は斯る困苦の中に在て、絶えず祈禱し、聖歌を唱へて、憂き日を送りつゝ、殉教の日の速に來らんことを期待しつゝありき。若し信教の爲に、迫害を受るてふ歡喜微かりせば、殆ど地獄の苛責と擇ぶ所なし。食物は玄米の飯一碗と、少許の菜蔬にして、時とし半ば腐敗したる鱈魚このしやの小片を與へたれど、後には之をも與へざるに至れり。獄卒の中信者あり、囚徒の境遇に同情し、窃に食物・葡萄酒等を差入れ、又は書翰の往復を取次ぐものあり、事露れて處刑せられし者數人ありき。スピノラ師

が獄中より、其従弟たる西班牙の貴族マキシミアン公爵の許へ送りし書翰あり、遺物として今尙西班牙の教會に保存せらるゝ其文の一節に曰く

我は天主の聖き御恩寵により、信者の龜鑑となりて、外教人の爲に逮捕せられ、狭苦しき獄舎に投ぜられて、種々の艱難を嘗め、病に罹ること前後三回、天主の御思召により、未だ死せずして生命をつなぎ、不日殉教の光榮に接せんとす。初め支那へ追放せらるべしとの事なりしが、信仰の功德により、天國へ送らるゝことに決せしは、幸福の至なり。御身は其親族の一人が、斯る幸福を得ることを喜び、其旨を他の親戚へも傳へられたし。御身は高位・高官に在りて、財産も裕かなれど、是は夢の世の財産にして、眞の寶に非ざることを覺り、務めて善徳を積みて眞の寶を求めたまへ、嗚呼人誰か死なからん、死して携へ行くべきものは、高位に非ず、財産に非ず、唯それ善徳のみ、我は御身等に別れて、天國へ行くも

御身を始め親戚を須臾も忘るゝことなし、御身等も亦我を忘れずして、あとより天國へ來り給へ、彼處に於て再會すべし、必ず假の世の寶に迷ひ、眞の寶を失ひたまふべからず云々。

一六二一年二月廿六日

日本大村の獄に於て耶蘇基督の名に

因て囚徒たるカルロ、スピノラ

### スピノラ以下多數の信者處刑せらる

江戸よりの命令により、愈囚人を長崎にて處刑することに決しければ大村侯は家臣大村彦左衛門をして、囚人を長崎へ護送せしむ、先づ大村より輕舟にて那古屋村へ渡り、是處より宣教師を乗馬せしめれば、「榮譽の殉教者等は騎馬を列ねて那古屋村を發す、一人の士官は槍・薙刀及び小銃を携へたる歩卒、及び騎兵を従へて第一

に進み、囚徒はスビノラ師を首とし、其他の教師等、順序行列を整へて進み、各其傍に刑卒一人、囚徒の首に纏ひたる繩の一端を握り、最後の列に又三人の士官之を護送せり。天主は其子耶蘇刑死の時の例に従ひ、此教師等意氣揚々として刑場に赴くを満足せり。此の日は浦上村に一泊し、翌日此處より一里を隔てたる刑場に達す。是刑場は長崎市街を眺望し得る海岸の丘上にして、慶長元年秀吉の切支丹宗徒を磔刑に處したる處なるを以て、人呼で聖山と稱す、此處に竹垣を結で、四方を圍ひ、中に二十五本の柱を立て、柱より約三尺を隔て、深さ五尺の溝を掘り、薪を水に浸して其中に積重ねたり、これ火氣を緩漫にして、刑人を永く苦しめんが爲なり。柵内には、高坐を設け、長崎奉行代理助左衛門其上に坐し、夥多の官吏・刑吏等其左右に正列す。海岸より山麓及び柵外の周圍は、弓・鎗・鐵砲を持ちたる歩卒、整列して非常をいましめ警戒極めて嚴重なり、又後の山及び前の海には、此日の處刑を

見んとて、遠近より群集せし者數萬人、雜沓喧騒を極めたり、斯くて大村より來りし囚人柵外に留つて、長崎より來る囚人を待つこと約一時、其間スビノラ・モラレズ等群衆に對して説教する所ありき。既にして長崎の囚人至る、即ち相合して柵内に入り、式の如く宣告ありて後、火刑に處せらるべき廿五名は、相列て杭柱に繋がれ、斬首の刑を受ける者は、之と相對して羅列し、互に最後の目禮をなしぬ、是中に先の長崎代官村山某の未亡人あり、又スビノラ師を隠匿せしめしドミンゴ常陳の妻子あり、スビノラ幼兒の成長を喜び、且つ其殉教を祝せりと云ふ。既にして焚燒せらるゝの時刻至りし時、スビノラ師大聲を發して聖歌を唱へ、ロータート、ドミニエーム、オムネース、ゼンテス(萬國人民の天主を崇め奉れとの意)の頌歌を歌ふて天主を讚美す、他の宣教師之に和し、柵外數萬の信徒も之に應じて讚美す、其音調和・清亮恰も天使の聲樂を聞くが如く、頌歌終て後、スビノラ師代官助太夫及び群衆に對し、一場の演

説を試みて曰く。

日本の君主は余輩の斯の如く苛酷の刑に處せらるゝも、尙ほ歡喜の色滿面に見はれたるを以て、余輩の數千里を遠しとせず、日本に來りしは、國家を篡奪せんと欲する爲なるか、將た天道を卿等に教諭せんが爲なるかを、判斷せらるべし。基督教は信者をして地上の富貴幸福を冀望せしむるに非ず却て之を嫌忌せしむるものとす。余輩の要求する所は、卿等の精神に在りて、卿等の財寶に在らざるなり。又余輩の困難危害を侵し、身命を擲ちて、日本に來りしは、卿等をして、天堂に再生するの幸福を得せしめんと欲するが故なり、そは眞に天主の法を信奉する日本人は死せざるべからざる運命の現世より救はれて、永遠不死の樂土に移さるるの幸福を得なければなり、之に反し、天主の御旨を奉體せざる人々の困難不幸は死後地獄に墮落し、不滅の火焰に燻焼せらるるにあり、其の火焰たるや、之を今

我輩の焚燒せらるゝものに比せば、現世の火焰は唯畫圖に等しきものなり。余輩は今暫時の苦痛を受るも、やがて天上に到り、無上の榮譽、際限なき幸福を受べし、又卿等の余輩を苦めんとする刑戮は、決して福首書を講ずる者を畏懼せしめたりと爲す勿れ、却て卿等こそ國家の爲に恐怖することあるべし、何となれば余輩は地上に於ては、己の奉仕する天主の爲に死するより大なる幸福なしとすればなり云々。

スピノラ師の演説終るや、刑吏直に男・女・兒三拾名を斬首し、尋て火刑の執行に移り、用意の燃料に點火すれば、乍ち黒烟立ち登り、火焰ちら／＼と迸出るや、信徒は柵外に在て號叫し、殉教者は火中に在て沈黙せり、既にして火焰將に昌ならんとするや、刑吏來りて忽ち水を灌きその勢を減ず、是れ一は囚徒をして永く苦痛を感せしめんが爲なり、又一は死を逃れんと欲して轉宗する者あれば、之を助命せん

が爲なり。乍ら二少年あり、火中より飛出して、司刑官の前に跪き、何事か嘆願する所あり、刑吏直に之を捕へて、火中に投ぜり、彼等は火刑の苦痛に堪へずして遁れ出で司刑官に向て斬首せられんことを嘆願せしなりと云ひ、或は南無阿彌陀佛と唱へて、轉宗の意を表し、助命を乞へりと云ふ、何れが事實なるを知らず、暫くして復火中より躍出でし一漢あり、此方へ向て走ること數十歩、乍ら復歩を轉じて火焰の中に飛び入りぬ、妻の激勵により變心を離れしといふ、斯て殉教者の火中に苦むこと、約二時間、第一に瞑目せしは、スヒノラにして、最後に絶息せしを、木村セバスチャンとす。彼は火焰の中央に在て動かず、泰然自若として能く三時間の苦痛に堪へしは、諸人の賞讃して措くあたはざる所なりき。

殉教者の瞑目し終るや、群集の基督信者は皆争ふて柵内に闖入し、其遺骨を拾はんとす、警吏拒て入れず、争鬪諸所に起りて、騒然たり、乍ち一人あり、身を警吏

に擬し、騒動の中にまぎれて、柵内に入り、辛ふじて殉教者の一手を得たりしが、事露見して刑せられたり、爰に於て奉行は柵内に一溼を穿ち、殉教者の遺骸は勿論刑具に至るまで悉く其中に投じて之を焼き、其灰及び血の滴りたる土砂を取りて、海中に投じ、一物をも残さざりき、是信者の殉教者遺物掠奪を拒かんが爲なるは勿論なるが、殉教者の遺物は、不思議の魔力を以て、切支丹宗を傳染せしむとの風説ありしが故ならん。又此外年末までに焼殺せられし者アボリナリヲ等四人の外國宣教師あり、元和八年中の宗教殉難者惣數は百二十人以上にして其の中に司祭拾六人（下派八人、耶派四人、フ派三人、ア派一人）各派のイルマン二十人あり外國人は十八人にして餘は皆日本人なりき、秀忠の斯の如く切支丹を迫害するの熾烈なりしは先に基督教審査の爲め歐洲へ遣はせし、楫斐政景の報告を聞き、又阿蘭陀人の上申によりて西班牙を恐れ又之を惡みたるに由ると云ふ（楫斐の事は別に記すべし）

## 二代將軍秀忠執政中の殉教者及び信徒の増減

二代將軍秀忠執政中、即ち元和二年より元和九年に至るまで、切支丹宗徒の殺戮せられしもの五百名以上、轉宗せしもの亦無數、總計に於て切支丹の數大に減少せしと雖も、迫害熾烈の際に於ても、尙ほ新に洗禮を受し者尠ならず。西教史に據るも尙約七千有餘の新信者あり、是皆耶蘇組派宣教師の教化せしものなり、他派宣教師の教化せし新信徒の數不明なるも、是又數千人の多數なりしなるべし。又是期間に外國宣教師等の殺戮されし者二拾名以上、病死せしもの五六名、總體に於て約三拾名を減ぜしも、此等の缺員は海外より密航し來りし宣教師によりて補充せられたれば、増減する所なし、彼等は媽港若くは呂宗にて和語を學びし後、百方工夫して、日本の海岸に近づき、國內に潜入し、形を變じて、商となり、醫となり、奴と

なり、或は異教の信者に擬して日本諸國を歴訪す。其中奥羽地方より松前・蝦夷に赴きしものなり、元和八年基督教徒大迫害の際、日本内地に潜伏せし耶蘇組派宣教師の數三十六人、其教化せし人員二千二百三十六なりしといふ、之に他派の宣教師及び其教化せし人員を加ふれば、其の數ますく大なるべく、宣教師の報告によれば、大迫害以後にも長崎及び其附近のみに於て、尙五萬有餘の信者ありしとぞ、悔り難き一大勢力と云ふべし。

## 宣教師の渡來を根絶するは鎖國にあり

勢此の如くなれば、夫の阿蘭陀人が二代將軍秀忠に奉呈せしてふ覺書に、媽港及び馬尼刺と交通を許す間は、宣教師の往來到底根絶し難ければ、西班牙・葡萄牙との通商を一切禁止すべし云へるは、自國の利益上より打算したるは説なるも、亦一

理ありと云ふべし。若し葡・西兩國との通商を禁止せざる以上、如何に取締を嚴重にするも、宣教師の渡來を根絶する能はざるや明なり。さなくも徳川氏自家擁護の政策は其結果葡・西と云はず、一切外國との通商を杜絶し、鎖國に終らざるべからざるも、その爰に至るには幾多の波瀾曲折を経ざるべからざりしなり。

附言

阿蘭陀人の覺書とは、元和六年八月朔日を以て將軍に提出せしものにて、其中に左の語あり曰く

「我等多年西班牙と支戰する故、敵意より斯く申すと思召無之様願度實際の處十分御用心、必要に候、全く僧侶等の隠謀に對し、御國の安全を願ふ上より斯申次第に御座候」云々と此覺書の原文はリース博士の發見に係る。

## 第五章 徳川家光の切支丹禁制及び其壓迫

### 三代將軍家光の政策

元和九年七月家光大統を繼ぎ、徳川三代征夷大將軍となる。歳僅に二十、大小の政務悉く大御所秀忠の指圖に出で、依然退嬰主義の方針を採り、徳川家の基礎を堅ふし、子孫長久の謀をなすを以て、其理想とす、家光大統繼承の初め、天下の諸侯を威壓して、絶對的服従を強ひしが如き、京都の御所に迫りて、畏れ多くも、後水尾天皇を退位せしめ、秀忠の外孫たる八歳の女皇明正帝を擁立せしが如き、更に葡西兩國民を追ひ、阿蘭陀人を出島に閉込み、貿易を縮少し、鎖國を斷行せしが如き、數百の基督教徒を虐殺し、之を絶滅（少なくとも表面上）せしが如き、其理由の如何に拘はらず、皆自家擁護の目的に外ならざりき。「當時後水尾帝皇運挽回の策を



思召立ち武臣を差向て大政を取戻し給はんとの御催あるよしを、家光傳承し、我豈敢て朝敵となるべけんや、首を延て戮に就んのみ、但し譜代の臣民の徒に至りては、或は順逆をも辨へずして、如何なる騷亂を惹起さんもはかりがたく、其邊のとまでも叡慮を廻されしことかありしを、帝聞せられて其事は遂に思召止せ給ひしと云へり。果して去ることありしや否や、是によれば家光は如何にも京都の御所に對し忠順なるが如きも、明正帝擁立の事實は明に之を反證するに非ずや。家光又曾て西洋の教法たる耶蘇宗門の爲に、我國の人を一人も刑罰に處するは、我國の損失と云ふべきものなれば、成るべく人を殺さぬやうにして、其宗旨を改めしむべしと云へりとして、其執政の始は切支丹に對して寛大の處置を執りしも、島原の亂ありてより、其政策を改め、酷烈の窘迫を加へたりと説き、家光を辨護するものあり、されど家光が基督教徒を燒殺し始めしは大統繼承の年にして、島原の亂に至る

まで拾有五年間前古未曾有の酷刑を施し、教徒を虐待慘戮すること數萬人、教徒の流血を以て其一代を血まみれにせしを如何にせん、彼果して人民を愛するの心ありしや否や。

### 秀忠父子葡西兩國民を嫌惡す

是より先き、前將軍秀忠其近臣楫斐半右衛門政景を歐洲に遣はし、基督教を研究調査せしむ楫斐歐洲に在ること七年にして歸朝したりと云ふ、其年月詳ならざるも多分元和八九年の頃なりしならん。秀忠楫斐の復命報告に願聽すること三晝夜、左右或は其健康に害あらんことを諫めしに、將軍之を却け、半右衛門七年の苦辛に比すれば、余の三日の疲倦何かあらんとて聽かず、粗其要領を曉り、遂に基督教を以て我國家に害ありと斷定したりと、それかあらぬか、家光大統を繼ぎし年より、頻

りに禁令を下し嘗て葡西兩國人に命ずるに、毎年氣候風を待ちて一齊に日本を去り、翌年の春に再び来るべきを以てし、又葡萄牙人の一切日本の基督教徒の家に宿泊するを禁じ、日本に来る船長は一切旅客の精密なる名簿を提出せしめ、一命を賭して其欺かざるを保證せしめ、又日本の基督教徒の國外に出で、貿易するを禁じたり。(バジエー日本 宗教歴史) ムルドック氏の説によれば、秀忠父子が嚴重に切支丹を禁じ、日本人の海外に往來するを禁じたるは、獨り基督教を嫌忌せしが故のみに非ず、歐洲に三十年戦争の起れるを聞知し、西洋と事を構へて戦亂の渦中に引入れるの危険を避けたるなりと。果して然りしや否や明ならずと雖も、秀忠父子が切支丹に關係ある葡・西兩國國民を嫌忌すること年一年と倍甚しかりき。

### 家光西班牙の使節を退け比律賓との交通を禁ず

徳川幕府の基督教に對する意向を聞知したる馬尼刺總督は布教の爲に貿易の利を喪ふの不可なるを悟り、馬尼刺大司教の協賛を経て比律賓僧侶の一切日本へ渡ることを禁じ、唯通商の關係のみを維持せんと欲し、西班牙皇帝ピリッポ第四世の登極を報ずるを名として、司令官ドン、フェルナンド、アヤラを使節として、數千金の贈物を携へ貿易を維持するの目的を以て日本へ渡らしめたり。然るに家光は西班牙の使節を以て呂宗僧侶の奸計となし、通商を名とするも其實基督教を傳ふる爲なるべしと思惟し、邪宗の行はるゝ國の使節に要なしと云ひ、當時在府中なりし長崎奉行長谷川權六をして、之を途中に(大阪と云ふ説あり) 要し旨を諭して歸航せしめ、同時に國中の西班牙人に、日本人たる妻妾及び奴僕のみを留めて、盡く退去すべきを命じ、日本信者の海外貿易を禁じ、信者ならざる者は尙海外貿易に従事し得るも、比律賓へ赴くことは堅く禁じられ、馬尼刺通商は全く止みぬ、これ寛永元年の事にして、是時

より前二年元和八年を以て、英國人は日本貿易の利益なきを以て自ら商館を撤退したれば、日本に在留する外國人は唯葡・蘭兩國民となり、蘭人は平戸に葡人は長崎に在りて辛ふじて貿易を維持せり。均しく切支丹民なるにかゝはらず、葡萄牙人を許して西班牙人のみ退去せしめしは總督の禁令を犯して比律賓より日本へ密航せし宣教師ありしが故なり、而して媽港に於ける葡萄牙官憲の取締嚴重にして、此處より日本へ來らんとする宣教師は、一先づ比律賓へ赴き、彼處より日本へ密航し媽港より直航せしもの稀有なりしと云ふ。(一六二三年即元和八年比律賓より日本へ密航し至りしド、フ、ア、三派の宣教師八名ありき)

### 家光在職中教萬の基督信者殺害せらる

基督教に對する迫害はますます酷烈となりぬ。新將軍家光執政の始、即ち元和八年より以來内外宣教師及び切支丹信者を搜索することいよ／＼急にして將軍の派遣

したる探偵は全國に偏く、至る所として基督信者の捕縛殺戮を見ざるはなく、其在職中外國宣教師を殺戮すること耶蘇組派三十三名、アウガスチン派六名、ドミニカン派六名、フランシスカン派二名、其他の宣教師二名、日本人の傳道者信徒を虐殺すること數百人の多數に登れり。

### 江戸に於て大迫害

基督信徒の殺戮は先づ江戸に始まり、尋で諸國に及べり。徳川旗下の土原主水なるものが、信徒たるの故を以て、慶長十七年家康の爲に駿府より追放せられしは既述の如し、然るに主水は主基督の名の爲に刑罰を受しを喜びしとを聞き、再び之を捕へ手足の指を截斷し、額上に十字架の焼印を施して追放し、諸國に令して彼を扶助止宿せしむることを禁ず。斯くて主水は癩病人の小舎に宿り、若くは非人

の仲間に入り、漸くにして江戸に至り、市中に潜伏して、窃に宣教師及び信徒と交通して布教に務めたりしが、主水の舊臣某なる者、基督教徒を密告する者は厚く賞せらるべしとのことを聞き、奉行所に至り、原主水及び宣教師の尙江戸市中に潜伏するを訴へ、其住所を密告せしかば、奉行直に彼を案内者として、先づ主水を逮捕し、尋て外國宣教師二名、及び家主其他の信徒を捕ふることに五拾名、悉く之を火刑に處すべしと裁斷し、元和九年十月鈴ヶ森の刑場にて之を誅す、時に一個の貴人あり、數多の家臣を従へ、矢來の中に入らんとす、警吏思へらく是將軍の使者なるべしと、則ち道を開きて之を迎ふ貴人馬より下り、奉行の前に進み、問ふて曰く此等の人々は何故に斯る残酷なる刑に處せらるゝかと、奉行答へて彼等は切支丹信者なるが故なりと云ひしに、件の貴人は忽ち大音を發し、余も亦切支丹を奉ずる者なれば、彼等と共に處刑せられたしと乞ひしかば奉行は之が處分に究し、直に急使を馳

せて老中の旨を伺ひ、將軍の命によりて之を殉教者の中に加へしに、斯くと見て其家臣五人出て主君と其運命を偕にせんことを願ひ、尋て矢來の外にありし群衆中より三百餘名の信徒聲を揃へ、我等も信徒なれば疾々處刑せられよと叫びながら矢來の内へ侵入せんとす、奉行大に懼れ、警吏を督して之を鎮定せしめ、忽卒火を點じて火刑を執行し、漸くにして車なきを得たり、斯くて紳士の家臣は之を獄に投じ、密告者には血の價として、黄金三拾枚を以て之を賞せしと云ふ。其後三週間餘を経て又二十七人を刑す、其の中拾三人は佛教徒たりしも、切支丹を潜伏せしめ、又は五人組として其責在を問はれしものなり。外に十八人の兒童を父母の面前にて慘殺し、其苦痛を激甚ならしめたり、其他慘殺せられしもの多く、元和九年中將軍直轄の地に於てのみにて數百人の多きに登りぬ。

## 殉教者デサンジ及びガルプの略歴

殉教者中の宣教師とは、耶蘇組派の司祭ゼローム、デ、サンジ及びフランシスカン派の司祭フランシスコ、ガルプの二名にして、外に日本人の修道士遠藤シモンあり。

「日本の北に在る蝦夷の地方に始めて福音を傳へ、信教の道を開きたるを以て、蝦夷の牧師と呼ばれたるゼローム、デ、サンジ師は、シシリーの産にして、船甫て十八耶蘇會に入り、其未だ司祭たらざる前耶蘇組惣長よりカルロ、スビノラ師に隨ひ印度に航し日本を経歴するの許可を得しが、暴風の爲に喜望峯よりブラジル國に漂到し、己を得ず滞留して其船の修繕をなし、葡萄牙に同航せし途中、英國の海賊の爲に拘留せられ、終に伴はれて英國に到る。英國よりリスボンに至り、品級を受け又スビノラ師と共に印度を経て支那に到り、暫時滞留し、終に一六〇二年（慶長七年）日本に達し、一年間言語文字を學び、其后會長の命に従て伏見に到り、後駿河に移る、此地は政府の在る所にして、師父は始めここに會堂を新設す、是れ實に此國に教會を設けし權輿なり、又江戸に於ても教會を設けんと欲し、家屋を購ひ得るの日に當て、教

徒を虐待するの事起り、己むことを得ず、駿河に歸り、異教者を改宗せしむること無數なり。此時將軍は信教者の數を盡して流刑に處したれば、「スベクニール」(會長)は師父を支那或はヒリピン島に送らんがため長崎に呼召したるに師父は其身を扮し、此地に在て信教者を誘導するため日本に止るを得たり、因て師父は奮激して日本國內を數回巡歴し其艱難困厄に名狀しがたし、日本東方の一隅に在る三王國、並に此國と廣袤を同ふする内部の五大地に於ても、福音の光を耀かせしは此人を以て開祖とす、抑も日本の東北蝦夷の地たるや、世人の想像する如く、一海灣を以て隔離し、遠く滿州の地方に連る未開の國土となす此地に進入する者は師父を以て始とす。此地寒氣嚴酷なるに因り、居人稀少積雪を載く高嶺ありて殆ど人跡を絶つと雖も師父は慈心深く之を苦とせず、専ら宣教に従事し、一六一四年（慶長十九年）に於て京都及び大阪より此地に遠流せられたる基督信者を慰問したり。(津輕地方へ流され貴族信者を云ふ)師父は性溫和にして曾てカシの地方に至るや、基督信者僅に一千人に過ぎざれども、少許の時間に洗禮を受くるもの一萬人に及べり、然るに師父は仙臺國主の基督信者を虐遇するを聞き、奔て其地に赴き、田村或は公會地に於て信者等の告解を聞き、晝夜を擧げずして働き、或は身を旅人に扮し、或は商人農夫の模

を爲せり、又仙臺國主に謁し其非道なるを面責せんとしたれども、信者等皆此擧を止めたり、爰に於て、會長は師父を江戸に派遣し、其地の耶蘇組を整理せしむ、此時師父の困難極めて甚しく肺病を患る者の如く羸瘦し、唯骨上に皮を存するのみ、斯の如く衰弱せしと雖も駐留すること二年時々チャツカヒ等の王廟を巡回し初めて福音を土人に説き異教者をして改宗せしめしこと甚だ多く會に在ること三十八年職を日本に奉ずること二十八年、竟に烈火の中に殉教せり、時に享年五拾六歳なり。(西教史)

フランスコ、ガルブはフランシスカン派の司祭なり、西班牙の人にして、廿四歳の時ア派に入り、業成りて後比律賓へ遣はされ、彼處に居留する日本人間に布教すること數年、慶長七年日本へ渡り、同十九年他の宣教師と共に馬尼刺へ追放せられしが、元和四年水夫に扮して再び日本へ渡り、奥州に赴き伊達政宗の領地に於て布教すること數年、後江戸に來りて潜伏し、窃に傳教に従事せしが、元和八年切支丹の搜索急なるに當り、二三の教徒を伴ひ難を鎌倉へ避けんとする途中にて捕縛せられぬ。

遠藤シモンは肥後の人なり、幼にして佛門に入り基寺院の長老改宗して聖教に入りし時、シモンも同輩數人と共に洗禮を受く、時に齡甫で十五、其後三年を経て、耶蘇組師父の家に迎へられ、カテチストの職を

受け能く其任に堪ゆ、耶蘇組員たること廿五年師父等と共に比律賓へ放逐せられ居ること一年にして日本へ歸り、師父と共に諸國を巡回して教を傳へ、迫害酷烈の際辛に困苦をなめたり、元和九年殺さる享年四十三。(西教史)

### 上杉島津以下の諸藩主切支丹を迫害す

家光の嚴命に遵ひ諸藩主皆一齊に其領内の切支丹教徒を迫害し始めたり、上杉景勝・島津家久(忠恒)の如き其初は切支丹に對し、頗る寛大の態度を執れり。先に徳川氏の禁教令に接するや、景勝復命して我領内には一人の基督教徒なしと云ひ、其の實約三千人の信徒ありしも、之を默許して干渉せざりしが、其子貞勝の時代に至り、家光の旨を奉じて基督教徒を迫害し、其老臣にして元白石三萬石を領せし甘糟右衛門及び其妻子并に西堀式部以下五拾名の信徒を殺戮したり(一六二九年一月十二日)島津氏

も亦光久の時に至りて迫害を始め、其義母カセリンの切支丹たるを以て、痛く之を虐待したりと云ふ。(バゼスの日本宗教史) 背教大名に至りては、其の領内に信徒多く、殊に幕府の嫌疑を避くるの必要ありしを以て、其迫害も一層の熾烈を極めたりき、即ち有馬氏・五島氏・寺澤氏・大村氏・松浦氏・豊後佐伯の毛利氏・日向飢肥の伊東氏・飛騨の石川氏・筑前の黒田氏・豊前の細川氏・廣島の淺野氏・等皆熱心迫害に従事せり。

### 佐竹義宣其領内の基督教徒を殺戮す

奥羽地方に於ては、佐竹義宣・伊達政宗の領内に於る迫害最も熾烈なりき。慶長十八年家康の禁教令、發布後、耶蘇組及びフランシスカン派の宣教師の此地方に潜行して布教する者數人、元和九年江戸に於て殉教せし耶派のゼローム、デサンジ、

フ派のフランシスコ、ガルブ、及びテエゴド、カルヴァアルホ(西教史のカラツイル)の如き是なり、彼等は艱難辛苦を侵して、奥羽の山陸を跋涉し、或は山間避地に信徒を訪問し、或は鑛山に至りて労働者を教化し、遂に蝦夷の地にまで達し、洗禮を授けしもの數千人、元和七年デサンジ等の江戸へ赴きしより、カルヴァアルホ獨り留まりて奥羽の布教に任じ鑛夫に扮して蝦夷に渡り、轉じて津輕に出で、配所に呻吟しつゝありし、貴族信者を訪ふて之を激勵し、又轉じて出羽の久保田に至る、是地は佐竹左京大夫義宣の城下にして、人口多く改宗歸依者も尠からず、殿中の貴夫人にして、洗禮を受けんと望みし者も數人ありしが、義宣之を許さざりき。義宣の妾に御濱の方と稱するものあり、深く切支丹の教に感じ、熱心洗禮を受けんことを望みしも許されず、快々として樂まざりしが、一日主君義宣に侍して菩提寺に詣で、人々の焼香念佛するを見て深く慨嘆する所あり、萬物の靈長たる人間にして偶像に拜跪するは

恥づべきことなりとて、之を撥拆し、主君の命に従はざりしかば、義宣怒て之を追ふ。爰に於て御濱の方は、直に司祭の許へ赴き、仔細を述べて洗禮を領し、後良縁を得て公然結婚の式を擧げ、正しき夫婦をして世を送れりと云ふ。其後カルヴァルホは、再び俗装して、各地を潜歴し、至る所にて多大の効果を擧げ、寛永元年奥羽地方の教會長となり、仙臺地方に駐在して、牧會布教の任に當りぬ。而して佐竹氏は寛永元年に至り幕府の嚴命に應じて基督教徒を窘迫し、轉宗を肯ぜざる者河合喜左衛門・加田采女・久世岡仁右衛門・菊地甚兵衛・沼田仁左衛門・中野大學・小野又左衛門・小松太郎兵衛・安藤彌兵衛・以下百〇九人を慘殺せり。

### 伊達政宗の基督教に對する態度

天下の諸侯家光の鼻息を伺ひ、其歡心を得んことを願ふの徒、皆爭ふて切支丹を

虐待せしが、其中にも仙臺侯伊達政宗は其首魁なり。政宗の遣歐使が歐州に如何なる反響を惹起せしかば既に叙述せしが如し、日本に於ても之が爲め種々の物議を生じ、政宗西班牙と合從して爲すあらんと風の説頻りなりしかば、政宗憚る所ありけん、元和六年其遣歐使支倉等の歸朝するや、直に命じて棄教せしめしも、尙安んずる能はず、其領内に布告して曰く、將軍の意旨に反きて切支丹を奉ずる者は速に轉宗すべし、曰く轉宗を肯ぜざるに於ては富者は其財産を沒收し貧者は重刑に處すべし、曰く信仰を廢棄せざる基督教教師は皆追放すべしと。されど政宗何事か思ふ仔細ありけん敢て禁令を勵行せざりき。雷に勵行せざるのみならず、其領内に外國宣教師の布教しつゝあるを知るも之を默許に付し、何事をか期待しつゝ、天下の形勢を望觀せり。然るに徳川氏の基礎ますく鞏固となり、家光將軍となるや、其威勢獨り盛にして、諸侯皆懼服し、敢て其命に違背する者なし。勢此の如くなれば、



政宗亦其野心を放棄せざるべからざるに至りぬ。元和九年家光基督教徒を江戸に誅するや、政宗其領内の教徒を看過して將軍の憤怒に觸れんことを恐れ、家臣を仙臺に遣はし基督教徒の處分を嚴命す。爰に於て老臣茂庭周防之が奉行となりて切支丹教徒を逮捕す。時に政宗の功臣に後藤孫兵衛なる者あり、熱心なる切支丹宗徒たり、宣教師を其領内に招聘して盛に布教に勤めたり、政宗之を知るも其門閥と功勞とを重んじ之を黙々に付せしが。今や餘儀なく禁教を勵行せんとするに當り、殊に命じて後藤を除外すべしと命ず、奉行茂庭聞かず、基督教徒を罰せんと欲せば先づ其巨魁たる後藤を處分せざるべからずとて政宗の再考を促す、後藤の親友下田大膳後藤を見て轉宗を迫り勸諭懇請至らざるなし、後藤聽かず、政宗已を得ず之を南部地方へ追放せり。或は云ふ玉造郡岩手山に隠れたりと。斯て茂庭は兵を遣はし仙臺領内の教徒を捕縛すること數百人、後藤の領地最多く、耶蘇組派の宣教師カルツア

ル等も亦其中にあり、寫永元年一月(一六二四年二月二十二日)積雪體を没し、朔風膚を裂くが如き寒威凜烈たる夜、之を廣瀨川の中流に投入して凍死せしめ、其屍を寸斷して河流に投ぜしが、教徒は宣教師及び其他の首級を探り得て之を尊重せり、其他斬首焼殺されしも無數なりき。仙臺地方に傳はる口碑に據れば、當時外國宣教師三人日本人十一人合せて十四人を廣瀨川に投じて凍殺せりとあり、而して其墓は仙臺の土梅と云ふ所にある縛り不動是なり、祈る者は繩もて之を縛るの習慣あるを以て是名ありと云ふ。

### 長崎地方の取締愈嚴重となり宣教

#### 師の殺さるゝ者倍多し

長崎地方の取締は愈々嚴重となりぬ、教徒の三里以上旅行するを許さず、貿易船の

入港するも市民と直接交通するを禁じ、貨物は皆綿密なる検査を経基督教の書籍若くは念珠等、切支丹に關係ある物品の有無を取調べたる後にあらざれば、入市を許さず、警戒頗る嚴にして宣教師の捕縛せらるゝもの數名、寛永元年（一六二二年の八月廿五日）有名なる政宗の遣歐使ルイ、ソテロ以下四名を殺戮す、則ち耶派のミケール、カルツアルホ、ド派のワスケイ、フ派のルイ、ソテロ、同ルイ、サンドラ、フレール、ルイ是なり、然れども尙長崎を中心として各所に潜伏し布教に従事するもの、耶蘇組派のみにて司祭二十人脩道士四人あり、彼等は支部長の命に従て暗々裡に組織的運動をなし、迫害熾烈の中に在て尙能く一ヶ年に數千人を教化せり、爰に於て幕府は稍溫良なる長谷川權六の奉行を罷め、殘忍なる水野河内守を以て之に代へ、左の如き訓令を下して倍々其取締を峻嚴にせり。

一、去年火あぶりに仰付けられ候伴天連方々乗あるき候船の船頭、萬事肝煎候もの

並に宿仕候もの、事、火あぶりに申付べく候、右の水主死罪たるべし、何れも男子は死罪、女子は奴、家財は關所に仕るべき事。

一、長崎町人庄兵衛と申すもの吉利支丹曲事の由、猶申來らば家に火を懸け手向ひ仕るべき旨を巧むに付き捕置かるゝの由に候、死罪に申付けらるべく候、男子は同罪、女子は奴、家財は關所に仕るべき事。

一、伴天連の道具を預るに於ては持參いたすべきの由申觸たる處に、山田室右衛門と申すもの伴天連の道具を隠して焼捨て候に付き捕置かるゝ由に候、死罪に申付けらるべく候、男子は同罪、女子は奴、家財は關所に仕るべき事。

一、吉利丹ころび申す者の借屋に吉利支丹宗旨の者を置き不申候ゆる、野山に小屋を懸け是ある由に候、松倉豊後守領分へ追拂はるべき事。

（長崎史を按ずるに、奉行水野河内守は寛永三年（一六二六年六月十二日）長崎

に來り、前の奉行長谷川權六に代るとあり而して右の訓令は河内守が長崎着の後に與らたるものなりといふ。）

### 長崎奉行水野河内守切支丹を迫害す

水野の長崎へ赴任するや（寛永三年）直に獄中にありし宣教師耶派の支部フランシスコ、バヂエコ、バルタザル、ド、トローレー、元有馬の修學院長ジョアン、バヂイスト、ソラを始め數名の日本人を焼殺し（一六二六年寛永三年六月二十日）尋て宣教師を搜索し信徒を逮捕し、之を殺戮すること無數水野の在職三年間、百方力を盡して切支丹を絶滅せんと試み、迫害苛責頗る峻嚴を極めたりき、されば奉行の基督教宣教師の潜伏所を搜索すること一日と嚴重になり、各街各戸精査至らざるなく、今や宣教師も殆ど身を措く所なく、或は山林に入り、或は洞穴に隠れ、或は二

重の壁間に忍びて自明の探偵を遁れつゝ、辛苦艱難生死の間に往來して教務を執行し其日を送りつゝありき。

（此頃高來の領主（松倉氏）は兵士を多く各地に派遣し力を極めて基督信者を逮捕すべしと命じて搜索し奉行は令を下し宣教師の隱家と見込みたる家の近傍二里四方の間に家屋籬牆を設くることを禁じたり是人家に入る人々を見るに便ならしめん爲なり、斯くして宣教師を搜索すること倍々急なりき。）

### 長崎新奉行竹中采女の峻嚴なる迫害

一六二七年（寛元四年）に逮捕されしフ派の宣教師は、日本内地に潜伏する該派の宣教師の名簿を破棄するの邊なくして奉行の手に差押へられたり。幕府は之によ

りて長崎地方に猶數名の宣教師潜伏するを知り、長崎奉行を更迭し、水野に代ふるに竹中を以てす、竹中は采女と稱す、聞ゆる剛者にて暴虐を以て名あり、長崎の信徒は竹中の任命を聞き、其赴任に先んじて多く他國へ遁走して難を避りたりと云ふ既にして采女の赴在するや先づ教徒の墳墓を發きて屍を掘出し之を火刑に付し基督教徒はたとへ死者たりとも我管下に存在するを許さずと宣言し法を執ること極めて峻嚴なるを公示し以て教徒を威嚇し尋て先の奉行水野の製したる教徒名簿によりて信徒を捕縛すること數百人或は之を苛責し若くは殺戮すること極めて峻嚴なりき其の最も殘酷なりしは溫泉嶽（うんせんがき）の熱湯責なりき。溫泉嶽とは島原領内に在る高峻なる險山にして、其の頂上に三四の深淵あり、硫黄を含める熱湯沸騰回施して巨穴より迸出す、其の沸騰して烟を發するを見れば恰も火中にあるが如く、熱湯より吐出す石塊鳴動の響音は宛がら雷の如く、其の落る所諸處に澤を爲す、人之を名けて火湖硫

澤と稱す、其の熱度は華氏の二百度以上にして其沸騰したる湯を執りて人の肌肉に注げば、忽ち骨に透入するに至るとぞ。（西教史）此地は即ち殉教者が島原の領主松倉氏に抗敵して苦痛に堪へし戰場なりしが（松倉氏の迫害は第六編にあり）長崎奉行竹中も亦教徒を溫泉嶽へ送致し熱湯責をなせしが、後には長崎港外の海岸に大なる釜を据へ、海水に交ふるに硫黄と燒土とを以てし、之を沸騰して以て教徒の身體に注ぎ之を苛責したり、試に竹中の執りし苛責の順序を述べんに、信徒を捕縛する、先づ之に轉宗を勸諭し應ぜざる時は之を苛責して棄教を促す、其の方法の一は一室内に於て四方の隅より一筋の繩を釣りおろし、其の繩にて信者の手足を括り、體を轉回して繩に撚（よじ）を掛け置き、急に之を放ては撚の戻るに従て囚徒の身體は急轉直下して氣絶するに至る、爰に於て水を飲せ藥を與へ生氣に復するを待て、又斯の如くして苦しめること再三、これにても棄教せざる時は之を熱湯責になし、其身體を爛傷して半死半生に

至らしめ、或は之を責殺せしと云ふ、然るに信徒は殉教を以て最大榮譽となし、苛責の苦痛を忍て終まで信仰を主張し、基督の名によりて殺戮せらるゝを最後の勝利として喜び勇み、死に就くこと歸するが如し。唯苛責の苦に堪へずして、中途棄教せんことを惧れたりき。されば如何に残忍なる方法を以て信徒を迫害するも、之を轉宗せしめ得ずして死に至らしむるは、被責者に勝利を誇らしめ、責者却て失敗者の地位に立つの觀あり、爰に於て奉行竹中は如何にもして彼等を轉宗せんと企圖し、苛責の方法はあらんかぎりの残酷を盡すも、之を死に至らしめざるの程度に留め、再三再四苛責を繰廻して苦痛の時日を延し、只管其棄教を促すべしと命じ、且つ教徒を殺さずして之を轉宗せしむる者には、若干の賞與を與ふることを約し之を獎勵せり、是より信徒の中苛責の苦に堪へずして、少なくとも口に棄教を誓ふもの續出し、竹中が温泉嶽へ送りて苛責せし六拾四名の信徒より多數の轉宗者を得たりと

云ふ爰に於て竹中大に喜び、之を外國宣教師にも適用して、其の中より轉宗者を伊さんこと企圖し、先に捕縛して、大村長崎の監獄に繋ぎ置きしア派の宣教師バルトロミー、ゲユチエレス、ペール、フランシスコ、ペール、ウワンサン、耶派の司祭、石田アントワン、及び葡萄牙の婦人二名を温泉嶽へ送り之を苛責すること三十有餘日手を換へ品を變へて轉宗を迫りしも、能く苦痛を忍び、肉爛れ、骨挫くるも、頑として改めざりしかば、已を得ず苛責を中止して、再び之を獄に投じ、一六三二年九月遂に之を火刑に處して殺戮しぬ。葡萄牙の婦人二人は、之を媽港へ追放せり。外國宣教師を苛責せしは是時より始まりぬ、此れその轉宗を強迫せんが爲めなりき。

### 倒懸の苛責を以て宣教師の轉宗を促す

斯くて竹中は、頻りに外國宣教師の中より、棄教者を出さんと苦心し、あらゆる苛責を適用して之を試みしも、しばしば失敗せしが、其の頃發明されしと云ふ倒懸さかぶりの刑を施して、圖らずも、一外人の轉宗者を出し、其の目的を達するを得たり。倒懸とは逆釣責さかぶりせめにして、先づ深さ數俵の穴を掘り、其の口に木材を横たへ、或は穴の傍に腕木をはめたる棒杵を立て、囚徒の兩足を之に縛り付け、頭部を下に逆に穴の中に吊下げ、幾日にも食物を與へず、不生不死の間に置きて、苦痛せしむるの仕組なり。又囚徒の全身は、布もて纏ひて、血液の巡環を阻止し、時には多量の充血を減少せん爲顛顛の邊に刺絡を施し、之より出血せしめたりと傳ふ。又或時は縋帶おびの代りに、布袋ふしぶくろもて、全身をかたく包み、唯片手のみを出させ置き、苦痛に堪へずして棄教せんと望む時は、其手を振て合圖をなすの仕組なりき。此苛責を受けし者の實驗談として傳ふる所によれば、倒懸は諸般の苦責中、最も堪へ難きものの一

にして、逆さかに吊下つりさげらるるや、体内の諸臟腑、悉く胸中に翻り、巡環を阻止せられたる血液は、漸く下降して耳目鼻口より流出し、筋つれ、骨痛み、得も云はれぬ苦さを感じ、神経も狂はんばかりなり、然のみならず、食養を絶つ時間も長く、死に至るまで、短ちも二三日、長きは七八日に及ぶ。基督教徒を苦責するの法是より甚しきはなし、况哉之に加ふるに水責を以てするに於てをやと。寛永十年耶派の宣教師キリシトワン、フェレイラ *Fereyra* は、外人三人、日本人四人と俱に、倒懸責に遇ひぬ、先に大友氏の遣歐副使たりし中浦ジュリアンも亦其中にありき。彼等は皆絶大の苦痛を忍て、能く其終を完ふせしも、獨フェレイラは苦責に堪へざりけん、倒懸五時間にして、忽ち手を振り、降服の意を表せり。竹中見て大に喜び、歡聲を擧て其勝利を祝しぬ、其後フェレイラは禪宗に轉じ、澤野忠庵と稱し、顯偽録てふ書を著して、基督教を排撃せりと云ふ、日本の記録には仲庵了伯了順の三人棄教し

て幕府の目明役みあかしやくとなるとあり、而して前者は外國人なりとあるも、了伯の何人なるや詳ならず、而してフェレイラの忠庵は其後再び基督教に復歸し一六五三年七拾五歳にして刑死したりと傳へらる。何れにしても是事件は信者の爲に背教の遁路を開通せしが如き觀ありて、基督教徒の精神に大打撃を加へたりき。

爾後苛責に耐へずして轉宗せし外國宣教師少なからず伴天連チアラ *Chinra* カソラ *Cassola* マルクエス *Markus* 脩道士アンドレア、ウヘラー *Andrei Vieyra* 等の如此なり彼等は幕府より十人扶持と錢壹貫文を支給せられたりと云ふ。

## 第六章 徳川家光の切支丹窘迫及び切

### 支丹の衰微

#### 日本支部會ヴェイラの殉教

寛永九年前將軍秀忠薨じ、家光親ら政を執るに至り、切支丹迫害はますます烈しくなりぬ、翌寛永十年中在留宣教師は殆ど誅戮し盡され残る數名も、深山大澤に匿れて、世に出る能はず、是より以後の報告は稀有にして、日本基督教會の實況を詳にする能はず、僅に斷片的の事實に據て其一斑を知るに過ぎず。唯驚異すべきは斯る困苦の時に際し死を侵して日本に密航し來りし數名の宣教師ありしことなり。

(ムルドック氏は其數) 此中最も高名なる者をセバスチャン、セイセラ *Sebastian Vieyra*

と云ふ、耶蘇組派の日本支部長兼司教代理として派遣せられし人なり、彼は先年久しく日本に在て傳教せしが、慶長十九年媽港へ追放されし後、日本に於る基督教の實況を報告し、他派の讒訴によりて、自派の上にかゝる疑雲を一掃せんが爲に、羅馬へ遣はさる、法皇彼を見て其忠勤を賞し、授くるに日本傳道の任務を以てし、且つ之に約して曰く、汝若し職に斃れなば神の教會の殉教者たるを認めんと、ツイエラ大に歡び、直に羅馬を去り印度を経て、馬尼利に赴き、是處にて高價を以て支那人の船長を買收し、自分も亦支那人に扮し、船底に潜み馬尼利を出帆せり。始め船長と契約するに當り、他の乗客を同船せしむべからずとの條件を付せしに拘はらず、途中他派の宣教師若干名と、日本人拾一名の船中にあるを發見し痛く困惑せり。既にして水夫等が乗客中に宣教師あるを知るに至り、累の其身に及ぶを懼れ、直に馬尼刺へ歸航せんと主張し、日本人の乗客も亦之に和して喧囂せり。是時ツイエラは

抗議の無益なるを覺り、黙して語らざりしが、不圖見れば豈計哉、日本人中の硬論者は、元有馬の信者にして、ツイエラは實に其聽告解者なりしならんとは、爰に於てツイエラ覺えず進み出で、夫の日本人の名を呼ひ、其手を執りて、名乗合ひ、再び舊交を溫めしかば、彼等も亦大に喜び其態度俄に一變せり。然れども彼等は皆背教者なり、たとへ恩師たりとも同船のかどを以て、殺戮せらるゝの危険を冒すの勇氣なかりき、されば實際何等の事故なかりしならば、ツイエラは途中臺灣島に上陸を餘儀なくせらるゝの虞ありしが。天なるか命なるか、此時俄然暴風吹起り、怒濤狂瀾船將に覆滅せんとす、天變と宗教地異と信仰其の間何等の關係なきが如くなるも、其實天變地異は人の宗教心を喚起する至大の勢力たり。恐怖に打れたる乗客・水夫等は、皆一齊にツイエラの足下に跪き、流涕して罪を謝し、若し生命だに救はれなば、恩師を日本へ送るは勿論、誓て日本官憲に密告せざる旨を約しぬ。斯くて



自然と人爲の波瀾雨ながら鎮まり、天氣晴朗進航して五島附近に達せし頃、宣教師等は水桶の中に潜み、檢使の目を遁れて、事なく上陸するを得たり。然るに誰れ云ふとなく、羅馬より新に司教來朝せりとの噂高く、風評頻なりしかば、奉行竹中は役目にかゝる大事件として深く憂へ、直に之を捕縛せんとて、探偵を四方に派し、賞金をさへ掛けて、之が捕縛を奨勵し其踪跡を物色すること急なり、ヱイエラは身日本教會長の重職にあれば、探偵の偏く己を追跡しつゝあるを知るも、長く一ヶ所に潜伏すべきに非ず、各地を巡歴して教情を視察せざるべからず。爰に於て深く戒慎を加へ、しばし服裝を變じ、船舶を乗換へ、或は山林に露宿し、若くは廢屋に潜み、具に辛苦を嘗て各地を巡り、宣教師を指揮し、信徒を激勵しつゝありしが、翌寛永十一年の夏大阪附近の船中にて發見せられ、一旦長崎へ送られしが、將軍家光の命により、評定所の審問を受んために、江戸に護送せられたり。是より以後の

實況はヱイエラが其當時葡萄牙人に贈りし書翰に據りて知るを得べし、之に據ればヱイエラが、江戸にて繋がれし牢屋には、十四人の囚人ありて、其中の八人は信教の爲め、他は別の罪によりて投獄されしものなりき。ヱイエラは獄中に於て、食物としては、唯黒米と、少許の鹽と、溫湯とを與へられしのみなるも、至極壯健にして、天主の洪恩を感謝しつゝ、同囚者の教化を勤めて功を奏せりと云ふ。斯くて數日を経て老中の役宅に召され、審問を受けしが、其要點はヱイエラ來朝の目的と、其説く所の教法とに就てなりき。其の時老中彼に向ひ汝が將軍の命に反し遙々日本へ渡來せし目的如何、思ふに汝は切支丹の法を弘め、我日本を汝の主君の所有となさんが爲ならんとの尋問に對し、ヱイエラは明に其然らざるを辯解し、來朝の目的は天主の教を傳へて人民を救ふにありと陳じ、並て基督教の大意を述べて、第一審を終れり。其後三日を経て再び召換されしが、其の時の白州は老中の役宅ならで拷問

所なりき。奉行は許多の刑具を其前に陳列し、ツイエラに向ひ儼然として棄教を命じ、肯ぜずんば苛責を加へて服従を強ふべしと脅威しけるに、ツイエラ泰然として答て曰く、余の齡六拾三歳、世に生れしより以來、天主の洪恩を蒙り、無限の幸福を受たり、縦令將軍は長壽にして、衆人に後れて死すること余の如しと雖も、余の之を見ること繫鎖・囚獄・苦責を受る者と異ならず。且余は天主に従はずして、將軍の旨に服するは、固より正道に非ず、焉ぞ天主に叛きて棄教すべけんや、是余の斷じて爲し能はざる所なり、唯願ふ閣下其能くする所の苦害を余の身に加へんことを、余は閣下が其快とすることをなすに任せん、余は常に説教する所の宗旨の爲に身命を捨てんことを期するが故に、縦令余をして棄教せしめんが爲に、賜ふにテニス（畿内の事）の國を以てするも、將又余に加ふるに日本にありとあらゆる苦責を以てするも、余の心を動かす能はずと。ツイエラ更に一書を奉呈し、基督教の要義

を説明せんことを乞ふ、閑老家光の旨を承て、之を許可し、其言はん欲する所を記述せしむ。爰に於てツイエラ直に筆を執り、僅々十四時間の中に於て、世界開闢談より、最後の大審判に至るまでの要義を、簡潔に記述し、將軍に進呈して、其一覽を乞へり。西教史は將軍家光が此の書を閲覽せし時の情況を記して曰く、「ツイエラ師教法の大意を載せたる書を作り竣りし時、人あり之を將軍に呈す、將軍親ら朗讀し、左右の諸貴紳に聞かしむ、然るに將軍は身中に病む所あるが如く、或は心中に感ずる所あるが如く、時々音聲斷續して一氣息に讀むこと能はず、靈魂・不死の篇を誦するに至りて、忽ち叫て曰く、實に歐州の教師は誠意を以て其教法の奥意を宣布する善人なり、思ふに彼の言の如く靈魂は不死のものならん、若し然らば我等の如き凡夫は終に如何に成らんかと、讀むに従て益々感動し、憂悸の色其面に見はれたり。左右に侍する貴紳は、固より基督教を信ずると雖も、將軍の爲に歸依を禁ぜ

られしことを憂ふる人々なれば、皆此状態を視て心中竊に欣然として相祝せり。將軍に叔父ありオイン公と云ふ（尾張公）才敏にして事務に達す、當時將軍の最近親なり、將軍尙ほ少年なるを以て百事總て此人に決す、此時オイン公は宮中に入り、將軍の鬱陶として憂色あるを見て、其故を問ふ、將軍告ぐるに實を以てす、公笑て云く、將軍此日本へ來て乞食する偽講談師の言を信ず、何ぞ其志の怯弱なるや、抑々此羅馬人は狂癡の徒なり、其説く所のものは妖教なり、此蠻夷の異教を奉して、祖先の宗教を棄るは、將軍たる者に於て有る可らざる所爲なり、余曾て之を歐洲他宗の賈人に聞く、羅馬教師はひりびん島を領する國王の間諜にして、言を宣教に託し、民心を攬し、全國を擾亂し、皇土を取り、以て其國王に與へんと欲する者なりと。將軍の父祖の宣教師を放逐せしは之れが爲めなり、然るに今將軍許して之を召さば、恐らくは生命を危くせん」と、果して去る事のありしや詳ならねど、此記

事によりて當時の人士が、基督教を危険視せし狀を窺ふに足れり、斯くて數日の後閣老よりヴェイエラ以下教方五名を倒懸の刑に處すべしとの命あり、式に規とりて坑中に逆吊にせらるゝこと三晝夜、教方五名は盡く絶息すと雖も、ヴェイエラ獨尙ほ死せざりしを以て、火を坑中に投じて、之を焚殺し訖りぬ、時に一六三四年（寛永十一年）六月六日なりき。其後しばしば馬尼刺より密航し來りし伴天連數人ありしも皆殺戮せられしと云ふ。

### 密航宣教師皆殺さる

日本在留のドミニカン派の生存者司祭二人は、寛永十一年を以て殺戮せられたれば、馬尼刺に在る同派の司祭等は、日本の宣教事業を繼續するの必要を感じ、寛永十三年外人三名日本人一名より成立つ司祭の一行等に船を載し、日本へ渡らんとせしが、馬尼刺官憲の知る所となり、抑留せられ、其企圖は失敗に歸し

ぬ。然るに其後數人の司祭は日本人一名と西班牙人と混生兒とを伴ひ琉球へ上陸せしが、一年有餘にして捕はれ長崎に於て刑せられたり、耶蘇組派のマスターリヤー *Messieurs* 司祭も密航し來りて同一の運命に遭遇せりと。ムルドツク氏は一六三七年四五人、一六四二年に四人の司祭渡來せりと云へり。

### 日本の基督教信者及び殉教者の統計

日本に於る基督教殉教者の數幾許なりしや、正確なる統計の據べきなきも、内外學者の研究によりて其概算を知るの便あり、然れども殉教者の數を擧ぐるに先んじて信徒總數を掲ぐるの要あり。日本の記録によれば、信徒の總數約貳百萬人なりと云ふも、其實百萬人に達せざりしが如し、宣教師ワリニヤーニ、フロエー、監督セルケラ、其他の報告に據れば、其概算左の如し。

信徒の現在數

年 代

一五〇、〇〇〇人

天正十年信長薨去の時

三〇〇、〇〇〇人

慶長元年秀吉迫害の時

二〇〇、〇〇〇人

慶長七年關ヶ原役二年後

更に慶長八年以來受洗者の數を擧れば左の如し。

受洗者の數(耶派)

年 代

一〇、〇〇〇人

慶長八年(一六〇三年)

四、五〇〇人

慶長九年(一六〇四年)

五、四五〇人

慶長十年(一六〇五年)

七、九五〇人

慶長十一年(一六〇六年)

七、〇〇〇人

慶長十二年(一六〇七年)

未 詳

慶長十三年(一六〇八年)

一六、四〇〇人	慶長十四年（一六〇九年） 慶長十七年（一六二二年）
四、三五八人	慶長十八年（一六一三年）
一、三五一人	慶長十九年（一六一四年）
五、五〇〇人	慶長廿より元（一六一五より） 和四年に至る（一六一八に至る）
三、一〇〇人	元和五年より元（一六一九より） 和六年に至る（一六二〇年に至る）
一、九四三人	元和七年（一六二一年）
未詳	元和八―九年（一六二二―三年）
一、一四〇人	寛永元年（一六二四年）
二、〇〇〇人	寛永二年（一六二五年）
小計	耶派の洗禮を授けし數
七〇、三三二人	

三五、一六六人

フ、ア、ド三派の受洗者數  
但し耶派の半數と積る

總計

一〇五、四九八人

慶長八年よ、寛永二年に至る廿三年

右の表によれば、信徒の最も多き時は、慶長元年の三十萬にして、慶長七年に至り、貳拾萬人に減ぜしは、迫害によりて離散せしによる、されど、其間にも數萬人の受洗者ありしなるべく、又報告に洩れたる者もあるべければ、之に慶長八年以來の受洗拾萬五千四百九拾八人を加へて最初よりの信者の總數を五拾萬乃至七八拾萬人と見て大差なかるべきか、次に殉教者の數に就ては、徳川十五代史には二十八萬人とあり、白石遺書には二三十萬とあれど、是又多きに過ぐるが如し。一六四六年（正保三年）に出版されしカルジム *Cardina* の日本殉教者表によれば、一六三七八

(寛永十四—十五年) 島原亂の時殺戮せられし者と、一六四〇(寛永十七年) 葡萄牙使節一行の誅戮せられし數とを除外すれば、殉教者の數一四二〇人なりと云ふ。則ち左表の如し。

〇〇〇九人	一五八二年以前	大正十年以前
〇〇三七人	自一五八二、至一五九七	自大正十年至慶長二年
〇〇七二人	自一五九八、至一六一四	自慶長三年至慶長十九年
一二九五人	自一六一四、至一六四〇	自慶長寛永十七年
〇〇〇七人	未詳	

然るに此中には日本人の追放せられて馬尼刺に客死せしもの、又は日本に於て病死せし宣教師を加へあれば純粹の殉教者は、以上の數字より少しく減ずる勘定なり、されど廣義に解釋すれば彼等も亦殉教者なり、今假に之を正確と見なし之に一六四

〇年以後のものを加へて約二千人となり、又之に島原亂の戦死者、被刑者、三萬七千人、及び葡國使節一行の被刑者六十一人を加ふれば三萬九千六拾一人となるべし、然れども既に述べしが如く、迫害當時の報告は斷片的にして著名なる殉教者の外報告中に洩れたるもの尠からず又諸侯の領内に間接直接に殺戮せられし者、夥多ありしかば、實際の殉教者は以上の數を越えること意外に多く少なくも、六七萬人に達せしならん、徳川十五代史は廿八萬人とあるは何の據る所あるを知らず、

カルジムの殉教者の表中百人以上の殉教者ありし年左の如し。

一一七人	一六二二年	一一五人	一六三〇年	二一人	一六二四年
一一〇人	一六三二年	一二七人	一六二七年		

### 長崎奉行竹中采女に死を賜はる

是より先き、幕府は長崎奉行竹中采女正重義の職を免じ、尋で采女正父子に死を賜ふ、其弟重信も、亦秋田に流罪せらる、竹中一族の罪過詳ならず、傳ふる所によれば、奉行在職中采女は商人等の妻妾、若くは娘などを横奪し、財寶を貪り、賄賂の多少によりて、訴の理非を斷ずる等、虐政至らざるなく、訴人ありて其罪露見せりと。而して其最も幕府の忌疑に觸れしは、故ありて徳川家の忌む所となりし村正の名刀を多へ貯へ置きしによると云ふ。

### 幕府の外交政策次第に鎖國の方向に進む

幕府の外交政策は次第に鎖國の方向に歩一歩進行しつゝあり。寛永十年新任長崎奉行曾我・今村の赴任に當り、幕府は基督教及び貿易に關し、閤老連署の奉書を以て、左の訓令を與へたり。

- 一、異國へ奉書船の外に船を遣し候儀は堅く停止の事。
  - 一、奉書船の外に日本人を異國へ遣し間敷候、若し忍びて乗參る者あるに於ては、其者は死罪、其船、並に船主は共に留置て言上仕るべきこと。
  - 一、異國へ渡り住宅ある日本人來り候はば死罪申し付くべく候、但し是非に及ばざる次第ありて異國に逗留いたし、五年以内に罷り歸り候ものは、穿鑿を遂げ、日本に止り可申に付ては、御免併し異國へ又立歸るべきに於ては死罪申付べき事。
  - 一、併天連宗旨有之所へは兩人より申し遣すべき事。
  - 一、伴天連訴人褒美の事。
- 附上の訴人には銀百枚、夫より下は其忠に隨ひ相計はるべき事。
- 一、異國船申分あつて江戸へ言上の間は、番船の事は前々の如く大村方へ申越さる

べきこと。

一、伴天連宗旨を弘め候南蠻人、其他惡名の者有之時は、前々の如く大村方の牢に入置べき事。以下貿易に關するケ條は略するも其中見通すべからざるものは左の三ヶ條なり。

一、奉公人(官吏を云ふ)長崎に於て異國船の荷物を唐人の所より直に買取り候儀は停止の事。

一、異國船戻り候事は九月廿日切たるべきこと。附遅く來り候船は着候て五拾日切たるべき事。

一、異國船賣殘しの荷物を預け置き候儀も又預り候事も停止の事。

奉書船とは幕府より外航の許可を受けたる御朱印船なり、此の御朱印を得ずして外國へ往來する船舶の航行を嚴禁し、犯す者は罰するに死罪を以てす、これ基督敎

宣教師を媒介するの恐あるを以てなり。又日本人の海外より歸國する者の取締を嚴にし、一切外國へく赴くことを禁じたるは基督敎に感染するを防止せんが爲なりしならん、伴天連の訴人へ褒美を與ふることは既に實施されつゝありし事なるが、公文にあらはれしは此を以て始とす。貿易の規程中、葡萄牙船の碇泊日數を制限し、賣殘しの荷物を預け置くことを禁ずる等、種々の規程を定め、貿易上に一大頓挫を與へたり、翌寛永十一年には更に宗敎と貿易の取締を嚴にし、左の高札を長崎港に建てたり。

禁 制

一、伴天連日本へ乗渡る事。

一、日本の武具を異國へ持渡る事。

一、奉書船の外は日本人異國へ渡海の事。



附 日本住宅の異國人同前の事。

右の條々違犯の輩に於ては嚴科に處せらるべきもの也仍て下知如件。

寛永十一年五月廿八日

奉 行

翌十一年(六月廿一日) 武家諸法度を制し其中に耶蘇宗門之儀於國々所々彌堅可禁止之事と記載し、幕府代々の例法となし、更に十三年に至り、前年の禁教通商令を改正したり、寛永十三年五月閣老連署の奉書を以て長崎奉行に與へたる訓令左の如し。

定

- 一、異國へ日本の船遣候儀堅く停止の事。
- 一、日本人異國へ不可遣候條、忍候て乗渡候者於有之者其身は死罪其船並船主とも置留可言上事。

- 一、異國へ渡り住宅仕日本人來候はば、死罪可申付事。
- 一、切支丹宗旨有之所は、從兩人可被逐穿鑿事。
- 一、切支丹訴人褒美の事、伴天連の訴人は其品により三百枚、或は二百枚たるべし其外は此以前の如く相計可被申付事。
- 一、異國船申分有之て江戸へ言上の間は、番船の事、此以前の如く、大村へ可申越候。
- 一、伴天連法弘候南蠻人、其他惡名之者有之時は前々の如く大村の牢に入置べき事。
- 一、伴天連の義、船中改迄入念可申付事。
- 一、南蠻人子孫、日本に不殘置様可申付事、若令違背殘置輩於有之者、その者は死罪、一類の者科の輕重により可申付事。

- 一、南蠻人長崎にて持候子供、並に右の子孫の内、養子に仕候の父母等、悉く雖も爲<sub>二</sub>死罪、身命を助け南蠻人へ被<sub>レ</sub>遣候、自然彼者どもの内、重て日本へ來歟、又は書通於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は本人は勿論死罪、親類以下まで隨<sub>二</sub>科の輕重<sub>一</sub>可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>事。
- 一、武士の面<sub>二</sub>於<sub>二</sub>長崎<sub>一</sub>異國船の荷物唐人共より直に買取候義停止の事。
- 一、異國舟積來候白糸直段を立候て、不<sub>レ</sub>殘、五箇所、其外書付の所、割符等可<sub>レ</sub>遣事。  
(五ヶ所とは京都・大阪堺・長崎・江戸・大坂に) (して博多小倉等も之の割符に加へられり)
- 一、糸の外、諸色の直段立ての上、相對次第商賣可<sub>レ</sub>仕但し唐船は小船の事に候間、見許可<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>事。

附り荷物の儀は直段立ての上可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>廿日切<sub>一</sub>事。

- 一、異國船戻りは九月廿日切、若し遅來船は着候て五十日切、但し唐船は見計「カリウタ」より少し跡に出船可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>事。  
(「カリウタ」とはガルドンの) (轉託にて南蠻船の事なり)

- 一、異國船賣殘の荷物、預置候も亦預り候義も停止の事。
- 一、五箇所總代の者長崎參着候儀可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>七月五日切<sub>一</sub>夫より遅く參候は<sub>レ</sub>割符をはづし可<sub>レ</sub>申候。

一、平戸へ着候船も長崎にて直段立候はぬ以前に賣買停止の事。

以上

寛永十三年五月十九日

加 賀 守

豐 前 守

讚 岐 守

大 炊 守

柳原飛彈守 殿

馬場三郎右衛門 殿

第六章 徳川家光の切支丹窘迫及び切支丹の衰微

此訓令を前年のそれに比すれば、禁教貿易の取締一層嚴重となりぬ、則ち奉書船の渡航を禁じ、海外より歸朝の日本人を嚴科に處し、伴天連訴人褒美の金額を壹百枚より三百枚に増加し、南蠻人の子孫を海外へ放逐せし事等なり。斯くて奉行は葡萄牙人の長崎に居住する者を悉く搜索して之を媽港へ遠流す、其數男女二百八拾七人にして其財産の價格六、六九七、五〇〇フロリンに登りしと云ふ。

### 幕府葡萄牙人の待遇を改め之が取締を嚴にす

是より先き日本に於る基督教の迫害は累を貿易上の關係に及ぼすを虞れ媽港は一六二〇年、(元和六年)馬尼刺は一六二三年、(元和九年)西班牙は一六二八年、(寛永五年)を以て、宣教師の日本へ渡航するを禁じたりしが、尙官憲の看視をくぐりて密航し來るもの尠なからざりしは既に叙述せしが如し。されば元和九年以來幕府が

媽港と長崎との間を往來するカリウタ船の上に行ひたる警戒は實に嚴重を極めたるものにして、若し船内に宣教師の乗込み居るを發見せば、船體は焼かれ、船員は盡く死刑に處せられたり。當時幕府は官吏を媽港に駐せしめ、葡萄牙人の日本に渡航せんとする者を一々審査せしめ、宣教師たるの疑ある者には一切渡航を許さず、且つ其許可したる乗客の名簿、及び人相書を作り、其中一を船長に交付し、長崎着船の上は直に之を日本官吏に差出さしめ、其検査を経て初て投錨するを許されたり、若し検査の際、名簿・人相書に符合せざる者乗込居る時は、爲に船長は非常の困難に遭遇せざるを得ざりき、而して荷物の検査は殊に嚴重にして、書狀は皆開披せられ、十字架・念珠等苟も宗教に關係ある物件書類は、盡く海に投ぜられたり。其後寛永十二年に至り、葡萄牙人に對する待遇倍々冷酷となり、彼等が日本人を常雇となすを禁じ、來朝毎に新に奴僕を雇入れしが、然も其奴僕たる日本人を、戸外に於て、葡

葡萄牙人の傘持靴持等に使役するを許さざりき。翌寛永十二年に至り、前記の如く、葡萄牙人の子孫を追放するのみならず、其商人を出島内に閉居せしめ、長崎市中へ出るを許さず、其齎し來る所の貨物は代價を公定して、之を特定の貿易商人に賣らしめ、其期日を五拾日間と限り、賣残りの貨物あるも如何ともする能はず、期限來れば必ず出帆せざるべからざるの定法なりき。かゝる制限に束縛せられしにも拘はらず尙寛永十三年の輸入額は十萬磅に達しぬ。之を寛永十六年の阿蘭陀人の輸入額三百七十六萬グルデンに比すれば其差著しきものあり。然も阿蘭陀人も亦種々の關係より幕府の壓迫を受けたりとか、寛永十四年に至り（九月）幕府は阿蘭陀人の如き姓名の南蠻人が、内地に入るを禁ずるを口實として、一切外國人の内地に旅行するを禁じたりしが、此後約二ヶ月にして島原一揆の亂起り、遂に葡萄牙人を日本より追放し爰に日葡關係を斷絶するに至れり。

## 第六編 島原騷亂前後の基督教

### 第一章 島原の基督教徒迫害

#### 無敵抗主義か無氣力か

慶長十九年より寛永十四年に至るまで廿四年間、兇惡無殘なる苛責を蒙り、殘酷無比の虐殺を受けし、三拾有餘萬の基督教徒が、官憲に對して唯一回だも武力的敵拒を試みざりしは不可思議の現象と云はざるべからず。此れ彼等が幕府の意のままに無殘の殉死を遂ぐるを以て主耶蘇の御足跡みあしあとを踏むものと確信し無敵抗主義の殉教を以て崇高の理想となし、無上の榮譽と思惟せしに由るならんが。ムルドツク教授は當時の基督教徒大半は穢多・非人・乞食・癩病人等の下級民より成立ち、殘る小半

も農民・職工・勞働者の類多かりしかば政府に對し組織的敵抗を試むるの氣概、力量なかりしかと云へり。其然り豈其然らんや、蓋し徳川家康の巧妙なる政策により、切支丹大名は既に已に蹉跌し、切支丹武士も亦多く大阪城に於て戦死せしと雖も、尙數萬の基督教的武士ありき、況哉下級民と雖も戰國時代を去ること遠からざる當時に於ては武器を取りて起つの氣概乏しからざるに於てをや、如何ぞ基督教徒に戰鬥力なかりしと云ふを得ん哉、進て死するも退て慘殺さるるも死は一なり、成敗を度外視して立て敵抗を試むると、殘酷なる苛責の下に棄教を強迫せらるゝの苦を忍耐すると、其難易何れぞや、若し彼等に教ふるに切支丹擁護の爲め、時に無敵抗主義を放棄し起て戦はざるべからざるの義務あるを以てし、進で宗教擁護の爲に戦死するは榮譽の殉教なり、ハライツは其報酬なり、退て殺戮せらるゝは醜恥の罪惡なり、インヘルは其刑罰なりと、論しなば其結果如何、必ずや教民所在に蜂起し、幕

府を苦めしこと三河門徒の比にあらざりしならん。然るに策爰に出てず、姦獍猛惡なる奸吏の玩弄する所となり、殘忍酷薄なる苦責を蒙るも、毫も敵抗を試みざりしは、能はざりしに非ず、爲さざりしなり、無敵抗を以て神意と確信せしが故なり、世に切支丹の一揆と稱する島原亂の如きも、其動機は農民の領主の虐政に對する反抗なりしが、中途より宗教的色彩濃厚となり、一變して切支丹教民の亂となりしは、勢已を得ざりしなり、無敵抗主義の絶對的に眞理なるや否やを知らずと雖も、島原亂は切支丹の爲に大々の氣焰を擧げ其終を盛にせしものと云ふべし。

### 島原の新領主松倉豊後守重政

島原亂の實況を解せんとするには、先づ此地方に於る切支丹の經歷を知らざるべからず、慶長十九年舊領主有馬頼信の日向に轉封されし事、幕府の奉行此地に駐在

して切支丹教徒を迫害せしこと、大阪の役興るに及び、奉行等の中途此地を引揚げしこと等は、前編に於て既に畧記せしが、其後元和二年に至り、幕府は和州郡山の城主松倉豊後守重政を有馬の舊領六萬石に封ず、或云ふ松倉の入部は元和三年丁巳にして其知行は四萬三千石なりしと。日本の舊記によれば松倉の島原に封ぜられしは此の地の基督教徒を殄滅すべき特命を帯びたりと。然るに宣教師の報告書によれば、重政が基督教に對し壓迫を試み始めしは、これより十年後の寛永二年にして、此時江戸政府より特別の嚴命を接受したる由ると云ふ。有馬古老物語てふ書に記する所も畧宣教師の説と同じく、松倉が切支丹宗門穿鑿を始めしを寛永二年以後としぬ、さればにや寛永二年を起點として、其前後の松倉は、宛がら別人の如く、陰に陽に切支丹を保護せし天使の如き重政が、乍ら變じて惡魔となり、極惡非道の迫害者となりしは不思議の現象と云ふべし。

### 松倉の家臣師父ナヴァアローを捕ふ

松倉の封に島原に就くや何故か其領内に一人の基督教徒なきを誇として其旨幕府へ上申せり、然も其實有馬地方は切支丹の最も多き所なりき、松倉之を知るも務めて宗門穿鑿を避け之を看過せしかば、長崎地方に於て迫害されし基督教徒は争ふて有馬地方に移住し、宣教師も亦此地を比較的安全の地として島原地方に潜伏せしもの多かりき。其中にパウロ、ナヴァアロー Paul Navarette と云ふ師父あり、松倉領内に於て逮捕されし最初の宣教師なり。彼は伊太利の人なり、歳十八にして耶蘇組派に入門し、天正十四年日本に來朝せし以來、伊豫・豊後の地に布教し、禁教令發布後は日向地方の地に潜み、再び豊後に現れ、後有馬地方の教會長たること三年、元和七年十一月耶蘇聖誕節後、夜中ハシラオより有馬へ赴く途中、偶然逮捕せられた

り。彼は其經歷を逐一教會本部へ報告したれば、之によりて當時の状況を詳にするを得べし(以下報告書による)

### 松倉重政宣教師を優遇す

師父ナツアローの逮捕せらるゝや、領主松倉重政之を喜ばずして其處置に苦心し、出來得べくんば窃に之を放還せんと謀りしが、此事はや世間に傳播し世の知る所となりたれば、放免もなし難く、已を得ず之を護送せしめたりしも、敢て之を投獄せず、信徒孫右衛門なる者の家に置き、附するに護衛を以てし、宗教上の勤行・談話は其爲すがまゝに放任して顧みざりき、さればナツアローは使徒パウロの囚人として羅馬にありし時の如く、訪れ來る士民に對し自由に布教談話するを得たり、斯くて一日松倉重政近臣を遣はしてナツアローの安否を訪ひ、贈るに果實を以てし

之に云はしめて曰く、今回偶然師父を拘留せざるを得ざるに至りしは甚だ心外の至にして余の本意に非ず、余は務めて師父等を我領内に潜伏せしめんと思惟せしに心あき官吏等がはからずも師を認めて捕縛せしむ遺憾なれ、然しながら余は何とがして師父を媽港へ送還せんと思ひ工夫最中なれば、不日最善の方法を案出して其目的を遂ぐるに至るべし、然る時は師父の爲に堅牢なる船舶を供し、充分食糧を積み込み、多數の信者を附して護送せしむべし。師父の外に余が領内に潜伏する宣教師數人あるを知るも、之を認むる者なきを幸ひ、余は之を看過して打捨て置き窃に之を保護せり、されば余の苦心の程を諒として暫時の不自由を忍ばれんことを乞ふと。

### 松倉重政と師父ナツアローとの會見

斯くて數日の後、重政ナヴァローを其第宅に招待して會見せり、其始末はナヴァロー師父の教會本部へ贈りし報告に詳記せり曰く、

豊後殿（松倉豊後守重政）は予を城内に招き、非常に優遇款待し、先づ今回予の不幸に値ひしを慰め、而して後日本の風習により予の來訪を辱ふするを謝し、茶菓を供して後、談來世幸福の事に及べり、其時豊後殿の云へるには基督教に於て理解し難き一事は、一切の人類を創造せし天主にして象庶を悉く救ふあたはざることなり、これ如何なる道理あるやと、予答て曰く、天主の人類を創造したまふや、之に善を行ひ惡を爲するの自由を賦與すると雖も、善を行ふ者には不窮の賞を興へ、惡を爲す者には無限の罰を受けしむ、此の規律の一定するは其旨趣深遠なりと云ふべし、蓋し天主は人をして理性を有する受造物たらしめんと欲するが故に、其自由を束縛せずして其好む所の事を行ふの權利を附與したまへり、然れ

ども天主は人をして絶對的に不羈獨立の者となしたまひしにあらざれば、人は皆天主の臣僕として之に奉仕し之を敬愛せざるべからざるの義務あり、又天主の人を處するや善事を行ふ者を扶助してます、其善を全ふるを得せしめ、不善を行ふ人は災害を受くべき惡人なれば善人の爲に設けたる天堂に上らしめずして必ず之を罰せざるべからざるなり、予又豊後殿に向て曰く予は天主の法則を定め給ひし旨趣を説明せんが爲め之を閣下の行政に譬へん、閣下は領主として其家臣に土地又は俸祿を給與せり、然れども之を給與するに當り、極めて精密に其功蹟を調査し、誠忠なる者を賞し不忠なる者を譴責すべし、夫れ閣下も人なり、人にして君主の位を得れば、亦其家臣を賞罰するの權を有する事斯の如し、然るを況哉全世界を支配する造物主に於てをや、絶對無極なる天主は眞正の權衡を以て下民の功業を量り、其行ふ所の善惡・邪正に因り之を賞罰せざるを得ざるにあらず



や。

時に豊後殿は暫時考慮したる後、其國語を以て答て曰く「モットモデゴザリマス」と、此子の説く所を以て理の當然と爲すと云ふ意なり。其後滿面に恭敬の色を見はし、従容として曰く、若し師父久しく日本に駐在せば益困難に逢着せん、是余の最も痛心する所なり、何ぞ師父は其好に従ひ安全を得べき本國歐州に歸らざるやと。爰に於て予は其親情を謝し、且謂て曰く予は日本人に天堂の道を教導せんとて渺茫たる滄海を航し、無數の邦國を經、艱難勞苦して此地に到りしより、既に三十有六年、其間貧富・貴賤・老幼を問はず、人に遇へば必ず精神安樂の説を講じ、日本諸邦を巡回し、今日に至り斯の如く老羸を致せり、唯希望する所は我主耶穌基督の爲に死せんと欲するのみと、「トノ」(殿)は此言を聞き驚愕感服の餘、傍に在る一人の高貴なる神佛信者を顧み、其意を説て予を讚嘆せり。

談話漸く時を移し、異教者の吾が聖教を誹謗するに因り、予は聖教を禁ずるの制度始て起りし時、之を辨護する爲め草し置きたる「アボロジア」と稱する辨論を懷中より取り出し之を呈せしに、「トノ」(殿)は書記官をして之を通讀せしめ、逐次に了解し、甚だ愉快なる論説を聞くに至りては讚賞の語を發せり、遂に讀で予が神佛信者の説(予輩は言を法教に託し國土を掠奪し、且基督信者の君主に服従せしめんことを欲すと云ふの説)を論破するの章に及ぶや、「トノ」の曰く是れ眼目とする所にして我が將軍家をして、基督宗教を嫌忌せしむるものは則ち此れが爲めなりと、因て予は之に答へ、若し將軍にして今予が呈せし此辨論を一讀せられなば、速に其疑惑を散ずるを得べしと云へり。豊後殿又曰く、近隣の比律賓島の事亦以て證となすに足れりと、(比律賓の西班牙領となりしは宣教師先づ基督教を傳へ人心を教化したる結果なりとの説専ら行はれしが如し)予は此の論趣に就

き敢て之を辨ずるを欲せず、故に左の如く答て曰く、比律賓島は他國の所領となりしも曾て葡萄牙に屬したる事實を確知せず、然れども葡萄牙人等は到る處諸國の君主と和親を結ば媽港・馬拉加・交趾・臥亞及び其他各印度に於るが如きは、信誼を表し和親極めて固しと。

其後羅馬都府及びガラン、コンスタンチン皇帝の事蹟を説話し、基督教の隆盛なるを語り、又日本人は歐州を以て日本を距ること甚だ遠きに非ずとするに由り、予は力めて歐州及び印度の海陸廣漠なることを説明せしに、滿座之を聞き驚嘆せり、「トノ」は殊にガラン、コンスタンチンの説話に感服し、喟然として嘆じて曰く願くば天主我が將軍の心を動かして基督教に歸依せしめんことを、然る時は日本全國舉て其例に倣ひ聖教を信ずること必然なりと、斯くて予の城内を去らんとするに當り、「トノ」予に謂て曰く余の冀望する所は師父等を長崎に駐在せし

め、時々訪問して法教の説話を聞かんことなりと、斯くて予の呈したる辨論を書記官に命じ速に騰寫せしめたと乞はれしにより、予は之を將軍に奉呈せんが爲なるべしと察し、喜で其事を許しぬ。既にして日將に没せんとす、爰に於て予は心志を盡し懇懇に別を告ぐるに「トノ」は起立して尊敬の意を表し予を庭前に送り、高位・高官の人に對する如く、跪き叩頭すれば、諸人其鄭重なるに驚けり。予豊後殿に面謁して後數日を経て、門閥家の一人なる或る基督信者が「トノ」に謁せし時、予の「トノ」に應接したる時の事件に及びしに、「トノ」は日本の諸宗教に於ては人の精神を安じ靈魂を全ふするを得ること能はざるべしと謂て、明瞭に其本心をあらはし、其思慮を述べられたり、實に天主は恩恵を以て豊後殿の瞑惑を解き、遂に聖教を奉ずるの人とならしめんことを乞ふと。

## 師父ナヴァローの殉教

師父と松倉氏との應接大略斯の如し、其後松倉は容易に裁決を下さず、殊に命じて師父を鄭重に監護せしめ、且つ之を救解せんと畫策する所ありしが如し。其間師父は諸方より訪來る信徒に接し之が告解を開き、或は之に聖體を授け、又は異教徒に洗禮を授け、暇あれば必ず教書の翻譯に従事し、或は祈念冥想に耽り、難業苦行は一日も怠ることなく殉教の日の速に至らんことを待ちつゝありしが、一六二二年（元和八年）十一月一日午前十時松倉重政家臣を師父の居所に遣はし、左の如き裁決を宣告せり。

師父は日本國より退去すべき命令を受くるも尙滞在するのみならず、嚴禁の制度に反背し、耶蘇基督の教を説く故を以て、日本の君主たる將軍より令して今日火

刑に處せしむ。

師父ナヴァローの是宣告を受るや、乍ら滿面に喜色を顯して曰く、余は生來斯の如き心地よき愉快なる告知に接せしことなし、余が三十六年間日本人に説教し來りたる聖教の眞理を、今日一死を以て徵證し得るは何等の愉快ぞや。抑も余の本國を出て遙々日本に來りしは實に此の如き幸福を得んと欲せしに因るなり、此の地上に於て諸人の最も尊崇する所のものは則ち殉教の榮譽なれば、今に於て一事の將軍殿下に愁訴すべき事なく、且つ數年來愛惠を垂れ給ひし豊後殿の恩誼謝するに辭なしと、家臣師父の此答辭を復命するに當りて、重政感涙を禁ずる能はざりしと云ふ。師父ナヴァロー死する時齡六十二歳日本人三人亦同じく焚殺せらる、西教史の記者クラッセ師父を讚して曰く彼の精神を充實し天主を欽慕するの熱心は彼の肢體を焚殺する火熱よりも更に猛烈なるべしと（是讚辭は往昔聖ローランの殉教の時人々の

呈したるものなり（西教史、鮮血遺書）

### 松倉重政其態度を一變して猛烈なる迫

#### 害者となる

基督教徒に對して極めて寛大なりし高來の城主松倉豊後守重政は俄然其態度を一變して残忍猛烈なる迫害者となりぬ。寛永二年重政參觀して江戸にあり、將軍家光の切支丹を絶滅せんとの決意固きを認め、此際其領國の基督教徒を看過するは、偶々以て自家を破滅するの因とならんことを虞れ、國老に訓令して切支丹教徒を佛教に歸依せしむべきを命ず、而して其結果耶派の支部長を始め、外國宣教師の續々檢舉せらるるや、家光大に憤りて重政の怠慢を責め將に割腹を命じ、其領土を剝奪せんとす、是れ重政が前に其領内に基督信者一人もなしと上申せしことありしに因る

なり、重政恐懼爲す所を知らず、漸く二三権力家の袖にすがりて將軍の憤怒を和げ、將來精忠を抽んで其領内に在る所の基督信者を殲滅すべきを誓ひたり。寛永三年の頃幕府が時の長崎奉行水野河内守に與へたる訓令中、「吉支丹ころび申す者の借家に吉利支丹宗旨の者を置き不申候ゆる、野山に小屋を掛け居る由に候、松倉豊後守領分へ追拂はるべき事」とあり、何故吉支丹宗旨の者を松倉領内へ追拂ふべきを訓令せしか、其理由不明なりと雖も、斯くして松倉が果して其領分に潜伏する外國宣教師を檢舉するや否やを試みるが爲なりしやも知るべからず、况哉長崎奉行の監視するあり、松倉たる者勢切支丹に對して猛烈なる窘迫者たらざるべからざりしなり。

### 松倉領の切支丹續々檢舉せらる